

総務常任委員会
決算・予算常任委員会総務分科会

(平成30年9月13日)

○ 森 康哲委員長

おはようございます。

昨日に引き続きまして総務常任委員会、決算常任委員会総務分科会を再開いたします。

本日は、危機管理監の所管部分の審査に入りますので、よろしく申し上げます。

まず、危機管理監のご挨拶をお願いします。

○ 加藤危機管理監

おはようございます。危機管理監、加藤でございます。本日、2日目のトップバッターということで、お願いいたします。よろしくをお願いいたします。

決算に加えまして、引き続き予算のほうもご審議賜る予定となっております。どうぞよろしくをお願いいたします。

議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第14目 防災対策費

第9款 消防費

第1項 消防費

第4目 水防費

○ 森 康哲委員長

それでは、議案第25号平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、危機管理監所管部分を議題といたします。

本件につきましては、追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いします。

○ 真弓危機管理室長

先日の議案聴取会にてご請求いただきました資料につきましては、総務常任委員会関係資料に基づき、ご説明をいたします。

決算常任委員会総務分科会資料4ページをごらんください。タブレットにつきましては、02、総務常任委員会、18、平成30年8月定例会議会、04、危機管理監（追加資料）の4ページになります。

よろしいでしょうか。

○ 森 康哲委員長

はい。

○ 真弓危機管理室長

まず初めに、4ページにつきましては、委員長からご請求がありました緊急告知ラジオの貸与状況であります。

この緊急告知ラジオにつきましては、緊急地震速報などの緊急放送受信機能がついたラジオでありまして、災害時に避難の支援が必要な要支援者の方と、地域支援の、いわゆる自治会長さんや自主防災隊長さん、あるいは民生委員、消防団の方々に貸与しております。その状況を表にしたものでございます。

次をめくっていただきまして、5ページをごらんください。

こちらにつきましては、樋口委員からご請求がありました住宅等耐震化促進事業の待ち件数であります。

この住宅等耐震化促進事業とは、昭和56年以前に建てられた、いわゆる建築基準法の旧基準に当たります木造住宅に対しまして、耐震診断や耐震補強工事、除却など、国、県、市の協調補助に乗って事業を行っているものであります。

この事業につきましては、平成27年度、平成28年度に市民からの申請件数に対しまして国費が不足したため、耐震診断や補強工事などを待っていただいている状態が発生いたしました。その件数を書かせていただいております。

この状況につきましては、下にも書かせていただいたんですが、三重県に対しまして、本市への国費配分を増加していただくよう、数度にわたって要望した結果、平成29年度にはその状況が改善しております。

次のページに行ってください、6ページをごらんください。

こちらにつきましては、委員長からご請求がありました緊急用貯水槽のある指定避難所の状況でございます。

緊急用貯水槽とは、大規模災害時に断水となった場合に応急給水の拠点となるものであります。13カ所ある緊急用貯水槽の設置場所に、図のようにタンクが地上式であるもの、あるいは指定避難所に設置されているものには丸を記載してございます。

なお、この丸がついていない部分なのですが、地下式の貯水槽のうち、天ヶ須賀公園と松原公園につきましては、立ち上がり配管を常設いたしまして、浸水等による水没防止の改良が行われております。

続いて、めくっていただきまして、7ページをごらんください。

こちらにつきましては、樋口委員からご請求がありました国土強靱化地域計画についてでございます。

これまでの経緯を少しご説明いたしますと、平成25年12月に国土強靱化基本法が成立いたしましたして、平成26年6月に国土強靱化基本計画が閣議決定され、国土強靱化地域計画策定ガイドラインが策定されました。

その後、平成27年7月に本市議会、総務常任委員会所管事務調査において、内閣官房国土強靱化推進室より情報提供をいただきました。さらに、三重県の国土強靱化地域計画の策定を受けて、翌8月に同じくこの市議会総務常任委員会所管事務調査におきまして、三重県の国土強靱化地域計画のリスクシナリオごとに行った本市の分析を行いまして、さらに平成28年2月には、その38のリスクシナリオごとに行った本市の脆弱性の評価をご説明いたしました。

その後、各部局において取り組みを進めているところでありまして、その状況につきましては、別紙の8ページから18ページでまとめさせていただきました。

次の8ページをごらんいただきますと、中央部分に記載しております脆弱性評価に対しまして、各部局が平成28年度、平成29年度に取り組んだ評価を記載しております。例えば、一番上の住宅・建築物等の耐震化では、危機管理室以下四つの部局が取り組みを進めておりまして、一番上段の危機管理室では、先ほどご説明いたしました木造住宅の耐震化事業の状況を記載しております。

以上が決算常任委員会総務分科会の追加資料の説明となります。

○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、挙手にて発言を願います。

○ 早川新平委員

これ、4ページの緊急告知ラジオの貸与状況って表をいただいている、これはもう、3年ぐらい前やったか、もっと前かな、貸与したの。

○ 真弓危機管理室長

平成26年度に。

○ 早川新平委員

三、四年前か。

当時も意見がいろいろあって、うるさいでこんなもの要らんという人と、それから、年齢に達していない方々でも欲しいなという声が地域で非常に多かったんですけれども、対象年齢とか、そういうものに達していないと貸与できない。中には、その対象以外の人たち、買ってでも欲しいと、そういう声はあったんですけども、それ以降は、この対応に対してどういうふうな考えをお持ちなのかと、もう一つは、これ、貸与ですから、ご不幸があったときというのは返ってくるべきものなんだけれども、その返却率というのを調べられているのか、それ、ちょっと教えてください。

○ 真弓危機管理室長

平成26年度以降につきましては、当時の災害時要援護者という制度に基づいて、このラジオにつきましては配付させていただいております。その後、災害対策基本法の改正がございまして、その災害時要援護者というのが避難行動要支援者という形が変わってまいりました。この名簿を整理する上で、名簿が整理できた時点をもって、再度改めて旧台帳の方々と精査をした上で、今後、配付していこうという状況でおります。

あと、返却率のほうでございしますが、お亡くなりになられた方とか、不要になった方というのは返ってきておりまして、500弱は返却をいただいているという状況でございします。

○ 森 康哲委員長

答弁を正確にさせていただきたいんですけれども、災害時要援護者以外に民生委員さんや自治会長さんや、また、消防団員にも配付していると思いますので、その辺も含めた答弁

にさせていただきたいんですけれども。

○ 真弓危機管理室長

当初は災害時要援護者の方々に配っておりまして、その後、地域で支援いただく方、自治会長さんなり、自主防災隊長さん、それから民生委員、その方々に配らせていただいて、平成28年度だったと思うんですが、消防団の方々にも改めて配らせていただいているという状況でございます。

○ 森 康哲委員長

その入れかえの状況とか、そういうのは把握されていますか。

○ 真弓危機管理室長

入れかえの状況につきましては、新たに役員になられた方には、旧の役員の方から引き継いでいただくという形をとっていたんですが、どうもうまくいっていない、私どものフォローアップがされていないというところがありまして、うまく渡っていないというのを一部伺っておりますので、今後につきましては、その辺も含めて再度調査をさせていただいて、行き渡っていない方々につきましては、貸与をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 森 康哲委員長

購入することができるようにというところの質疑は。

○ 真弓危機管理室長

前回、平成26年度以降配らせていただいたところで、まだ在庫がございますので、その辺の在庫の部分で、まずは対応していこうかなというふうに思っております。

○ 早川新平委員

委員長の補助で事細かく答弁いただきまして、ありがとうございます。

返却率で、おひとり住まいなんかで、じゃ、それ、返ってこなあかんのかというのは、

私は余り重きを置いていない。例えば、高齢者に対しての緊急告知ですから、使っていただけで、有益で、命が救われればというのが、これが一番の主題なのでね。

ただ、欲しいと言われる方に、当時買えなかったとか、あれ、7000円ぐらいするのかな、たしかそんなような話が当初あったよな。

あったんやけど、欲しいという方と、それから、一方、自治会長がそういう高齢者、対象者に持っていったときに、そんなの要らんわという人もおるし、現実には、そういう人はうるさいでもうどこかに置いてあるとか、ここが問題やと思っています。行政の立場としては、そういう、弱者に手を差し伸べて、要らんでも置いていくとか、それから、欲しくても当たらない人、そういったところが一番大事かなと。

現実には、私ら、なぜこういうことを発言させてもらうかという、要らんわと、うるさいで知らんわって、しまつてあるというか、どこにあるかわからんという人も現実にはみえるんです。3名ぐらいおったんですけど。

一方、これ、自治会を通じて貸与したんですよ。あのときに、欲しいなという声が結構あっても、対象外だからいかなかったと。私はそこが一番大事なところであつて、金を出してでも欲しいという方であれば、欲しいんだから利活用するに決まっているので、四日市市民としてはね、そこはやっぱり手を差し伸べてあげていただきたいかなと。

それから、もう一つは、返却、なぜ伺ったかという、おひとり住まいとか、もしご不幸があつたときに、それ、どうやって返却になるのかなということが非常に、ちょっとそこが知りたかつたので、そこの手法だけちょっと教えていただけるのでしょうか。

○ 真弓危機管理室長

お亡くなりになつた方につきましては、民生委員さんなどを通じて返却いただいているという状況でございます。

○ 早川新平委員

とりあえず以上です。

○ 森 康哲委員長

他にご質疑ある方、みえますか。

○ 樋口博己委員

5 ページの住宅耐震化促進事業の待ち件数についての資料をありがとうございます。

先ほど説明もあったとおり、四日市は積極的に推進しているので、県の配分の増額をずっと要請してきて、平成29年度は解消したと。平成30年度も平成29年度並みというか、それぐらいの予算が配分される見通しで、ちょっと、これ、待ち件数ということをお願いしたので、実施件数はわかりませんが、平成29年度のそれぞれの実施件数に対しても待ち件数がゼロだったということだと思んですけど、平成30年度の見通しも少し教えていただけますか。

○ 真弓危機管理室長

平成30年度、今現在ですが、補強計画、補強工事につきましては、例年20件程度ですけど、若干余裕が出てきているのかなというところです。

あと、診断、除却の件数につきましても、若干不足部分はあるんですが、計画・工事とかの余裕がありますので、対応できるかなというふうには考えております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

平成29年度の診断、計画、補強工事、除却、特に危険家屋除去はどうなんですかね。平成27年度、平成28年度、平成29年度とふえる傾向にあるのかなと思うんですけども、その辺は、状況はどうですか。

○ 真弓危機管理室長

危険家屋の除去につきましては、空き家のものを除却という形で、数で出してありますが、平成28年度の実績は8件、平成29年度の実績は4件となっております、今年度は8件を見込んでおるとい状況でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、空き家を中心に除却ということで、なかなか家が古くなってきて、耐震診断して補強するよりも除却していかうということなんだろうなと思いますので、先ほど答弁があったとおり、今年度に関しても8件を予定しているけれども、予算の中の流用で対

応できるということですね。わかりました、ありがとうございます。

続けて、よろしいですか。

○ 森 康哲委員長

どうぞ。

○ 樋口博己委員

7ページの国土強靱化地域計画のことですけれども、これまでの経緯を載せていただいて、まず、8ページ以降で、県の出している項目に応じて現状を確認いただきまして、ありがとうございます。

これは、三重県は計画をつくっていますよということで、内閣府にも登録して公表されておるんですけど、四日市は、内閣府のほうには計画をつくっていますよというようなことにはなっていないようなんですけれども、その辺はどうなんですかね。

○ 真弓危機管理室長

平成28年2月の報告のときにつきましては、三重県の脆弱性評価に基づいて評価をさせていただきました。そのときには、各部局で進めている状況も多くありということで、まずは、この三重県の脆弱性評価に基づいて、各部局が取り組むこととしておりまして、また、今後、ここに不足分があれば、順次施策なりを立てて、各部局が推進していくということとしております。

○ 樋口博己委員

そうすると、この基本計画をつくっているよということで補助金がアップするとか、そういうことではなくて。基本的にこれは社会資本整備交付金でやるんですよ、いろんな整備は。だから、エントリーしていますよと、計画つくっていますよということも言わなくても、補助率とか、そういう事業の進展の補助金なんかは全く影響ないというふうに考えてよろしいんですかね。それとも、何かエントリーすることで増額がある、チャンスがあるとか、その辺はどうなんでしょうか。

○ 小森政策推進監・室長補佐

これは、もともと内閣府が主導で国土強靱化基本計画ということで進めておるかと思うんですけども、内閣府のほうから、国の各省庁に対しまして、そのような、予算上の優遇要望ということで、話をしていただいたというふうに伺っています。その中では、一定程度配慮をするというような表現でございまして、優先的に予算をつけるとか、そういったことにはなっていないというふうに伺っております。

○ 樋口博己委員

そうすると、各事業ごとにしっかり計画をつくって、当然、長寿命化、耐震化の計画をつくって推進していけば、エントリーする、せんは関係ないと、配慮するよという通知はあるかもわかりませんが、それは、予算取りは、進捗のことには影響しないということで、ちょっともう一回確認ですけれども。

○ 小森政策推進監・室長補佐

そうですね、一定程度の配慮という表現だったと思うんですけども、それがどの程度かということまでは、ごめんなさい、確認はしておりませんが、現時点では大きく変動するものではないのかなというふうに考えております。

○ 樋口博己委員

わかりました。

ちょっとことしに入って、大阪の地震から始まって、さまざま台風とか、北海道の地震とか災害があつて、この前なんかも北海道の地震があつた後ですかね、防災グッズなんかもホームセンターでかなり品薄になって、売れているという、意識が高まっているという話になっておるんですけど、予算取りとか、そういうところには余り影響はないのかもわかりませんが、国のほうには、きちっと四日市はやっているよというようなことを示す中で、三重県はやっていますけど、やっぱり言っても三重県は大きな範囲なので、市民に直結して、例えば、この隣のうちの近くの川はどうなのかとか、防潮堤防はどうなのかという話はまた、なかなか三重県では距離感があると思うんですよね。

その中で、やっぱり四日市としてこういう計画をしっかりつくっていますよというふうにしなごら、近隣市町にも促すような姿勢も大事なのかなと思うんですが、その辺はどうでしょうかね。

○ 真弓危機管理室長

各施策の中で、推進計画の中でやらせていただいているというところもありまして、今後、その辺も含めて、アピールがどうなのかというところも含めて検討はさせていただこうと思っております。

○ 樋口博己委員

何か手続がふえるとか、何か煩雑になるということではないと思うので、直接この計画をつくっているということは市民にどれだけ周知されるかは別として、防犯意識の、大きな意味での啓発になるのかなと思っておるんですが、余りやる意味がないような答弁に感じるんですけど、危機管理監、どうなんですかね。

○ 加藤危機管理監

本市としましては、先ほど室長も申しあげましたように、県の地域計画のリスクシナリオ、この表をベースに、今後、各部局のほうに。当然、先ほど委員がおっしゃいましたような新たな側面が出てくるケースもあろうかと思えます。そういったものも随時見直しなり、追加をする中で、まずはこれをベースに対応していきたいなというふうに考えております。

○ 樋口博己委員

これをベースに対応するのはもちろん、県がこんなのやっておるのに、ちぐはぐの計画をつくっても意味ないと思いますので、余り四日市として特に計画をつくりますよというふうな、公表していく意思がないのかなというふうに思いますけれども、事業としてはしっかり行っていただきたいなと思います。

ちょっと個別のことでお聞きしますが、さっきの耐震化にも関連するんですけど、どこかの項目でありましたけど、緊急輸送道路の沿道の耐震補助の予算も平成29年度、ありましたよね。あれの執行状況というか、今後の見通しはどうですか。

○ 真弓危機管理室長

緊急輸送道路の沿道の耐震化についてご説明をいたします。

耐震診断につきましては、平成28年度が2件、それから平成29年度が4件という形で行っております。今年度につきましては、耐震診断を8件、それから設計を4件というふうに、今のところ計画が進んでいるという状況でございます。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

これは対象者も限られたケースだったと思うんですけど、今年度の耐震診断でしたっけ、8件というのは。これで、もうほぼ耐震診断は終了というふうなんでしょうか。

○ 真弓危機管理室長

8ページの表のところに、必要な数が41件という形で真ん中のところに書いてあるかと思うんですが、この件数が最終的な目標となっています。これは平成32年度までに報告をという形になっていますので、各個別に毎年周知をさせていただいて、診断を受けるようにというふうにはお伝えさせていただいております。

○ 樋口博己委員

これ、たしか診断を平成32年度までに受けないと公表するとか、そういう措置もあったかと思うんですけど、それは全部クリアするというので、耐震診断をして、耐震工事も進められるというふうに捉えてよろしいんですかね。

○ 真弓危機管理室長

一応、平成32年度までに耐震診断の報告をという形で皆さんにお伝えしてあります。その後、補強工事があるところについては、順次、私どものほうから促していきたいというふうには思っております。

○ 樋口博己委員

これは、県の補助もあったと思うんですけども、今年度とか、それ以後の見通しとしてはどのような感じなんでしょうか。

○ 真弓危機管理室長

国、県、市の補助でありますが見通しは立っているという状況です。

○ 樋口博己委員

わかりました。

あと、避難所への経路の整備のところって、どこかにありましたよね。ありませんでしたっけ。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員

そうすると、事業としては都市整備部ですか、これは。じゃ、それはいいとして、ちょっと一つだけ確認なんですけど、小中学校は指定避難所に指定されている場合に、各学校にLEDの太陽光のパネルについて、電気がついていると思うんですけど、これは危機管理監の予算と違いましたっけ。違うところですかね。

○ 小森政策推進監・室長補佐

避難所の入り口のところに、その施設の照明灯とは別にLEDの……。はい、それは危機管理監のものでございます。

○ 樋口博己委員

これは、この前の停電で、羽津北小学校がちょっといろんな関係で電気の復旧がおそかったんですけど、停電で。僕のイメージは、指定避難所のライトなので、防犯灯なので、ついていると思っていたんですけど、そこがついていなかったんですけど、あれは電源的には独立したものではないんですかね。

○ 小森政策推進監・室長補佐

商業用電源を使っているものではなくて、ソーラーで電力を得まして、電池にためて照明しているというものでございまして、別系統ではあるんですが、その電池が消耗品でございまして、ある程度で消耗してしまうということで、もしかすると充電が不十分でついていなかったという場合が考えられます。多くの場合、施設管理者の方についていないよ

ということで教えていただいて交換をしているという状況でございます。

○ 森 康哲委員長

今回のケースは、そういう報告はあったの。羽津北小学校の非常灯がついていないというのとは。

○ 小森政策推進監・室長補佐

この件に関しては、ございませんでした。

○ 樋口博己委員

ちょっと確認だけしていただけますかね。どういう状態でどうなったのか。

今回、決算審査の中で委員長にご配慮いただいて資料を出していただいたんですけども、これはどこかで定期的にこういうのを出して、更新いただきたいなと思うんですが、その辺は今後の考え方、どうなんでしょうか。

○ 真弓危機管理室長

昨年度も、決算時期には、このように各部局に調査しておりまして、まとめていたという状況でありますので、また定期的にご報告できればなというふうに考えております。

○ 樋口博己委員

わかりました。この決算審査の議会には資料を提供いただけるということでよろしいんですかね。

○ 真弓危機管理室長

決算時期に報告させていただきます。

○ 樋口博己委員

わかりました。ありがとうございます。

危機管理室が取りまとめになっていまして、事業主体ではないんですが、しっかりとその辺のところを、進捗状況を管理いただきながら、また、これは総合計画がある中で、後

でこういう法律ができて、地域計画というのをつくっていかうということになっていますので、ただ、これは、総合計画のアンブレラ計画というふうにも、位置づけにもなっていますので、今後の次期総合計画の中には——当然それぞれ各部局でこういう事業を推進いただくんでしょけれども——そういうアンブレラ計画だという中で、総合計画の中にやはり防災、減災の意識を、市民の方も非常に今、高いものですから、そういうエッセンスを一つ大きな柱として位置づけていただくように、もうこれは要望したいなと思います。ありがとうございます。

○ 森 康哲委員長

要望で。

他にございますか。

○ 川村幸康委員

危機管理監のあれと消防本部の、さっきの、それは事業、都市整備部かというののあれを、私らで余りよう線引きがわかっておらんところがあって、例えば、消防本部のほうでも木造の危なそうなのやらなんやらを指導していますやろう。何ていうの。

○ 森 康哲委員長

予防保安課で。

○ 川村幸康委員

何かやっていますやんか。それと、その空き家とか、そういうのも含めて何かやっていますやんか、消防本部のほうでも回って。それと危機管理監との仕事のフィールドというか、あれはどうすみ分けしておるのかなと思って。前々から、どういう分け方で、あれ、消防本部もしておるし、ここで見ておると危機管理監もしておるのかなと思うと、どこですみ分けをしておるのかなと思って。

○ 真弓危機管理室長

先ほど空き家を一例に挙げたんですが、空き家に関しては、消防本部の火災予防条例のほうに維持管理がうたわれておりまして、その部分の指導と、あるいは建築指導課のほう

で、建物関係は、建築基準法に基づいた指導を行っておるところで、お互いにすみ分けというよりも連携してやっているというところと、そのまとめを危機管理監が担っているという状況でございます。

○ 川村幸康委員

そうすると、連携はしておるのはわかるけど、予算取りはどうしておるの。予算の分け方も折半しておるの。ごっちゃなの。

○ 真弓危機管理室長

例えば空き家でございますと、応急的な措置、人が入れないようにバリケードを張ったりとか、そういった予算は危機管理監のほうでご用意させていただきます。ただ、除却と大がかりになると、その辺は建築指導課の法律的な分野になっていきますので、そのあたりは建築指導課のほうでやるという形でございます。

○ 川村幸康委員

そうすると、危機管理の仕事の部署として、皆さん方が仕事をしていく上で不都合はないの。意外に、何かフィールドがありそうでなくて、卸業というか、仲卸業というか、効率ええのかなという。大事な仕事というのはわかるんやけど、位置づけが何かしらんけど、中間卸売商みたいなので、予算もあってなくて、現場も実はあつてないみたいなどころがあるやんか。本当に機能して効率よくできておるのかなというのは、皆さんの当事者意識としてどうなのかなと思ってさ。

だから、変な話ですに、危機管理室がなくなっても回ってくような部署を全部持っていますやんか、もともと。だから、そこでの、もうちょっと効率よく、せっかくこういう部署があつてやるのであれば、効率が上がるのやったらええけれども、どうなっておるのと思つてね。前からちょっと気になっておったもんで。

だから、危機管理と言われると誰も否定しにくいような仕事ぶりなんやけど、実はフィールドは全部今までの既存の部署であつて。そこら、ちょっと検証して、災害やああいうことがあつたから、そういう部署をつくって大事やという意識啓発にはなつたかわからんけど、組織まで変えて。実際に日常の業務の中で、こういう部署が、各部署から募つて危機対応の部署をふっと即時的に立ち上げるというほうが効率的なのか、災害対策本部と

含めてね。どう思っておるのかなと思って、前々から何かフィールドがないなと思ってさ。よう言う私らの世界で、現場がないとやりにくいやろうなと思って。どう思っておるのかなと思って。一遍聞かせてほしいなと思って、それを。

○ 加藤危機管理監

なかなか私の立場でどのように答えるか、難しい部分なんですけど、確かに、川村委員がおっしゃいますように、それぞれ部局ごとに、もともとの部局がそれぞれフィールドというのは、分野別に専門家集団がそれぞれおってですね。消防もそうですし、土木部門なんかもそうです、河川なんかもそうですし、建築部門もそうやと思います。予算も当然持っておって、これまでやってきたというところで、全国的にもこういった危機管理の専門部署は、阪神・淡路大震災の前ぐらいまではほとんどない例だったかと思うんですが、それが当然縦割りというような世界やったと思うんですけれども、その後、こういった専門部署的なものをどの自治体も設けられるようになってきたと思います。

実際、危機管理室もいわゆる事務屋——行政職——と、あと、いわゆる市で採用された職員の中でも事務職のほかに土木技師、建築技師をそれぞれ配置しております。あと、消防本部のほうからも2名という形で、それぞれ専門的な知識なり技能を持っている人間が一応市役所全体を、災害対策本部を立ち上げるときはもちろんのこと、平時からも全体的にコーディネートして、できるような体制の中の一つの組織かなというふうに思っております。

加えまして、やはり災害はいろんな対応がありますので、我々はなかなか、川村委員おっしゃったように、多分武器というようなものが非常に少ない。予算がないわけでもないんでしょうけれども、どっちかという維持管理費用的なものがメインになっていくケースが多いと思っております。

我々に求められるのは、やはりよく言われますけど、市民の皆さんに対する啓発ですね。いろんな視点からの啓発、当然、先ほども申し上げましたように、専門知識を持った消防、建築、土木技師もおりますので、そういった視点からの、例えば出前講座も含めた働きかけ、いろんな広報媒体を使った働きかけ、それから、他の自治体とのこういった専門部局とのネットワークなりも当然ございますので、そういったところから得た知識なりノウハウを全庁的に下ろしていくとか、そういった役割を担っている部分が大きいのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

だから、結局ハードはなくてソフトですよという話やろうと思うんやけど、なかなか、ハードはもう既存の部局にある中で、ソフトをどう充実させていくかということになると、なかなか365日、24時間、そんなことはないわけやろう。何かあったときで、あとはもう予防か何か、そういうことの事業しかない中でいくと、やっぱり危機管理室の仕事のやり方を少しやっぱり見直すべきかなと私は思っておるで。特にフィールドをどうするのかな。

例えば、ブロック塀が倒れた、あれ、今、教育委員会にさせておるけど、あれこそ危機管理室なのかなと思ったりもしたりして。危機管理室であれやっておるの、違うやろう。あれ、教育委員会でやっておるのやろう、調べて。通学路か。だから、そこらが仕事ぶりとしてな、本当ならあれは危機管理室でやることやったんかなと思ったりしておるの、私はな。

私らのところにも伝わってくる声は、学校のエリア内のブロックとか、倒壊しそうなものは調べて、すぐしたけど、学校が通学路にしてあるところの民地で物すごい危ないところが、今、手つかずなんやわな。危ないでとって、善意ある人は、これ、補助金くれたら壊してもう生け垣にするけどなという人の声は、きのう実は聞いたんやわ。だから、そうやってなると、そういう人の意思もあるんやったら、やってくれようとしておるのやったら、それをどうやってやるかというとか、そんなのがもうちょっとできやんのかなと思っさ。どう思う。例えばああいう事故が起こって、あれはやっぱり教育委員会の仕事の範疇なのか、危機管理監の範疇なのかといたら。

○ 加藤危機管理監

現状としましては、川村委員おっしゃいましたように、通学路に関しては教育委員会のほうで、今やっただいております。

一方、いわゆる通学路にかかわらず危険なブロック塀の除去なりというのは都市整備部のほうで予算を、今定例月議会も上げさせていただいて、補正予算で上げさせていただいておるところでございまして、その中で、じゃ、危機管理監はどういう役割を担うのやというところかと思うんですけれども、私ども、やはり、先ほども少し触れましたけれども、ブロック塀の危険性を広く周知、知っていただいて、被害を受ける側にはそういった

意識を持っていただくのも必要ですし、所有者の方には、第三者に危害を及ぼすおそれがあるということを働きかけて、そういったことが中心になってまいるのかなというふうに思っております。

○ 川村幸康委員

だから、私は都市整備部とか既存のところが持つておる守備範囲はそれでええんやけど、例えばブロック塀って、そういう事案があって、スピード感を持って対応せなならんということで国からも処置が来たときに、どこがやるのかといったときに、フィールド外のところの部分は危機管理監かなというふうに考えているんですよ。

だから、例えばきのうも相談のあったような通学路に指定してあって民地にあるのは都市整備部も言えませんよね。民地にあるブロックを壊せとか、直せと。だけど、教育委員会的にいうと、教育委員会は学校の土地しか言っていないですよ。でも、通学路はありますよね。そうすると、例えば緊急避難経路なんかは、電柱の除去とか、倒れたらあかんで、そういう輸送確保の道は危機管理監でやっておるんでしょう。そうやってなると、通学路とか主要な道路のところ、もしブロック塀が倒れそうなところやら、特に車よりも子供が歩いておって、今回の事案も起こっておったんやったら、通学路のブロック塀は結構危ないところあるよ、ようけ。そこの民地をどうするのか、それから、無料で鉄筋のあれをどうしてやるのかってさ、お金もかかるのかわからんけど、そういう仕事はちょっとせんと、市役所の範疇は公共の建物のブロックだけですよでは、どうなのかなと思う。たまたまあれはプールか何かの横のあれやったけど、実際には民地でもあり得るし、何回か起こっておるよね。工事現場のあれが倒れて下敷きになったとか、あれやと、そうすると、都市整備部か消防本部の範疇かな。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

建築指導課の範疇やで危機管理監は関係ないというのか、だから、どう見るかやろうで、特にブロック塀、ああやって起きたんやったら、ブロックの、特に通学路で、民地でもう極端に危ないというところがあるわ。大体わかるでしょう。そこだけは一遍、学校から受けて調査して、危ないのなら。多分、学校は把握しておるんでさ、ブロック塀で危なさそ

うな民地、言えやんけどな。ああいうことは危機管理監が言わな、どこが言うのかなと思って。今のタイムリーなら言えると思うので、大阪であんな事故があったので。公のところは行政で対応しておるけど、もし民地のところの部分はそういったことで対応してもらえるのなら、ちょっと。それから、補助制度やでいうと、撤去したら生け垣の補助はありますよとかな。そういうことの広報をもうちょっと。今やったらできるけど、これ、二、三年後やったらできにくい、もう。もっと何で早う言わんのって。今ならできる仕事やもんで、もしよけりゃ、少しこれは仕事ふえるけどさ、教育委員会に尋ねてもらって、ブロック塀の除去を、ちょっと啓蒙、啓発というのか、こういうのは。せえとは言えやんの。ただ、補助制度がありますよってインセンティブつけて誘導することはできるんやろんで、そういったことをちょっと、する、せん、どっち。したないというのなら、したないでええし。

○ 加藤危機管理監

おっしゃるとおりやと思いますので、先ほども申しあげましたように、今、危険な箇所は通学路に限りませんし、民地がほとんどであるケースが多いですね。我々、指導権限というのがない中で難しい部分があるんですけど、やはり、ちょっと先ほども申しあげましたように、啓蒙、啓発というのが一つの大きな危機管理室の仕事かなと思っていますので、それは教育委員会とか都市整備部だからということではなしに、一緒に連携して、それから情報共有もしながら、少しでも危険が下がるような努力はしてまいりたいというふうに思います。

○ 川村幸康委員

時機、大事やに。5年もたってからしておったんでは。タイムリーにスピード感を持って。予算も上げていかなあかへんやろうし、ちょっと部局調整はせなあかんよ。例えば生け垣補助なんか何なんかは補正予算組むぐらいのつもりで。

○ 森 康哲委員長

それ、本当に今の体制でできますか。

○ 加藤危機管理監

今の私どもは全部で12人、危機管理監は私を含めて12人の体制でございます。

この体制のままで委員長ご心配のように、できますかと言われると、私ははっきり非常に難しいというふうにお答えをさせていただくしかないんですが、先ほど申し上げましたように、啓蒙、啓発の部分であれば、まずはもちろん今、ホットな、皆さん本当に、危機管理というか、そういう地震なり風水害に対して意識が高い時期でございますので、このタイミングで広報をうつというのは、啓蒙、啓発というのは非常に効果が高いと思いますので、まずはやりたいと思います。

○ 川村幸康委員

例えば、今回、補正であがた保育園が300万円やろう。楠南幼稚園で40万円ぐらい。三重西幼稚園で30万円ぐらいやろう。それから、ブロック塀等現地調査業務に460万円、ブロック塀等アドバイザー派遣事業というのに220万円、これ、建築指導課が上げておるのや。それから、ブロック塀等撤去費補助金にも500万円、市内全域を対象に、道路に面するブロック塀等撤去を実施する者に対し、補助金を交付するって今回上げておるのやわ。上げておるけど、どこがそれを周知して、どこがピックアップして、そんなの都市整備部では無理なんかなと俺は思ったり、だから、教育委員会なんか、これも仕事ぶりからいうと建築指導課って、それ以外の仕事で忙しいのにさ。だから、俺、予算常任委員会で言おうかなと思っておったんやけど、補正予算の。こんなの絶対無理やもん。建築指導課なんて、仕事だけでばんばんやのに、これ、また仕事抱え込んだら大変やで、予算立ては建築指導課でも、これのそういう意識啓発はこれ。3本あるのやわ、補正で、今回出てきておるのが。知ってました。

知っておるやろう。そうやで、そういうことを考えるとき、それはちょっと意識高めたしたらんとき、これ、予算つくったけど、どこがやっていいか、わからへんに。

以上です。

○ 森 康哲委員長

以前も当委員会で危機管理室の人的な体制について議論したことがあって、そのときに、ちょうど津市、同格市を調査したときに、四日市の倍以上、30人体制で時限的にぐっとふやして取り組んでいたのを調査したことがあるんですけども、そのときはちょうど津波避難ビルを指定していく、していかなとか、そういう議論をしていくときに、四日市、こ

のままでもいいのかと議論したことがあるんですね。

ちょうど今、川村委員が指摘されたところというのは、横串を入れてやっていくべきことではなくて、危機管理室のボリュームをふやさないとできないとか、特別チームなり、何か専門的な知識も持った人の中に入れていかないといけないのかなという印象を受けましたので、一度、全庁的にそういう話をさせていただいて、緊急的に、時限的にでもいいですので、危機管理室の人員配置をふやすような形をとれないのかなというふうに感じたんですが、いかがですか。

○ 加藤危機管理監

私も先ほど申し上げましたように、今年度、私、このポストにまいりましてから、津市の状況も調べてみましたし、実際、二課制ですかね。ちょっとほかの私どもが所管していない、一部、その辺の交通安全か何か、たしかそういったところも範疇に入っていたかと思うので、単純に比較はできないかもわからないですけども、津市とのバランスを見たときに、うちのほうはマンパワー的という面では、ちょっと津市に劣っているかなというところは、人数面ではですね、痛感はいたしておるところでございますので、体制強化というのは非常にありがたい、心強いところではあるというふうに思います。

○ 森 康哲委員長

危機管理監の立ち位置もそうですけれども、例えば県でいえば副知事の位置にいるわけですね、危機管理統括監が。そうすると、市でいうと副市長の位置にいれば、全部局に指示が通りやすい。緊急時にはそういう位置づけにはなると思うんですけども、平時からやはりそういう情報を収集したり、今みたいな事案が出たときに、他部局に対して、指示とか、また、いろんな情報を集めるという立場では、今の状態では少し難があるのかなと感じておりますので、その辺も含めて、やはり議論していただきたいと思います。

川村委員、よろしいですか。

○ 川村幸康委員

はい。

○ 樋口博己委員

先ほどの国土強靱化の議論なんですけど、まさしくこれはやっぱり通学路の安全確保というので、ブロック塀というのは項目をふやすべきなんですよね。で、やっぱりそこで啓発と言われましたけど、予算は担当部局にあるのかもわかりませんが、工程管理をしっかりとしながら、それはやっぱりチェックして議会に報告していくということが大事なのかなと思っていますので。また、これ、ブロック塀だけじゃなくて、いろんな形で、基本は先ほどの三重県の項目——これは国から示されたものなので——に準じていくんですけど、細部の項目を、四日市独自のカラーを一つ一つプラスしながら、しっかり工程管理いただきたいなと思いますけれども、どうですか。

○ 加藤危機管理監

樋口委員おっしゃいますように、当然、それぞれ三重県内の全ての自治体が同じ環境条件に合うとは思いませんので、それぞれの地域特性というのは当然ありますので、そういったもので県の地域計画に漏れがある部分があれば、当然四日市独自のものとして今後も追加していくことになると思います。そのようにしたいというふうに思います。

○ 森 康哲委員長

他にございますか。

○ 早川新平委員

先ほど川村委員がおっしゃったところに関連するんやけれども、たしか平成17年から四日市は住宅等——高齢者やったかな——耐震化促進事業で、ことし2億円ばかり予算がついていましたよね。ずっと各地区回っている、3年ごとで、家具の固定事業なり。あれ、民生委員に言ってくださいと。地元のことを知っているのは、自治会長さんたちが一番よくやっていて、そこの連携が全然わからなくて、知らない人、結構いるんですよ。これは、民生委員の役割なんだろうけれども、予算としては四日市市で、それを委託しておるのは民生委員やからさ、ちょっとわかりにくいところがあるんやろうけれども、現実には知らないところがあつて。ことしも予算、結構上がっていましたよね。平成17年からやっておるから、3年に一遍ぐらい、各地区回っているんやな。何月にはどこやとかさ。それを全然知らない人が多い。だから、そこのところで、自治会なんかほとんど定例会やってみえて、そこはわかるんやろうけれども、民生委員がそこに入ってこないんだよね。だから、横串

刺せというのは、まさしくそのところでね。耐震化促進事業でいいものやっていて、でも、こんなの現実知らないという方が、私、結構聞くんやわ。だから、そのあり方というのは、これはいいものやって、予算も上げてもらって、それで、四日市市民のために、高齢者のためにやっているのに、それが十分活用されていないという、その組織的な問題。これ、たしか平成17年からやっておると違うかな。もう十二、三年回っているんやんな。だから、それが余り認知されていない。そこを言うていくところが民生委員さんから、自治会長さんは余りわかっていない。だから、そのところを横串刺すというのは行政、一番弱いところやろうけれども、これは、自治会は関係なくて、民生委員の仕事ですとか、四日市市民には変わりあらへんのやから、先ほど指摘されておったところは、まさしくそういうところがあると思うんですよ。どっちも責任がないような。だから、その組織的な機構というのは、もう12年も13年もやっていて、高齢者なんかでもいまだ知らない人が結構いて。だから、対象以外やったら私ら関係ないわとかね、そういう意識を持っているので、こっちが一生懸命笛吹けど踊らずみたいところがあるんでね。組織的なあり方というのをちょっと考えておいてもらわんと、有効な施策が打てやんのかなと。そういう意味では、広報、もっと大事かなというのが行き着くところなんやけど、危機管理室としてはどういう考え方しているのかな、そのところ。そういった指摘は現実あると思っている。

○ 真弓危機管理室長

早川委員のほうから、家具固定事業の件について広報が足りない、これは家具固定事業に限らず、私どもの施策をしている備蓄とか、その辺についても同じなんです、あるいは警報関係の要望のことも同じなんです、広報が足りないというところはやっぱり認識をしておりまして、考えられるあらゆる媒体を使いながら、どういった広報が皆さんに浸透していくかをいろいろ検討しながら、今後、進めていきたいなというふうに思っております。

○ 早川新平委員

答弁はそれで優等生的な答弁やろうけれども、具体的に、じゃ、どういうふうにしていくのかと。例えば行政が発信していて、こういう制度、ありますよと。もう13年も前からやっているのに、知らない市民がいて、これ、行き先は民生委員の所管やからといって、

自治会長さんが、全く入れないんですよ。

我々委員がよく言う、横串刺せ、横串刺せっていうのは、まさしくそういうところで、恐らく24地区でも、定例会は自治会でやっておると思うんやけれども、そこに民生委員とか、そういう者が入っているというのはほとんど……。うちの地区はないので、その連携の悪さやろうけれども、それから、民生委員さんもいろいろ忙しいし、プライドもあるやろうし、だから、こんなええものをやっておるのに、12年、13年目に入っておっても知らないとか、そのこのところの組織的な欠陥というのかな、そこを具体的にどういうふうに直していくかなど。広報するなり。広報だけではおさまらんし、そのこのところ、ちょっと考えてほしいなと思う。せっかく危機管理室でええ施策出してもらっておるのに、活用せんことにはどうしようもないやろう。

○ 真弓危機管理室長

例えば家具固定につきましては、3年度計画というところは示されておりますので、そこを踏まえて年度末なのか、年度当初の各地区の自治会長会議にお邪魔して、今年度の計画はこうですよというふうにお伝えしていければなというふうに考えております。

○ 早川新平委員

最後にしますけど、家具の固定だけでなしに、耐震診断とか無料でいっぱいやっているのに、それすらも知らない。そこはやっぱり所管が自治会なんか、それから、民生委員なんかというところで、市が出しておっても、言うところは民生委員に言ってってくださいよというところが、もうそこが全然伝わってなくて。だから、そういう、施策の構造的な問題やと私は思っておるので、ちょっと考えていただきたいなと。頑張りますやなしに、具体的にそこを、すき間産業みたいところで、そのすき間はどういうふうに解消していくかということを考えていただかないと、いいものの活用、市民は知らない、そういう制度も知らない、知らんやつがあかんのやと言われればそれまでやけど、やっぱり真弓さんがおっしゃったように、広報をきっちりやって。

で、広報をやるといっても、市民って勝手なもので、自分の興味のあるところはぽんとやるけど、普通それはほとんど見ていないんさ。これは勝手やろうと言われればそれまでなんやけどな。だけど、命にかかわってくる一番基本のところやで、何かあり方を組織的な形で考えてもらわんと大変かなと。ええもの出しているんやから、市民に伝わるように

やってください。意見です。

○ 森 康哲委員長

他にございますか。

○ 川村幸康委員

耐震シェルター、1件補助したというんやけど、一般の家で。そういう人おるのや。幾らぐらいするの。補助金、どんな制度なのか。耐震シェルターっていうまで、私らでもなかなか……。ちょっと、参考のために。俺のところもやろうかなと。

(発言する者あり)

○ 森 康哲委員長

寝室に置くですね。

○ 真弓危機管理室長

補助額が半額で、大体25万円ぐらい出していますので、50万円以上かかっているんじゃないかという。

○ 川村幸康委員

皆さん方の家にもあるの。推奨しとんのやろうで。

どんなものなの。一遍、市役所の1階ぐらいに展示したらどうやろう。見たことないもん、耐震シェルターって。借りれやんのか。

○ 森 康哲委員長

以前、資料提供したことあると思うので。

○ 川村幸康委員

現物を一遍見てみたいなと思ってさ。50万円で本当に有効ならさ。どれが一番効率いいんやと思ってさ。

○ 森 康哲委員長

用意できますか。

(発言する者あり)

○ 真弓危機管理室長

今、1室を、木造なんかですと、木の柱なんかで覆っていると思うんですが、そこに鉄骨入れて、上からの落下物に耐えられる、地震とかに耐えられるように、そういった構造をしているというのを見たことがあります。

○ 川村幸康委員

見たことがある。

○ 真弓危機管理室長

現場に施工しておる状況を見させていただきました。そういう状況です。

○ 川村幸康委員

ボックスみたいなものではなくて、その家のところにもう一つ、シェルターって呼んでおるけれども、シェルターではなくて、強くしておるということな。

○ 真弓危機管理室長

いろんな方法はあるかと思うんですが、私が見させていただいたのは、そういう工法でシェルターという……。

○ 川村幸康委員

それもシェルターって呼ぶんや。

○ 森 康哲委員長

以前、写真を当委員会でも提供いただいたのは、寝室に置くようなドーム型みたいな、

カプセルみたいな形のシェルターで。

(発言する者あり)

○ 森 康哲委員長

それに対して補助をするというので説明があったんですけども。

○ 川村幸康委員

どっちなの。どっちもするの。そのボックスみたいなやつも、それこそ、50万円ぐらいで25万円ぐらいなの。あんたらがこの制度出したのに、知らんとどうするのや。

○ 森 康哲委員長

結構な高額なお金だったと思います。何百万円という単位だったと思います。

○ 川村幸康委員

そうなの。

○ 森 康哲委員長

はい。

○ 樋口博己委員

上限が25万円でしょう。

○ 森 康哲委員長

そうそう。補助の上限ですね。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

いや、一遍さ、補助金一覧では1件だけあったってなっておったもので、そうあるもの

ではないと思うんですけど、担当するところがやっぱりちょっと一遍把握して、これが現実的なのかさ。どうなんやって一遍検証せんとき、補助金出しておっても。

○ 森 康哲委員長

一度、川村委員、休憩入れますので、以前に提供いただいた資料を持ってきていただくのと、もし最新の情報があれば教えていただきたいと思いますので。

○ 川村幸康委員

もう一つ、ついでに、この制度、どのぐらいできて、どれぐらい、これがあったのかなと思ってな。実績、累計さ。もう10年ぐらいやっておるのと違うの。

○ 村山繁生委員

もっと短いと思う。

○ 川村幸康委員

最近。

○ 森 康哲委員長

そうそう、最近。

○ 川村幸康委員

阪神・淡路大震災じゃない。東日本大震災ぐらいから。

○ 早川新平委員

それでももう7年やな。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

余りようわからん。

○ 森 康哲委員長

じゃ、10分程度、暫時休憩いたします。再開は11時20分から。

11:06 休憩

11:18 再開

○ 森 康哲委員長

休憩前に引き続き、分科会を再開いたします。

まず、資料が提供されましたので、説明を求めます。

○ 真弓危機管理室長

耐震シェルターの設置状況、補助状況ということで、平成22年度から事業をやらせていただいて、平成29年度まではお手元に配付した件数でございます。2件ないし1件という状況になっております。

それから、もう一つの紙で配らせていただいたのは、各シェルターのいろんな形式というんですか、施工状況の表になっています。私がこの前、説明させていただいたのは10番の四日市市のある業者さんの各シェルターの施工方法という形になってございます。

あと、費用につきましては、先ほど50万円程度という話をさせていただいたんですが、安いところではいきますと25万円のところもありますし、高いところではいきますと6畳スペースで300万円というところもございます。

説明は以上でございます。

○ 森 康哲委員長

この内訳はわからんの。2件とか1件とか、どんなものを。この四日市の業者さんの100万円というやつなのかな。

○ 真弓危機管理室長

平成22年度の2件は4番の三重県型のシェルターでございます。それから、平成23年度

の1件につきましては、1番の一条工務店のところでございます。

それから、平成24年度の1件につきましては、4番の三重県型になってございます。

それから、平成26年度の1件につきましては、10番。

○ 川村幸康委員

100万円のやつや。

○ 真弓危機管理室長

それから、平成27年度も同じく10番。

それから、平成28年度は耐圧ルーム型シェルターと。9番でございます。それから、平成28年度につきましては、1番の一条工務店です。

平成29年度については、ちょっと資料がございませんので、わかりません。

○ 川村幸康委員

ありがとうね、調べてもらって。

補助金をまあまあ使って有効に活用するのに、検証すると、例えばこの木造住宅耐震補強工事等補助金というやつが9800万円ぐらい使われて、実績も耐震補強工事19件、除却が278件って、ある程度の数字が上がって効果も出てるんやわな。

それに対して、この三重県の木造のやつが今回ゼロや。で、耐震シェルターで1件やろう。だから、これ、どこを特徴的にやるのかなと思うと、除却は278件もしておるのやけど、補強工事は結局19件やでき、数からいうと1割もしていないわけやんか。1割ぐらいしか耐震補強工事はせんわけやろう。したということは、ある程度不安でやったところで、300件近くあって、19件しか直さんということは、率的にいうと非常に低いかなと思うと、その下の3番か4番の。

私、この補助金一覧のあれを見ておるもんで3番というけど、三重県のやつか、あと、ほかの5番か、耐震シェルター設置事業補助金。これ、別項目になっておるのやわな、せやろう。木造住宅耐震と耐震シェルター設置事業補助金というのは。さっき事業実績を言われたけど、ここで言うところの4番が特出ししてあるわけや、三重県やで。で、あとのやつは耐震シェルターの補助金なの、違うの。そうでもないのか。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

コンテンツで本会議押すやろう。で、8月定例会議やろう。その補助金・負担金一覧表という17番を見ておるの、俺。あなたらにあらへん、それ。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

59分の3ページ。

補助金・負担金一覧表という決算資料を見ておるのやけど。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

そうすると、2番のところは、何かこれ、ようわかりにくいんやわ。

補助金で、大規模地震による木造住宅の被害の軽減を図るため、国の社会資本整備総合交付金や三重県の木造住宅耐震補強補助事業などを活用し、木造住宅の耐震化を推進するというのもあるし、それからここに、また、三重県木造住宅耐震補強設計事業などを活用し、木造住宅の耐震化を推進するというのと二つあって、補助金が。こっちはゼロなんやわな。で、一つ飛んだ下には、三重県の緊急地震対策促進事業補助金などを活用し、耐震シェルターで。3本あるのやわな、補助金。違う。これがさ、間違えてこうやって書いてしまってるのか、全部に上は三重県何とかってなっておるのや、これ。三重県の木造住宅耐震補強補助事業。で、その上にも補強設計事業、それから、また、下にも三重県の緊急地震対策促進事業補助金、これの補助金の名目は事業名がまた分かれておるもんで、どうやって分けて、どうやってやっておるのかなというのが。

○ 成田危機管理室技師

先ほどお話がありました、この補助金・負担金一覧表で見ますナンバー2番、これについては木造住宅の補強工事の補助をしています。で、3番については、その工事を行う前

の補強の設計を書いております。

5番については、先ほどご説明しましたシェルターの事業を書いております。

6番につきましては、木造住宅に限らず、避難路沿道の建築物の耐震化の事業を書いております。

○ 川村幸康委員

そうすると、2番というのは全部工事やと。19件も、除却の278件も。で、耐震の補強計画費、計画費というのは何や。調査して計画をせなあかん金も要るのか。それが20件やと。

○ 成田危機管理室技師

診断を行った後に、補強するため、診断までは全額市の負担で行っております。補強の設計につきましては、自己負担が発生するもので、これらについても補助を行っております。

計画20件、補強工事19件、実際ニーズとしては除却工事がやはり多い形にはなっておるんですけども、例えばシェルターをご希望された方でも、まずは耐震補強の補助制度について一度、家全体を補強するようなことを考えていただくように誘導しております。万が一、それでもちょっと予算的に厳しいなということであれば、補助的な形でシェルターの制度をご案内しておるところでございます。

○ 川村幸康委員

こういうことか。計画で20件して、そのうちの耐震補強が19件で、1件はシェルターにいったということや。かもわからん。

○ 成田危機管理室技師

たまたまこの件数に今はなっております。

○ 川村幸康委員

合致しておるでな。そういうことな。

○ 成田危機管理室技師

過去に補強設計をした人で、何年後かに補強工事をされる方もおりますし。

○ 川村幸康委員

そういうのもおるわね。

○ 成田危機管理室技師

なので、ここの件数はリンクしておりません。

○ 川村幸康委員

せっかく、薄く広くの税金を個人に補助してやるんやで、効果とか、それから、実際に動いてもらえるようにやっていったほうがいいなと思うもんで、そうすると、幾つかでいくと、やっぱり効率って考えると、ここ最近を見ておると、耐震診断をして、その後の足がこれやとやっぱり伸びておらんのやわな。

そうなる、除却はあるけれども、シェルターというのも一つの手なのかなと思って、どっちに集中させるかと言ったらな。それが私は効率よく安上がりかなと思うと、シェルターの普及活動も悪くないのかなと思うんやけど、そこらを、もうちょっと行政内で検討する中で、何が一番効率よく……。実際に現場でやってもらえるかというところをちょっと考えて、ここの補助金の予算取りもな。こんなの、50万円しかなかったら、もう2件で終わりやん、シェルターは。もう少しそこをふやしてキャンペーンするのかさ、何かしてやったほうが私はいいと思っておる。

で、中小企業のエネルギーで太陽光をしたとき、物すごい競争率やったんやわ。やっぱりちょっといいとなると。そこらも考えてさ、あのときはちょっと補助率が高かったもんで、競争率が高くなっているという程度で、すごい件数来たんやで。だから、市民の人も見ておるでさ。それで、もしシェルターのほうが安上がりで、もうちょっと補助がよくなったってなるんなら、そっちへいくのかなと思うと、どこかへそういう流れをつくることを一遍考えてみたら。7年間やって、2件、1件かゼロしかないというのは、それが耐震の工事にいっておるといふのならええけどな。そやけど、シェルターをもうちょっとふやしていくという考え方があってもええのかなと思うで、せめて平成31年度ぐらいには10件ぐらいになるぐらいに、どうしたらなっていくかというのを考えてやって。

以上です。

○ 村山繁生委員

関連。

川村委員が言われるように、実際問題、この耐震診断をやっても、耐震補強工事というのは実際件数少ないと思うんですよ。ほとんどは除却なんですよね。除却するにも耐震診断を受けないと除却ができないわけですよ、補助を受けようと思うと。そこにも私、問題があると思うんですよ。だから、もうわざわざ無料耐震診断というと、無料っていったって、これは診断に対して市が負担しておるわけですから。その補助を、そんな余分な、どうしてももう古いで除却したいに決まっておるのやで、だから、そこはもう築何年かわからんけど、何年以降に建てたとか、耐震基準の建築のあれがあるわけじゃないですか。もう昭和何年以前の建築物にはもう耐震診断を受けなくても除却の補助ができるとか、そういったことも考えていただけないのかなと思うんやけど、どうでしょう。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員

わざわざ耐震診断受けてもさ。

○ 真弓危機管理室長

これらの事業につきましては、国、県、市の協調補助ということでありまして、そこを抜かすとなかなか難しいところがありますので、一度検討はしてみますが、なかなか難しいのかなというふうな。

○ 村山繁生委員

一応、検討を。

でも、無駄という悪いけど、古くてもう壊れかかっておるのに、除却したいのに、わざわざ耐震診断受けないと——それも2カ月も待ってですよ——いけないというのも、これも非常にまた不合理やと思うんですよね。無料っていったって、市がそれだけ負担しておるわけですから。市というか、県からか国から来ておるわけですけど。そのところもま

た一度、そういうふうな行政のほうで考えていただきたいというふうに思います。

○ 早川新平委員

関連の関連。

耐震診断に幾らぐらいかかっておるの。耐震診断自体に。大体でええんやけど。

○ 森 康哲委員長

1件すると幾らかかるか。

○ 早川新平委員

そうそう。

○ 森 康哲委員長

わかりますか。

○ 真弓危機管理室長

無料耐震診断ですが、1件につき4万6320円で委託しております。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

それは、平米幾らとか、そういうことではなしに、その建物が大きいのと小さいのとありますやんか。程度の差やろうけど、もう全部一律4万6000何ぼやった。

○ 真弓危機管理室長

1件当たりですので、大きい、小さい、関係ありません。

○ 早川新平委員

そうすると、それで大きな建物でも全て4万6000円で網羅できるということやな。よろしいですか。

○ 真弓危機管理室長

はい。

○ 早川新平委員

わかりました。ありがとう。

○ 三平一良委員

何か、国、県、市の協調というお話があったんやけど、財源内訳は。

○ 真弓危機管理室長

無料診断でいきますと、国が4分の2、県が4分の1、市が4分の1になっております。

○ 川村幸康委員

16万円要るということか。

○ 早川新平委員

そっちを教えてほしかったな。

(発言する者あり)

○ 森 康哲委員長

確認ですけど、16万円、1件につき。

○ 川村幸康委員

違うんか。4万6000円を16で割るのか。

○ 森 康哲委員長

市の負担は1万円程度ということによろしいですか。

他にございますか。

○ 村山繁生委員

簡潔に2点、お願いします。

主要施策実績報告書の55ページの防災対策費ですが、目標29回以上というふうになっていて、実績は11回ですけれども、目標に比べてこれだけ少ない理由が何かあれば教えてください。

○ 小森政策推進監・室長補佐

これが、要配慮者にやさしい避難所運営訓練の実施回数ということでございまして、女性の視点を取り入れたとか、要配慮者に配慮したとかいうような避難訓練でございまして、これが平成28年2月にそういった手引のようなものを市で作成させていただいて、平成29年に実際に橋北交流会館で訓練をやらせていただいて、各地域でお願いをしますということで、29回以上というのは、地区防災組織の数でございまして、3年間をかけて全地区で1回以上やっていただきたいということで、今、啓発をさせていただいております、それを徐々に進めていただいておりますという状況でございます。

○ 村山繁生委員

わかりました。

そうすると、3年間の目標ということですね。わかりました。

次、56ページの一番下のほうの防災井戸の整備なんですけど、防災井戸は今後もどんどんふやしていく予定なんですか。

○ 真弓危機管理室長

資料につきましては決算常任委員会資料の11ページ、タブレットでいきますと、決算常任委員会の13の決算常任委員会資料（部局別）の05、危機管理監の13分の11ページに記載してございます。

○ 村山繁生委員

これ、予定になっているところと、これ、横線の引いてあるところは、もう予定は今後もないということではないんですか。

○ 真弓危機管理室長

浅井戸が掘れないというところで、こちらにつきましては、浄水器を。

○ 村山繁生委員

そういうことですね。わかりました。

それと、井戸って、掘るのに条例があると聞いたんですけど、防災井戸と個人で掘る井戸と、何か違いがあるんですか。

(発言する者あり)

○ 森 康哲委員長

川村委員、マイクを入れてください。

○ 川村幸康委員

説明すると、事業者とかあんなのが掘って、自己水源で水道を使ってやるようなのがあ
るやんか。あれにちょっと規制をしましょうということで、5年か、何年か前に条例をつ
くったやろう、四日市市は。自己水源を守るということで。だから、あそこやで、三滝川
の取水場があるやないですか。あれの半径何km以内は守りましょうとか。

それと、今、村山さんが言われるように、個人で勝手にもう掘れやんように、既存でも
う井戸があるところは届け出をしてあるんですよ、とりあえず。地盤沈下も含めて、ある
のでね。掘るんなら掘るで、許可を得て掘っていいかどうかということだけで、というこ
とかなど。

あと、防災井戸というのは、もともとあったところの井戸を指定してやらせてもらうと
ころもあるんやろう。三滝中学校とか、あんなところ、そうやろう。もともとあった井戸
やろう、あれ。違うの。また、掘っておるの。

○ 小森政策推進監・室長補佐

今おっしゃっていただいた、もともと個人の家であるとか、そういったところにある井
戸につきましては、防災協力井戸という形で登録をいただいております。ここで挙げさせ
ていただいている防災井戸というのは、指定避難所の小中学校等につきまして、生活用水

確保のために浅井戸で20m程度で掘れるところについては、井戸を掘らせていただいて、それ以外のところには浄水器を設置するという形で計画を進めています。

○ 村山繁生委員

防災協力井戸というのは飲めるんですよね。

○ 真弓危機管理室長

原則的に生活用水として協力いただいております。

○ 村山繁生委員

そうなんですか。

もちろん、指定避難所の防災井戸ももちろん生活用水ですよ。それって、水質検査をして通れば飲めるということもない。絶対飲めない水なんですか。

○ 真弓危機管理室長

防災協力井戸の申請をされたときに、水質検査はしてございます。ただ、地震によって水脈等も変わりますので、それが危惧されますので、生活用水として使用するというふう
に考えております。

○ 村山繁生委員

水質がよければ飲めるということでもいいんですか。変わらなければ。

○ 真弓危機管理室長

地震後に水質検査をして、飲める状態であればいいんですが、その辺の状況がつかめな
い限りは、生活用水として使うという形としております。

○ 村山繁生委員

生活用水としてといっても、下水管がもうだめになればトイレも流せないし、洗濯もで
きないし、洗濯は手洗いでできるかわからんけど、実際、生活用水といっても、主にどん
な使い方があるんですか。

○ 真弓危機管理室長

おっしゃられるように洗濯の水とか、特に多いのはトイレの水とか。

○ 村山繁生委員

だから、トイレも使えないでしょう。排水ができないんですから。下水管がもう破裂している。流せないでしょう、トイレも。

○ 真弓危機管理室長

あと、いろいろ救助とかをされた方は、やっぱり手洗いとかも必要になってきますので、そういったところには使おうかというふうに判断しています。

○ 村山繁生委員

これ、水質検査でもあれなんですけど、煮沸すれば別に飲めるんですかね。

○ 小森政策推進監・室長補佐

水脈が変わりまして、細菌はそれでいいのかもわかりませんが、金属類が混じらないとも限らないと思いますので、やはり水質検査をしてからのほうがよいかと考えております。

○ 村山繁生委員

はい、わかりました。いいです。

○ 森 康哲委員長

基本的に小学校で掘った井戸は、出てくるのは濁り水です。そんなきれいな水は出てこないんです。

○ 村山繁生委員

小中学校のやつは。

○ 森 康哲委員長

はい。

○ 村山繁生委員

浅いでかな。

○ 森 康哲委員長

浅いというのもあるし、飲料用として掘っているわけではないので。

○ 村山繁生委員

もちろんね。

でも煮沸すれば飲めるのかなと。

○ 森 康哲委員長

ただ、浄水器をつけるという話もあったんだけど、それはどうなっていますか。

○ 真弓危機管理室長

井戸が掘れないところについては浄水器。プールの水を使って浄水をして、生活用水に使っていただくというので、浄水器を設置する予定です。

○ 森 康哲委員長

いえいえ、防災井戸として掘った水を浄水器でこして、ろ過して、飲料用に転嫁するというのは考えていないんですか。

○ 小森政策推進監・室長補佐

飲料用のものということになりますと、浄水器の性能は、かなり高いものが必要になってきまして、数百万円とか、そういった価格がすることもありまして、費用対効果も考えて、まずは防災井戸と浄水器で対応したいというふうに考えております。

○ 森 康哲委員長

羽津医療センターは防災協力井戸を掘ってもらって、浄水器をつけてもらって、地域にも分けてもらえるという協定をしているんですけども、そういう防災協力井戸は市内にあるんですか。

○ 真弓危機管理室長

専用水道と言われるものだと思うんですが、一応三十数カ所、そういう井戸をお持ちで、五つの事業所さんについては、協定を結んで、有事の際に飲料水を分けていただくというふうな協定を結んでおります。

○ 森 康哲委員長

村山委員、いいですか。

○ 村山繁生委員

はい。

○ 森 康哲委員長

他にございますか。

○ 樋口博己委員

ちょっと平成29年度の予算の資料から見ておるので、どこにどう今回の資料があるかわからんですけど、ここで、水防法改正に対応したハザードマップ作成のための調査の検討というのが平成29年度の予算に上がってしまっていて、これはきょうですかね、きのうですか、タブレットに送られてきた水防法改正に伴う防災マップ改正ワークショップの開催というのは、これ、連動しておるんですかね。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員

わかりました。

で、これ、そうすると、具体的にワークショップ開催までにどんなようなことをされて

みえてきたんですかね。

○ 真弓危機管理室長

昨年度、ワーキンググループを開催させていただいて、新しい水防法改正に伴って、想定し得る最大の降水量に対しての浸水区域とか、浸水時間とかいうのを示されております。

これを受けて、私どもも防災マップを改定しようというところで、既存の防災マップと違って、どのような防災マップをつくっていこうというところで、東京大学の片田先生を座長として、地区の防災協の会長さんなり、あるいは連合自治会長さんなりに入っていて、どういうふうな防災マップをつくっていこうかというところをご議論いただいて、今年度については、逃げどきマップというものと、気づきマップと、ちょっと個別具体でなかなかわかりづらいかと思うんですが、そういったものが全国的にもあると、そういうようなことを含めて、これらのマップをつくっていこうという結果になりまして、今年度につきましては、鈴鹿川水系が一番最初に被害想定が公表されていますので、鈴鹿川水系から地域の方々に入っていて、ワークショップをしながら防災マップをつくっていこうという仕組みになっています。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

これは、そうすると、先ほど説明のあった鈴鹿川水系にかかわる5地区——楠、塩浜、内部、河原田、日永——において、ワークショップを3回開催するとなっていますけれども、これはまず、鈴鹿川水系をやって、市内各地域で防災マップ、ハザードマップというのをつくるんですよね、新しいのを。

○ 真弓危機管理室長

この国管理河川と、県管理河川、これらについては被害想定が出てくるだろうというところで、順次公開された順番に沿って、それぞれの河川についてワークショップをしながらマップをつくっていこうという段取りでおります。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、現実的には、当該地域の市民の皆様にもそういうハザードマップが手に渡るのはどれぐらいの時期を想定しているんですか。また、その配布というのは、全戸配布するのか。配布の仕方ですね。

○ 真弓危機管理室長

まず、河川ごとにやっていますので、仮の大判を該当の地域の方々にお示しすればなという形で考えておると。あと、5水系ありますので、順次やっていたただいて、二、三年後をめどに5水系を完了させて、それを全体としたマップを作成して、各戸配布という形を考えております。

○ 樋口博己委員

そうすると、市内5水系あって、それを市内のマップに落とし込んで、市で一つのハザードマップとして全戸配布ということですね。わかりました。

続けてよろしいですか。

○ 森 康哲委員長

どうぞ。

○ 樋口博己委員

監査結果報告書の22ページの意見のところからちょっとお聞きしたいんですけど、(8)の宿日直業務についてということで、平日の夜及び土日祝日は終日嘱託職員に担っていただいているということで、現在、1人体制でマニュアルに基づき業務を行っているということなんですけれども、これで現行の1人で問題ないのかというのを検証して見直しを検討することとなっていますが、これはその後、現体制でいいのかどうなのか、その検討状況はどうですか。

○ 真弓危機管理室長

退職されたOBの方々が担っていただいているところでありまして、個人それぞれにヒアリングをして、業務量とか、現在お一人の状況でということはお尋ねをさせていただいております。その中でも、通常、大規模災害と言われるようなことがない限りは対応で

きるかなというところはお伺いしているというところでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、現行の1人体制で通常業務としては問題ないと。でも、これ、大規模災害、台風は大体わかりますけど、地震のときの対応はどういうふうになるんですか。

○ 真弓危機管理室長

台風も含めて、地震となれば、市の災害対策本部が開かれますので、そうなれば、私ら職員も集まって来れますので、ご負担は通常とは余り変わらないかなというふうには思います。

○ 樋口博己委員

これ、ちなみに、深夜に1人体制で業務を担っていただいでいて、地震が発生したら——皆さん、わかりますよね、地震が起こったのは——マニュアル的にはどういう連絡体制になっておるんですか。宿直の方から誰に連絡して、どのようなふうになっているのか。

○ 真弓危機管理室長

私ども、災害対策本部を開くに当たって、体制が警戒初動体制から非常体制まで5段階あるというところで、それぞれ段階に応じて、どなたへ連絡していただくかというマニュアルを示して、連絡先等も記入させていただいておりますので、それに基づいて順次していただいているという状況でございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。じゃ、ちょっと後ほどで結構ですので、そのマニュアルだけ資料としていただけたらなと思います。

それと、あと、マニュアルに書いてあるのかもわかりませんが、連絡するのはいいですよ。予期せぬ突然やってくる災害というのが、恐らく地震ぐらいだろうなと思いますけど、そうすると、皆さん、市内にお住まいの方、地震だとわかると思いますので、連絡するのは連絡できると思うんですけど、問い合わせがあった場合のようなこともマニュアル化されているんですかね、その対応というか。パニックで電話、通じないかもわかりま

せんけど。

○ 真弓危機管理室長

いろんなマニュアルというのは、その電話の対応マニュアルというのは正直言って、ないという状況です。問い合わせというのは災害に対していろんなところがあるのかなと。それにつきましては、ついておられるのは消防職員のOBの方でございまして、今までの知識とか経験に基づいて適切にアドバイスをいただいているかなというふうには思っております。

○ 樋口博己委員

わかりました。じゃ、後ほどマニュアルだけ資料としていただければと思います。

あと、次に、11番の災害従事車についてという項目なんですけど、これは、災害従事車というのは1台、危機管理室で保有しておるんですかね。ここには、カメラや無線が搭載されていないというような指摘があるんですが、これは、カメラというのは、ドライブレコーダーのカメラなのか、どういうカメラを意味しているんですかね。

○ 小森政策推進監・室長補佐

災害の状況を映し出すカメラということで、ドライブレコーダーという意味ではないです。

○ 樋口博己委員

これは、早期に装備する予定なんですかね、こういう指摘があつて。

また、災害従事車の車の役割というか、位置づけも指摘されていますけど、その位置づけによっては、別にカメラは必要ないというふうに言われたらあれですけど、この位置づけがどうなのかですよ。

あと、台数が1台でいいのか、どうなのか、それはどうですか。

○ 森 康哲委員長

樋口委員、これ、決算ですけれども、その辺、方向性ということなんですか。今後のことですか。

○ 樋口博己委員

これ、監査での指摘を受けてどういうふうに判断しているかということです。

○ 森 康哲委員長

今後取り組むところを聞いているということですね。

○ 樋口博己委員

そうです。

○ 森 康哲委員長

わかりました。

○ 小森政策推進監・室長補佐

カメラ、無線機に関しましては、その出動の必要に応じて、危機管理室内にカメラでありますとか、MCA無線等を持っておりますので、そういったものを配備して出動していきたいというふうに考えています。

○ 樋口博己委員

その車の位置づけはどうなんですかね。今言われた、必要に応じて持ち出すということで。その車は普通のあれですかね。どんな車か、僕はわからんのですが、四輪駆動か何かのそういう車なんですかね。

○ 小森政策推進監・室長補佐

現状の1台としましては、四輪駆動のオフロードタイプといいますか、そういったもので、赤色灯がついているというものでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、カメラ、無線などは持ち出し用のものがきちんとあって、必要に応じてこれは持っていくということですね。

これ、ちなみに夜間に出ることはないんですよね。夜間は1人なので、いろんなそういう災害体制の中で、その体制の中で車が出動するということでいいんですかね。

○ 真弓危機管理室長

災害時に出動するというので、夜間の宿直者がそれを運転して出るということはありません。

○ 樋口博己委員

わかりました。365日、24時間、危機管理、もちろん昼間でもいろんなさまざまな業務があると思うんですけど、深夜もそういう災害時に瞬時に対応できる体制が求められているからこういう指摘があったと思いますので、改めてそういうところも確認いただきながら、業務をお願いしたいなと思います。

以上です。

○ 森 康哲委員長

他にございますか。

副委員長、よろしい。

○ 谷口周司副委員長

はい。

○ 森 康哲委員長

じゃ、私から資料請求したところなんですけれども、緊急告知ラジオ、1万3000台ぐらい配って、どういうふうに更新していくのかというのも、早川委員のほうから指摘があったように、今、どんな状態かというのを余り把握されていないと思うんですね。やはり、その辺のチェックをかける時期なのかなと思うので、耐用年数もあるでしょうし、更新をどうやっていくかというのを、方向性を決めていく必要があると思うので、その辺の議論も部内でお願いしていきたいなと、これは要望したいと思います。

あと、緊急用貯水槽のところでは、立ち上げ式の貯水槽を設置していただいているところが市内にも何か所かあって、それを活用した訓練が行われているかどうか、ちょっと確

認したいんですけれども。地域の防災訓練の中で活用例があるのかどうか。

○ 真弓危機管理室長

訓練への活用例については、把握はしておりません。

○ 森 康哲委員長

それは、必要がないと思っているのか。設置したのに訓練しないというのは何か理由があるのでしょうか。

○ 真弓危機管理室長

訓練はやっぱりしていかないと緊急時に対応できないと思っておりますので、その状況も含めて、危機管理監として関係部局に働きかけて、私どもとして把握していきたいというふうに考えております。

○ 森 康哲委員長

よろしく申し上げます。

なぜこういう聞き方をするかといいますと、やはり他の市町へ視察に行きますと、必ずと言っていいほど、飲み水の、飲料水の備蓄を各市町はしていると。四日市市はというと、備蓄はしていない。じゃ、どうするのか、対応はというと、給水車を配備すると。で、各貯水槽や給水塔、そこで配布するという体制だということなので、それならやはり訓練はすべきだろうというので、お聞きしました。

今後、設置をしていく方向なのか、それとも、今ある設備を上限として活用していくつもりなのか、方向性だけお聞かせいただきたいんですけれども。

○ 加藤危機管理監

現状、先ほどもご紹介いただきました緊急用貯水槽は、市内13カ所プラス北消防署にある部分ですね。あとは、配水池内にあります応急給水拠点等に加えて、市民の皆さんに備蓄をお願いしております1週間分の水というところで対応を図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 森 康哲委員長

防災訓練を地域でしますと、市民総ぐるみの防災訓練もそうですけれども、市民の方が1週間分の水を背負って避難をされるという光景は見受けられないんですね。だけど、危機管理室のほうはそういう計画を立てて、備蓄をしているはずだというふうに計画上はなっていると。実態はないというずれがあると思いますので、やはりその辺の整合性を地域ともよくよくとっていただいて、訓練の際には、1週間分の水といたら相当な量になりますので、それをかついでくるのかとか、避難所に何も持たないで避難をされるというのが本当にいい訓練になっているのかなという疑問もありますので、その辺の指導もやはり計画に沿った内容にさせていただく必要性はあるのかなと思いますので、その辺の理解もお願いしたいと思います。

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

質疑はこの程度といたします。

討論の前に、議員間討議のある委員の方はありませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

なしというので確認がとれました。

それでは、討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りをいたします。

それでは、採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第25号平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第14目防災対策費、第9款消防費、第1項消防費、第4目水防費につきましては、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

全体会へ送るべきもの、ございますでしょうか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

なしと認めます。

[以上の経過により、議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第14目防災対策費、第9款消防費、第1項消防費、第4目水防費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

午前中の審査はこの程度にしたいと思っておりますので、再開は1時よりということをお願い

します。

12 : 03 休憩

13 : 01 再開

○ 森 康哲委員長

休憩前に引き続き、会議を再開したいと思います。

それでは、予算のほうに移ります。

議案第29号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第14目 防災対策費

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 森 康哲委員長

議案第29号平成30年度四日市市一般会計予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第14目防災対策費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）について、議題といたします。

本件については、追加資料の提出がありましたので、資料の説明を求めます。

○ 真弓危機管理室長

危機管理室の真弓でございます。

それでは、追加資料のご説明をさせていただきます。

予算常任委員会、総務分科会資料に基づいてご説明をさせていただきます。

20ページになります。タブレットにつきましては、02、総務常任委員会、18、平成30年8月定例会議会、04、危機管理監の20ページとなります。

よろしいでしょうか。

補正予算をお願いしていますことにつきましては、総合防災拠点整備事業費の補正でございます。追加工事といたしましては、(1)のところにも記載させていただきましたとおり、3点ほどあります。

1点目につきましては、地質調査の結果、調整池構造物の基礎地盤の支持力が不足していることが判明いたしまして、地盤改良が必要となりました。

2点目といたしましては、施設の防犯対策と安全確保のため、3カ所の出入り口に夜間照明を追加させていただくものであります。

3点目につきましては、災害時の使用及び平時の防災啓発を考慮して、手洗い場やマンホールトイレなどの上下水道施設を設置させていただくものであります。

これら、3点の追加分といたしまして、1億800万円ほどの増額となります。

また、(2)にも記載してありますとおり、工期の変更がありまして、先ほどご説明いたしましたのが、地質調査業務委託が平成30年3月中旬ごろに完了して、地盤の支持力が不足していることが判明いたしました。この調査結果を踏まえて、調整池の構造設計及び擁壁支持層の地盤改良の設計を行うとともに、夜間の照明灯の追加工事の設計を行いました。

また、これら工事費の増加に伴って、標準工期が契約の日から396日間を要することとなりましたので、工期が平成32年4月末まで延びることとなりました。

このようなことから、この工事の工事費の増加及び工期延長に伴いまして、平成30年度の予算額の減額補正をお願いするとともに、平成31年度以降の債務負担行為につきまして限度額を増額し、期間を平成32年度までに変更をお願いするものであります。

以上が予算常任委員会総務分科会の資料の説明であります。

○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、挙手にてご発言願います。

○ 樋口博己委員

これ、結果として工事期間はどれぐらい延長になるんですかね。

○ 真弓危機管理室長

トータルとして396日となります。

当初と比べて、1カ月分、36日分ふえているということになります。

○ 樋口博己委員

そうすると、だから当初は平成31年度中に工事が完了して、平成32年度からは供用開始の予定が、1カ月ぐらい延びることによって年度をまたぐから、減額補正とか債務負担行為の補正が発生するということですね。

これは、調整池の地盤改良なので、地盤の調査をする中で発覚してきたということですかね。そういうことですね。

例えばこの1カ月ですけど、活動広場のほうは問題ないんですよ、これは。

○ 真弓危機管理室長

地盤の支持力上は問題ありません。

○ 樋口博己委員

そうすると、例えば調整池は調整池なんでしょうけど、活動広場のほうが先に工事としては完了するんですかね。完了するのであれば、有事の場合は、こっちはもう完成次第運用していくんだろーと思いますけど、そういうことでいいんですかね。

○ 真弓危機管理室長

変更後のスケジュールといたしまして、下に書いてありますとおり、工事の請負契約が全体を含めた金額で行わせていただくんですが、この補正予算を認めていただいた後、造成の工事の入札が行われます。それによって、請負契約が今度の2月定例会議でのご承認を予定しておりますので、その承認後、工事の造成に入っていきますので、工事の取りかかりとしては平成31年4月が開始となるという形になると思います。

○ 樋口博己委員

だから、調整池は改良工事とか要るので、結果として全体の工期が1カ月おくれると思うんですけど、この図で活動広場は活動広場で整備ができたなら、有事の場合は、工事が完了しなくても活用できるのかなと思うんですが、その辺の運用的にはどうなんですか。

○ 小森政策推進監・室長補佐

この整備が終了しますと、排水対策が必要になりますので、まずは調整池を整備させていただいて、そこができて、排水ができる形になって、活動広場のほうを整備していくという形になります。

○ 樋口博己委員

そうすると、調整池ができないと活動広場の工事もできないので、やっぱり平成32年の4月末じゃないと、活動広場も全く活用できないということですかね。

○ 小森政策推進監・室長補佐

そのとおりでございます。

○ 樋口博己委員

あと、夜間照明の追加とか、上下水道施設の追加って、これは、当初からこういうのはセットでわからなかったというか、考えていなかったんですかね。この調整池の地盤改良があったからセットでつけたという意味なんですかね。

○ 真弓危機管理室長

そのことにつきましては、(1)の下のところ、夜間照明とマンホールトイレの追加につきましては、平成29年12月にライフライン企業とか、あと、自衛隊、消防、警察等が集まって、やはり必要ではないかという協議のもと、つけていこうという結果になりましたので、当初としては計画に入っていなかったという状況でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、これは、②、③に関しては、結果として、調整池の関係で1カ月延びるけれども、これは別に工期には関係していないということですかね。後で、協議の中で必要になったということですかね。

○ 小森政策推進監・室長補佐

そのとおりでございます。

○ 樋口博己委員

これは、でも、1カ月ぐらい工期は何とかならんものなんですかね。まだ入札するんでしょうけど。全くあれなんですかね。地盤改良に1カ月かかるということになるんですかね、これは。単純に地盤改良の工事に1カ月かかるから、後々、玉突きでおくれていくという意味なんですかね。

○ 小森政策推進監・室長補佐

標準工期ということでございまして、工事の金額に応じてその日数が決められておるといことで、もともと3億2500万円だったのが4億3300万円に増額をさせていただいたということに伴いまして、標準工期が延長されたということでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、これは契約工事が進む中で、少しでも前倒しになる可能性はあるんですかね。

○ 真弓危機管理室長

工期の終了につきましては、標準ですので、前になる可能性もありますが、なかなか難しい状況とは思っております。

○ 樋口博己委員

これはきょうやきのうで始まった話ではないので、ただ、いろんな検査をする中で地盤改良が必要だということはわかるんですけど、非常に大事な施設なので、一日も早く整備されることを誰もが望んでいますし、やっぱり調整池が整備できないと活動広場も工事に入れないのであれば、単純に1カ月はこれで延びるので、減額補正するか債務負担行為の補正というのは、これは議会の手続なので別にそれはいいと思っておるんですけど、工期がおくれることには少しどうなんだろうかなど。極力、一日も早い工事の完了を求めたいと思いますし、年度をまたぐ、またがんとというのは、これは手続上の問題だと思っておりますので、その点でこういう議会の手続が要するという話なんでしょうけど、市民からしたら一日も早く運用開始を、ここを活用することを望んではいないですけども、例えば3

月の末に大きな災害が起こったときに、これはまだ活用できませんよという話にならないとも限りませんので、なるべく一日も早い工事完了を目指してお願いしたいなと思います。これは要望にさせていただきます。

○ 森 康哲委員長

他に質疑、ございますか。

○ 早川新平委員

今、樋口委員が指摘したとおりやと思うんやけど、調整池の地盤改良でおくれるということが大命題やね。と同時に、活動広場に関しては、別に影響はない。そこの関連だけですわ。さっき樋口さんもそれ、質問されておったけどさ。どうなの。これ、一体として建設するのか。調整池だけの問題やで、工期がおくれるという問題になったんやけどさ、どうなの、そこ。そこだけちょっとはっきりさせて。

○ 真弓危機管理室長

工期につきましては、一体でというふうには考えております。

○ 早川新平委員

そうすると、問題があるのは、調整池の強度が、地盤改良が必要やからおくれたということでしょう、さっきの話やと。それと同時並行で活動広場って整備はもうずっとできるわけ。せんでもええの。そういうような状況になっておるんですか、川村さん、あそこ。どうなの。

(発言する者あり)

○ 早川新平委員

活動広場もできやんのや。そこだけなんですわ。

○ 小森政策推進監・室長補佐

活動広場の造成を行いますと、雨とかが今までは表面にしみ込んでいていたものが、

今回、舗装もさせていただくことがありますので、表面にあふれると。その前に調整池を完成させないと排水がうまくいかないの、先に調整池を整備させていただいて、それが整った後に広場全体を整備していきたいというふうに考えております。

○ 早川新平委員

そうすると、そうやって説明されたら、もう私ら言いようがないんです。さっきも言ったように、最初にこんなわからなかったのかなと、素人考えでは思うんですけど。本当に申しわけない、素人考えなんやけどさ。それでこれだけ、1カ月分ふえるということやろう。それが理由なんやな。それ以外には何も無いということ。事前には全くわからなくて、工期に入っていったら、不備がわかってきたということで、以上なんやね。それ以上でもそれ以下でもないんやね。私はもうそれでオーケーです。

○ 森 康哲委員長

他に質疑ございますか。

○ 谷口周司副委員長

済みません、①の調整池の地盤改良の件はあれなんですけど、②、③のところは、協議というのは、その前には余りなくて、いきなりこの12月に協議がされたのか、その前にも何か協議はあったのか、教えていただきたいんですけど。

○ 真弓危機管理室長

この12月以前の協議はありませんでした。平成29年12月をもって集まって、こういう結果になったということでございます。

○ 谷口周司副委員長

じゃ、この②、③の件も以前に知るすべはなかったということなんですね。この協議を経て、こういうことが必要だというのがわかって、今回の補正に、ということ。

これ、地盤改良がなかったとしても、この②、③の補正は上がってきたということなんですか。

○ 真弓危機管理室長

地盤改良がなければ、もう一つ前の議会に上げれた可能性があります。上げる予定でした。ただ、地盤改良がわかってきましたので、合わせて今回の補正をお願いすることといたしております。

○ 谷口周司副委員長

わかりました。

○ 森 康哲委員長

他に質疑はございますか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

それでは、質疑もないようですので、これより討論に移ります。
討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

なしでよろしいでしょうか。
討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思います。
よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りをいたします。
それでは、採決を行います。
反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第29号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第14目防災対策費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会へ上げるべきものはございますか。

（なし）

○ 森 康哲委員長

なしと認めます。

それでは、全体会送りはなしということで決しました。

〔以上の経過により、議案第29号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第14目防災対策費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 森 康哲委員長

これで、危機管理監所管の議題は全て終了いたしました。

理事者の入れかえを行いますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

それでは、総務部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をお願いします。

○ 内田総務部長

総務部長の内田でございます。長時間の審査、ご苦労さまでございます。

私どものほうは決算の議案を上げさせていただいておりますので、これからご審査いた

だきますけれども、どうかよろしく願いいたします。

議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分

第2目 人事管理費

第3目 恩給及び退職年金費

第4目 文書広報費中総務課関係部分

第9目 計算記録管理費

第15目 人権推進費

第21目 諸費中総務課関係部分

第4項 選挙費

第5項 統計調査費

○ 森 康哲委員長

それでは、議案第25号平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、総務部所管部分を議題といたします。

本件につきましては、追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いします。

○ 駒田人事課長

人事課長の駒田です。よろしくお願いいたします。

それでは、タブレットのほうでご説明をさせていただきます。02の総務常任委員会、18の平成30年8月定例会議会、05総務部（追加資料）をごらんください。

それでは、私のほうから、まず、樋口委員のほうからご請求がございました普通退職者の内訳というところですね、ご説明のほうをさせていただきます。

まず、過去5年、平成25年度から平成29年度までの普通退職者の職種別一覧と、うちメンタルでおやめになられた方ということで、こちらは私どもに届けられる医者の診断書によって、メンタルが原因で休職をしておいて、現場復帰というか、職場復帰ができずに退

職した方の数を挙げさせていただいたものでございます。

平成29年度におきましては、普通退職者は合計で25名ございまして、うち、メンタル休職でそのまま退職された方が3名、平成28年度につきましては、21名が普通退職されて、うち3名の方がメンタルで、平成27年度におきましては、19名の普通退職がございましたが、メンタルでの退職というのはございません。平成26年度につきましては、普通退職31名で、うちメンタルでおやめになられた方が1名、平成25年度につきましては、17名の普通退職のうち2名がメンタルで退職をされたという形になっておりまして、こちらは市立四日市病院の医療部門と消防職員は除いた集計になっておりますので、よろしくお願いたします。

私のほうからは以上となります。

○ 林 I T 推進課長

I T 推進課の林でございます。

樋口委員からご請求いただきました I T 推進課分の追加資料についてご説明をさせていただきます。

同じく総務部追加資料の4ページをごらんください。

平成29年度から始まりました情報連携についてわかるものということでご請求いただきましたので、マイナンバー制度における情報連携について、1、情報連携とは、2、情報連携の流れ、それから、本市における情報連携の状況ということで、まとめさせていただきました。

まず、1、情報連携の意味ですが、情報連携はマイナンバー法に基づいて国が設置する情報連携専用のネットワークシステムを使って、国の行政機関や地方公共団体等が相互に個人情報のやり取りを行うことであり、試行運用を経まして、平成29年11月から本格運用をしております。これによりまして、各種手続の際、申請書や請求書にマイナンバーを記載することによりまして、従来、住民が行政機関等に必要とされた添付書類の省略が可能となっております。

次に、2、情報連携の流れですが、ごらんのようなイメージになります。まず、A市の窓口で申請書にマイナンバーを書きいただきますと、A市は、手続に必要な、例えば前住所のB市に住民票の情報や課税情報の照会を情報提供ネットワークシステムを通じて行いまして、B市より個人情報の提供を受けるという流れになります。

最後に、本市における情報連携開始時から平成29年度末までの状況といたしまして、主な手続の例、児童手当の申請、それから、介護保険の認定申請、負担割合証の交付、国民健康保険の加入、脱退の申し出に関するものを参考に載せさせていただきました。

説明は以上です。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局次長の上村でございます。よろしくお願いいたします。

資料5ページをごらんください。

樋口委員から請求のありました資料、昨年の衆議院議員総選挙における各期日前投票所の1日ごとの投票者数の推移を表にいたしました。

期日前投票は、衆議院議員選挙の公示日の翌日、10月11日水曜日から21日土曜日までの11日間行われました。第1期日前投票所の総合会館から、昨年新たに開設いたしました第5期日前投票所の南消防署南部分署と四日市大学の合計6カ所の投票者数になります。

表の右には、前回の平成26年の衆議院議員選挙での期日前投票所の投票者数の合計を比較として記載させていただきました。この投票所は、平成26年ですから、総合会館とヘルスプラザ、防災教育センター、中央分署の4カ所となります。

初日の水曜日から翌週の月曜日まではほぼ同じぐらいの投票者数で推移していきましたが、火曜日から投票者数がふえてまいりました。20日金曜日には、気象庁が選挙当日の台風接近に備えて事前に投票をとという異例の呼びかけをしたこともあり、1万391人、21日土曜日で1万5766の方が投票に来場されました。21日土曜日は総合会館のほか、前回でも開設した投票所はいずれも2倍強の有権者が投票に来場され、かなりの混雑状況になってしまいました。

続いて、各期日前投票所での混雑時の状況でございますが、総合会館では、中央駐車場が満車となり、三滝通り側入り口から中央通りまで車が並んでいました。総合会館ロビーでは、投票所の前に最長50分待ちの列ができるような状況になりました。このため、職員が待つ人の列を整理するとともに、投票所での滞在時間が少しでも短くできるように、並んでいる間に宣誓書の記載をご案内する対応もいたしました。

ヘルスプラザでも駐車場が満車になり、車が塩浜街道付近まで並んでいたとのことでした。投票所では、約20分待ちの列ができていたということで、総合会館と同様の案内で対応いたしました。

防災教育センターでは駐車場が満車となり、国道1号に車が待つ状態になりました。近隣にショッピングセンターがあり、通常の土日でも車が混雑する傾向がございますが、一層の交通渋滞が生じてしまいました。グーグルマップの交通状況では、海蔵川付近まで国道1号が赤い渋滞の表示になっていました。

防災教育センターでは車の混雑が見られたため、急遽20日の金曜日の午後から駐車場誘導員2名を配置し、車の誘導を行いました。また、国道1号沿いの北にあるJAから、休業日の土日は駐車場をお借りできるようあらかじめご了解をいただいておりますが、急遽金曜日の夕方からもお借りをさせていただくこととなりました。

翌日、21日土曜日は、朝から3名体制で駐車場誘導を行いました。車の数が相当数あり、JAの駐車場をお借りしてもかなりの渋滞ができてしまいました。この後、夕方暗くなってからもJAの駐車場へ効率的に誘導できるよう、16時からさらに1名誘導員を追加して対応した状況でございます。

投票所でも、2階から建物の玄関付近まで列ができ、待ち時間は40分ほどだったということで報告をいただいております。

次に、中央分署でございますが、こちらでも誘導員3名を配置して駐車場への車の誘導を行っていましたが、満車のため、国道477号バイパスに西方向へ目視で300mほどの車の列ができていたというふうに聞いております。

南部分署でも駐車場が満車のときは、対面にある南部丘陵公園の駐車場に車を駐車されることがあり、誘導員3名で対応しておりましたが、県道の東西両方向の車線で駐車場に入るのを待つ車の列ができたというふうに聞いております。

台風の接近に伴う各期日前投票所の状況については以上でございます。

○ 松浦調達契約課長

調達契約課の松浦です。

森委員長から資料請求のございました入札制度について説明させていただきます。

資料は引き続き6ページのほうをごらんください。

資料の内容につきましては、7月の所管事務調査の際にも一度説明しておりますので、ポイントを絞って説明いたします。

まず、資料の6ページから7ページには、入札の際にこの金額を下回ると失格となる最低制限価格について、その算出方法の見直しの推移を表で記載しております。現在は、全

国でも多くの自治体が採用しております中央公契連モデルとなっております、その算出例についても、7ページの(2)のほうに枠囲みで記載しておるところでございます。

次に、予定価格の公表時期ということで、8ページのほうに進んでいただきますようお願いいたします。

建設工事の入札に係る予定価格の公表時期について、見直しの推移を表にまとめております。平成10年度に事後公表を開始し、契約事務の透明性を図った一方で、事前公表についてもその年度に試行的に始めまして、その後、段階的に事前公表の対象を拡大しつつ、平成13年度以降は全て事前公表として、現在に至っております。

次に、9ページの項目3をごらんください。

入札参加資格の要件の設定についてでございます。工事規模に見合った業者への発注や、地元企業の受注機会の確保などを目的に、①でございますようなランク別の発注のほか——ちょっと進んでいただいて申しわけございません——10ページの④でございますような地域要件というものを設けて、地元企業への発注等の機会確保に努めております。

続きまして、10ページの項目4でございます。

入札・契約方式についてまとめてございます。事業の特性に応じた多様な入札契約方式の導入が求められておりますことから、(1)のところには、現在も行っております総合評価一般競争入札方式につきましてご説明をしております。

また、11ページに進んでいただきまして、(2)その他の入札契約方式についてということで、ECI方式でございますとか、地域維持型契約方式など、その他の多様な入札契約方式について、その概要をまとめて記載しております。

最後に、12ページから14ページには、表で過去5年間の入札状況の推移をまとめてございます。ダンピング対策によりまして、落札率が90%近くに上昇していつていることや、抽選率については高どまりの状況が続いていることが読み取れるかと思えます。

大変簡単ではございますが、説明は以上です。

○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、挙手にて発言願います。

○ 樋口博己委員

資料、ありがとうございます。退職者の件でお聞きをしたいと思います。

これは、メンタルということで、枠をつくっていただいて、平成29年度は3名ということだったんですけれども、退職理由は、医師の診断書をもって確認しているということだったと思うんですけれども。

○ 駒田人事課長

退職理由については記載はされていないんですけれども、あくまで医師の診断書で休職に入るときの病状というか、そちらでメンタルという形の判断をさせていただいております。

○ 樋口博己委員

そうすると、退職以前にメンタルで治療を受けて復帰されたり、そういう中で結果的に退職したというふうに捉えていいんですかね。それとも最終的に復帰できずにもう退職してしまったというふうに捉えた方がいいんですかね。

○ 駒田人事課長

最終的にメンタルで休職されて、そのまま退職された方という人数になります。

○ 樋口博己委員

そうすると、普通退職者の中にも、働く中でメンタル面で休職されて、また復帰されて、そういう中で結果的には退職されたというケースも含まれるということですかね。

○ 駒田人事課長

済みません、そこまではとっていないです。ゼロということではないです。

復帰をされておりますので、一応完治したというんですかね。そういう方で復帰をされておりますので、そういう状況で復帰していて、お仕事されていて退職したという方はおみえになると思います。

○ 樋口博己委員

退職理由はさまざまだと思うんですけど、平成25年度なんかは17名で、ちょっとこれ、

平成26年度は保育士、幼稚園教諭が14名って、ちょっと多く推移していますけど、普通退職者というのは、さまざまな理由で退職はされると思うんですけども、働き続けられるようにいろいろ面談とかされるんでしょうけれども、どのような、退職まで働き続けられるようなサポートをしているというか、何かありましたら教えてほしいんですが。いろいろ研修とかあるんでしょうけれども。

○ 駒田人事課長

一応退職まで働き続けるというか、制度としては当然、病休の制度でありますとか、育児休業の制度というのが設けられておりまして、一応働きやすい環境というのは整えておりますけど、どうしてもご結婚をされて遠くへ行かれる方でありますとか、ご家庭の事情でという、さまざまな事情がございます、一概にどうしたら退職まで、というのはなかなか難しいところではあるんですが、一応、そういう病休から復帰した場合は、トレーナー制度をつけて、過度に負担がかからないような形でサポートさせていただきながら、復帰した方についても長年働いていただけるような形では対策はとっておるところでございます。

○ 樋口博己委員

転居で遠くへ行かれて物理的に働けなくなるというのは、これはしょうがないことなんでしょうけど、若くして退職される場合と、ある程度年齢がたって退職される場合と、それぞれケースがあると思うんですが、これから人口減少で優秀な人材をしっかりと確保していくという観点からすると、今もやっていただいていると思いますけど、メンタル面も含めて、さらに職員をいろんな形でサポートする、いろんなキャリアアップの研修はたくさんあると思うんですけど、そういうメンタル面も含めて、働き続けられるような、そういうサポートにさらに取り組んでいただきたいなと思います。

平成26年度、14名の保育士、幼稚園教諭が退職されたというのは、何か理由があったんですかね。

○ 駒田人事課長

済みません、そこについては、ちょっと確認のほうはとれておりませんので、また、保育幼稚園課のほうに確認をして、後日回答という形でもよろしいでしょうか。

○ 森 康哲委員長

樋口委員、それでよろしいですか。

○ 樋口博己委員

それをお願いします。

これから3歳児から5歳児も、元担当課長がいるのに何かあれですけど。

○ 森 康哲委員長

今の職責とは違うので。

(発言する者あり)

○ 森 康哲委員長

答えれる範囲があれば、もし。

○ 伊藤人権行政監

伊藤でございます。当時、担当の所属長でございます。

特に、この年は市外、県外へご結婚で出て行かれるという方がたくさんあられたということを、ちょっと記憶しております。また、資料については人事課のほうから出させていただくと思います。

○ 樋口博己委員

わかりました。3歳児から5歳児も今後、無償化になるということで、保育士の確保も、公立、私立、どこもかもたくさん困っている状況で、人の取り合いになっていますので、こういう、職員として働いていただいている方にしっかりそのまま働き続けていただけるさらなる工夫をお願いしたいなと思います。

続けてよろしいでしょうか。

○ 森 康哲委員長

どうぞ。

○ 樋口博己委員

ちょっとその辺の、働き続けていただけるような今後の工夫というか、その辺の思いを、部長、総括的に少し思いをお聞きしたいんですが。

○ 内田総務部長

総務部の内田でございます。

非常に地方分権が進んで、行政の仕事も高度化、複雑化してきておると、なかなか我々も実感として持っていて、非常に専門的な知識が要る、そういう職員がやっぱりどうしてもこれからの行政の中では求められてきておりますし、入庁してからそういう訓練も必要ですけれども、やっぱり民間の力も使う部分も出てくるというのを私は思っています。そういったことも組み合わせながら、現職の職員が地方分権の中で能率的に業務を行えるように、当然メンタルの部分も含めてですけど、職場環境の改善には答えはないものの、我々もできる限り、考えられる限り継続的に手当てをしていく必要があると、このように思っております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

ありがとうございます。部長が、冒頭におっしゃっていただいたように民間の活力という話も言っていただきました。より優秀な方、市の職員が入庁されて、すごく高い志で、希望を持って入庁されると思いますので、そういう意識、モチベーションを持ち続けられるような、しっかり責任ある仕事を希望を持ってできるように、いわゆる民間でできるものは民間でやっていただきながら、より専門職的なスペシャリストの人材を育成、確保いただけるように。部長の最初の答弁はそういう思いだったと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

済みません、マイナンバー制度なんですけれども、これは、3番のほう、説明の中で住民が行政機関等に提出する必要があった書類——住民票、所得課税証明書など——を省略できるようになったということなんですけど、これはマイナンバーを記載すればいいのか、マイナンバーカードを提示しなければいけないのか、この辺はどうでしょうか。

○ 林 I T 推進課長

I T 推進課、林でございます。

申請書、請求書等にマイナンバーを記載していただくということになります。マイナンバーカードの保持ということではなくて、マイナンバーを記載していただくということになります。

○ 樋口博己委員

わかりました。

マイナンバーカードのほうは、まだまだ四日市も 8% かそこらぐらいだと思っていますが、ちょっと今、数字がわかれば教えていただけますか、直近の数字。

○ 林 I T 推進課長

I T 推進課、林でございます。

現在、8 月末時点で四日市市の交付率が 8.35% ということになっております。

○ 樋口博己委員

ありがとうございます。

これからさまざま個人情報が心配されるお声もあって、いろんなご心配もあるんでしょうけれども、これ、一つ、今回の情報連携については、カードは必要なくてマイナンバーの記載だけでいいということなんでしょうけれども、いろんな形でマイナンバー制度、マイナンバーカードの制度の優位性も折に触れて市民にしっかり伝えていただきたいなと思います。

これは、3 の児童手当とか介護保険とか、情報連携を利用した主な手続の例というふうになっていますが、これは、情報連携の制度がスタートした後は、みなさんがマイナンバーを記入いただいて、手続していただいているという数字ですかね。中には、マイナンバーを記載したくないよと、そのかわり住民票を出すよという方というのは……。これは違うところですかね、説明として。

○ 森 康哲委員長

そうですね。ちょっと。

○ 樋口博己委員

わかりました。これは、だからマイナンバーを記載することで、その書類を提出しなくてもよかった件数ということでもいいんですね。ちょっとそれだけ確認させてください、済みません。

○ 林 I T 推進課長

I T 推進課、林でございます。

これは主な例だけ載せさせていただいておりますが、この手順によりまして、本来必要とされた添付書類が不要になっておると、その件数を挙げさせていただいております。

○ 樋口博己委員

ここじゃないのかもわかりませんが、手順は市民課ですね、済みません。

ちょっと質疑はここまでしかできないのであれなんです、今後、情報連携については、さらに何かシステムを改良してもっと広がるようなことってあるんですか。例えば、今年度、さらに情報連携が進むというようなことが。

○ 林 I T 推進課長

I T 推進課、林でございます。

国のほうは枠組みを一つ、情報連携ということで本格運用しております。ここで、新たにということ、今の時点では特に情報としては入ってきておりませんが、今後、利用範囲の拡大など、国の動向によっては十分考えられますので、そういうようなことがありましたら、市民の利便性の向上とともに事務の効率化を図っていきたいと考えております。

四日市市におきましては、今後の予定としまして、平成30年10月から開始予定のものが3種類ございまして、保育園、幼稚園の入所申込み、認定申請に所得課税証明書が不要になる。それから、児童手当の申請時に必要な書類として住民票が不要になる。それから、国民健康保険の賦課算定、これの課税証明書が不要となると、ここらを予定しており、準備を進めておるところであります。

○ 樋口博己委員

わかりました。それは、今回の完了しているシステムの運用でそういうことができるということで、何か作業が必要とか、予算が必要ということではないということではないですかね。

○ 林 I T 推進課長

I T 推進課、林でございます。

各所管課のほうでそのような情報連携に向けた準備を進めて、また、情報連携を実際に行うとなると、国のほうへ申請手続をして承認を受けて初めて、つないでもよろしいよということになりますので、そのような準備を進めておるということになります。

○ 樋口博己委員

そうすると、国に申請して、つないでいいよという許可が出た。で、そこにはシステム改修とか費用というのは発生しないということではないですかね。

○ 林 I T 推進課長

I T 推進課、林でございます。

情報連携につきましては、情報提供ネットワークシステムをつなぐということで、当然、それに四日市のシステムをつなぎ込みますので、その部分の改修というのは必要になってきますので、その部分を I T 推進課のほうで予算立てして、改修をさせていただいております。

○ 樋口博己委員

わかりました。そういった形で情報連携をやっていただくことで、まずはマイナンバーを記入いただくことで、さまざまな手続が簡素化できるということは市民にとってもいいことだろうし、行政もそれによって人の作業が少なくなると思いますので、国の制度だと思いますけど、今後は、さっきも言いましたけど、どのように、マイナンバーカードを持っていただくことの優位性というか、利便性が市民の皆様によく伝わって、持っていたりかなということが課題だと思いますので、さまざまな取り組みをお願いしたいなと思います。

○ 森 康哲委員長

要望でよろしいでしょうか。

○ 樋口博己委員

はい。

で、期日前投票も続けてよろしいですか。

○ 森 康哲委員長

他の委員ももし質疑があると。

今、もし関連があるなら、ちょっと。

マイナンバーで。関連で。

○ 川村幸康委員

投資に対して、効率がええの、これ。効果あるのか。8%というと、ないのと違うのか。極端な話、職員さんでしておるの、何人おるの。みんなしておるの。職員もしてへんやろう。言えやんけど、前首長さんは反対派やったでな。理解示してへんだでな。今の首長は理解示している。示してないやろう。それは個人の自由やろう。

絶対そうやろう。市民に言う前に職員も反対の人、おらへんの、これ。反対というか、そういうことに、持っておらんというか、理解を示していない人も。議員の中でもおると違う。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

いや、知っておるよ。そうやけれども、それ自体も含めてさ、していない人が多いで、現実に論より証拠でさ、8%なんやろう。人間ってフリーって求めるで、何か管理されるの嫌なんやさ。マイナンバー制度、国がやっておる制度やでって言うておるけど、実際に一番最初にこぎ出したときが一番力あるのにさ。それで8%しかいかんということは、もう、ちょっと見切らなあかんのと違うかなと俺は思っておるのや、個人的にな。マイナン

バー、マイナンバーと言っておるけど、自然発生的にふえるものではないので、こんなものは。だから、導入したときが一番力あるんやでさ、その導入したときでこれだけの力しかなかったということはさ、やっぱり俺は、国がしておるでっていうので否定するようなことはないけれども、ちょっとありようは考えやんと、現実にな。論より証拠や。8%しかないという現実があるとすると、そういうことなんやで。100人で8人しかおらんなら、使いようがないわさ。30万人やとどれだけやって考えてみ。役に立たへんやん、こんなもの。それ、国がやっておるでって、いつまでもしがみつくなのかさ、もうちょっと考えやんとあかんで、こんなの。俺はそうやって思っておるの。理屈こねておってもあかへんわな。現実に8%しかないしさ。やってくれと言っても、8%やでさ。そうやろう。だから、もうちょっとやり方考えたらええのと違う。これは俺の意見やでな。そうやけど、余りにもそこばかり頼り過ぎても仕方ないんと違うかなと思っさ。現実に稲垣さんら、やっておる。やっておらへんやろう。そんなもんさ。図書館建てておるので、図書館行ったことあるのかっていったら、ほとんど手挙げへんのやでな。そんなもんさ。意見。

○ 森 康哲委員長

意見としてでよろしいでしょうか。

○ 樋口博己委員

討議。

○ 森 康哲委員長

討議で。

○ 樋口博己委員

済みません、川村委員、カードに関しては私もそういう感覚を持っています。マイナンバーというのはもう既に国民の皆さんに与えられていて、この手続にマイナンバーを書けば所得課税証明書とか住民票が要らないという制度なので、だから、カードがなくても今の数字ありましたよね。だから……。

○ 川村幸康委員

樋口さん、議員間討議でいうとね、結局、そこも含めてセットで嫌がっておるのやさ。カードに理解があればこれもやるけれども、その前にも何かあったやん、住民基本台帳カードか。何かカード持つとあれって。あれと一緒になんさ。やっぱり管理されることの、フリーがないというのは嫌やで、意外に。だから、その感覚があるで、そうやで、こっちもいいですよというけど、そこまでいかんのやわさ、基本的にな。だから、これはもう表ではこうやって言うておるけど、実態として結果も出て、8%しか使わんというふうなことが出てきておる中でいくと、これで予算立てして活用せいという話をしておっても、無理なもんは無理やわ。首に縄つけてまで引っ張っていけへんのやで。

だからやっぱり、私は最初、導入するまではどっちなのかなと思っておった。そうやけれども、やっぱりこれだけやってきて、これだけのパーセンテージしか上がらんって、国でもそうやんか、日本の全体でも。もう失敗と一緒にやわ、これは。認めやな。本当にもう失敗さ、これは。住基カードも失敗さ。あれ、しっかりお金かかっておったに。カードやら予算立て、それからシステムとかさ。あんな各地方自治体の準備からお金からいって、すっごいお金かかっておって、結局失敗さ。だから、なかなかこれは難しいでさ。いつまでもしがみついて。しがみつくという言い方は悪いけど、実態がそうやでな。それがあるといふ話にはならんのかなと思って。

○ 村山繁生委員

じゃ、討議で。

○ 森 康哲委員長

先ほどから議員間討議に入っておりますので、ご意見のある方は発言いただきますようお願いいたします。

そして、理事者への質疑は、私が議員間討議を終了と宣言するまで控えていただきたいと思えます。

○ 村山繁生委員

理事者にも聞きたいんやけど、あかん。

○ 森 康哲委員長

それは討議にならないので。

○ 村山繁生委員

そうか。

○ 森 康哲委員長

議員間討議の時間は議員間のみでお願いします。

○ 村山繁生委員

後で質問します、じゃ。

○ 森 康哲委員長

よろしいですか。

○ 村山繁生委員

討議もしたいんやけど、理事者にも聞きたいんやで、後にします。

○ 森 康哲委員長

討議だけ先にやられたらどうですか、せっかくなので。

○ 村山繁生委員

あ、そう。

○ 森 康哲委員長

はい、どうぞ。

○ 村山繁生委員

川村委員の言われることはもっともやと思うし、私もそう思うんやけど、実際、もう一方でね、そうやってある以上は、やっぱり利活用をどういうふうにしていくかということも考えなきゃいかんことであって、要するに、そのカードを持っておるとどんなメリット

があるのやということ。メリットが余りにも皆さんにわからないから普及率がふえないと
いうことがあるんですよ。だから、いかに、カードを持つとこういうメリットがあります
よということがなければ、絶対普及はふえないと思いますわ、私も。

今、川村委員、職員さんに聞かれたけど、本当にこの四日市の職員さんで何%本当にあ
るかというのを僕、聞きたいんです、本当は。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員

いや、職員さんやに。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員

三条市やったかな、あそこは全職員がカードを持っておるんですよ。それで、タイムカ
ードのかわりに、そのマイナンバーカードでタイムカード、そうすると、サービス残業も
減ったという……。

○ 森 康哲委員長

強制でやったわけですね。

○ 村山繁生委員

強制で、自分たちでもうメニューつくって、ソフトつくって、安い金額で。それでやっ
ておるんですわ。それで、もう一つの、後のことで樋口委員の追加請求資料にありました
けど、たまたま今出てきておるで、期日前投票、物すごい混雑しましたやんか。これ、そ
の三条市はこのカードを提示するだけで、すっと期日前投票ができるんですわ。だから、
そういったメリットがないと絶対だめやということが言いたいです。

○ 川村幸康委員

ようわかりました。

○ 樋口博己委員

だから、8%の問題は、番号は国から、あなたは樋口博己は何番ですよというふうに強制的に与えられましたけど、カードはそれに基づいて申請せなあかんのですよね。ここに一番問題があると思っておるんですわ。管理されるという部分もあると思うんですけど、さっき村山委員が言われたとおり、カードを持つとこんなメリットがあるよということが、今四日市で別がないので、僕も実際、持っていないんですけど。だから、積極的に持つ理由がなかなか見当たらんのですよね。ただ、手続としては、ナンバーを書くことで住民票をとらなくてもよくなったというのは、これはメリットがあると思うので、みんな市民のみなさんは、あ、そうなのと、ナンバー書いたらええの、住民票要らんのやな、300円要らんのやなという話になると思うので、多分それは皆さん、活用されているという数字だと思うんですよ。だから、やっぱりカードを持つことのメリットがもっともっと、何か実感として感じられるようにせんとあかんと思うんですよ。それ以前に、何となくやっぱり管理されているというところがどこかにあって、その抵抗感でなおさらカードを、そんなのつくる手間、高齢者の方が写真にとって何かするというのはすごくハードルが高いので、ちょっとそれは僕、問題やなと思っています。

○ 川村幸康委員

メリットがないのにメリットをつけようとするのが無理やと思っておるもので、効率悪いと思っておるのや。人って、必然的に欲しいものにはメリットがあるで転ぶんやで。メリットがないのに、無理やりメリットをつけようとするところに無理があるので、だから、俺はそれはしがみつかんほうがええなど。放っておいたって市場は選ぶんやで。ジャングルやさ。本当やで、弱肉強食や、ええものにはふっと飛びつくしき、要らんものには見向きもせんやで、そんなものにいちいち人工的につくって……。放っておいてもいくやつは、爆発的に、放っておいてもみんなふえていくんやしき、何してもあかんやつはもう絶対に、努力し続けやなえらいというようなものは、やっぱりそこに魅力がないんさ。それに税金使ってメリットをつけようとするところは、俺は、逆に考え方が閉鎖的やなというところとちょっと言い過ぎやけど、ちょっと狭いなと思って。

やっぱり俺は、これは一般質問でも言ったけど、フリーというのが一番楽しいんやで。フリーというのはええことやに、何でも。だから、やっぱり規制があるというよりは、自

由というのが、そうやでいかにええかということやろうなと思っておるで。だから、行政から言われることは最低限で、あとはフリーが一番ええんやで、それに税金を使ってコスト払って効率よくしようとしておることに対して、始めて8%しかないということは、結果出たやんかと俺は思っておるの。それにまた無理して、それをずっと上げていくような努力というのは、コストもかかるで、そこが。民間でこんなことサービスしてやったら、やりませんに。やっぱり失敗やったな、次の手考えようかっていきますに。コスト意識がないもんで、行政で、次、そうしたらメリットでもつけてこっちやろうかという考え方かなと俺は思っておるでな。そこがやっぱり全然、ものの考え方と見方の違いやなと思うで。だから、行政的に見るとずっと何か税金使ってもええで、8%を9%にして、10%にしてという考え方があるのかもわからんけど、俺からするともう結果は出たで、もうそこはそうやったんやということの中で。国がやってきたやつやでな、国がどう考えるかで放っておいて、市は独自にやったらええんと違うかな。

活用してやっているところも知っているけど、自治体で。それはそれなりにコストも使っておるでね、予算も立てて、キャンペーン張って。そこまですることがあるのかどうなのかというところやろうな。

それと、言っておったところは多分政党色もいろいろあるでね、政治色も。そういうこともあったんかなと思って。だから、そういう意味でいうと、四日市は違った色やろうなと思っておるよ、俺は。

以上です。

○ 谷口周司副委員長

私はどっちかというのと、どんどん普及させてもらいたいほうなので、皆さんと結構真逆なほうかもしれないんですけど、サービスがあって普及していくのか、普及してからサービスがあるのかって、これ、どっちが先かというのもあろうかと思うんですけど、やっぱり今、どんどん便利というのが追求されていく中で、もう携帯一つで買い物もできて、携帯一つで何でもできる時代で、マイナンバーも携帯に入っていこうとしている中で、図書館の利用であったりだとか、そういうのも全てカードでできるシステムが組んでいけることがどんどん普及にもつながっていくのかなということを考えていくと、せつかくマイナンバーカードで独自利用が認められていて、各自治体で色を出してやっていきたいと思いますという中で、なかなか四日市がそこに手を出していないところがあるので、もうちょっと普

及に向けた努力というのもしていく必要があるのかなとも思うし、それをする事によって、マイナンバーができることで、どんどんそれを活用したサービスというのがふえていくということを考えると、普及してからサービスというよりかは、サービスしてから普及していく。両方とも一緒に進めていく必要があるのかなと思うと、やっぱり普及はどんどんしてもらいたいというのが私としては思っているんですけど、皆さんとはちょっと真逆かなと思いつながら、普及を目指したいなとは思っていますね。

○ 森 康哲委員長

早川委員、何かありますか。

○ 早川新平委員

人それぞれ、メリット、デメリットがあつて、それを採用しているというか、利用しているというのが現実なので、例えば今、谷口さんがおっしゃったように、いいところはあるんですよ。だけど、その利用頻度と、それから、紛失するリスクを考えたら、カードってそんなに要らんやろうなというのが、私がよく住民の方にも聞かれるんですけど、要らんやろうかと。利用頻度の多寡によつてもかなり変わってくるというのが現実です。現実に私も持っていないし、必要ないという、そこが一番大きいところかなと思つてね。人によつては意味がある、必要性がある。利用頻度が高いか低いかによつて、それを利用すると。

本質的には、僕はいいものは自然に伸びていくし、あかんものを無理してやつても、それ以上の期待はできないのかなと。だから、国でそういう制度あるのであれば、それはそれで利用されればええけれども、さっき樋口さんが指摘されたように、カードをつくるとなると、その手続きが二つぐらい要るかな、写真とか。そのところがハードル高いかな。それが1週間に一遍でも必ず利用しておる人であれば便利やから使つていくやろうし、3カ月、4カ月に1回しか使わんような方であれば、そんなに便利さは感じないし、そこに紛失というものがあつたときに、そのリスクを兼ね合いますと、これは自然に淘汰されるというかな。便利な人はどんどん使うし、何でも一緒やと思うんやわな、機能としてはな。それを結論としては、行政が、動かんものをもつとこうですよ、こうですよ、つて、あおる必要はないのかなと私は思うんやけど。使い勝手がええのであれば、どんどんコミナリで広がっていくものやろうしというところはあるね。これに関してはね。

○ 森 康哲委員長

土井委員、どうですか。

○ 土井数馬委員

私は持っておるんですがね。誘われてね。でも、それで何か使ったことがあるかといったら、全然ないのでね。

それと、年寄りの人から尋ねられて、銀行行ったら通帳がつくれやんだと、免許証か何か、身分証明書を出せと言われたけど、持っていないもので、だから、健康保険証ともう一つ何か出せと言われたときに、マイナンバーカード持っていないかと聞かれたけど、どうやろうとか言っておったもので、そういう人は案外便利なんかもわからん。

それでも、さっき言っておったように、手続が大変なもので、僕も忘れておって、3カ月ぐらいしてから国のほうから送ってきたんです。もう忘れていましたもんね。で、下へ行って出してもらったんですけど、その辺の手続がやっぱり高齢者の方でも簡単にできるようにすれば、そういう活用法もあるんやなというふうなことは思いました。単なる意見ですけど。

○ 森 康哲委員長

三平委員、どうですか。

○ 三平一良委員

僕も使ったことがないので、余り必要がないんですけど、しかし、税の申告なんかするときに必ず書かないかんのでね。やっぱり国にメリットがあるのかなという感じ。そういう感じです。

○ 森 康哲委員長

確定申告のときにマイナンバーを記入することになっていますね。

(発言する者あり)

○ 森 康哲委員長

ナンバーだけでいいと思うんですけどね。

(発言する者あり)

○ 森 康哲委員長

それぞれのご意見が出そろったところなんですけれども、推進していくほうがいいというほうと、今の制度だとなかなか価値観が見出せないの、国の制度上、推進はもう少し、使ったほうがメリットがあるよというのを見出してからまた動き出すのかなという意見の方と、両方相論あったと思いますので、分科会長報告に両方の意見を併記するという形でまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

それでは、そのような取り扱いをさせていただきます。

それでは、マイナンバーについての議員間討議はこれで終了いたします。

これより質疑を再開します。

○ 早川新平委員

3ページのさつき樋口さんがずっと聞かれていた普通退職者の内訳で、メンタルと書いてあるんやけれども、このメンタルって非常に難しいところがあって、内因性と外因性があるんやわな。だから、外因性は何かといじめがあったり、いろんなことがあったりとか、外的なところからきたのか、それとも内面から来る、個人のところがあるのかというところはこれではわからないし、それから、これは1年間だけやけど、これ、継続しておって、もう3年、4年目でもうばーんとはじけるといいうところがあるという、そのところ、フォローアップとか、ケアとか。市立病院の医療部門で、カウンセリングとかそんなこととかやっているのかな。これではわからないので、フォローアップをやっているかどうか。

○ 駒田人事課長

まず、復帰に関しては、当然主治医の方の復帰ができるかどうかという診断書をいただいて、1カ月前にそういう診断をいただいて、私どものほうに届けていただきます。で、実際に復帰の前には、市のほうの産業医が実際に所属長でありますとか、本人さんに面談をさせていただいて、まず、どのような形で復帰をさせていくのかを。通常多いのが、まず2週間ぐらいは半日勤務で行って、その後、時間を徐々に伸ばしてください。それから、1カ月ぐらいして、通常の業務に戻ってください。ただし、時間外勤務はだめですよとか、出張とかはだめですよというような形で、そういうような配慮をして、まず復帰のほうをさせていただきます。

それに伴いまして、復帰に関しては、所属長にもその辺のケアというか、その辺はちゃんと産業医からも話が行きますので、その辺も見ていただいた中での復帰をさせていただいておるとい形でさせていただきます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

昔やったら、あいつ精神的に弱いでなって、一言で片づけておったやろうけれども、最近、外的な要素、いろんな部分があって、そこをとってあげないと改善はされないというのは当然わかってみえるので、個人の主治医さんなんかのカウンセラーが行くのか、本人の内面から探るのかということも、やっぱりケアをしてあげないと、組織から見れば、こういう数少ない方たちが、もうちょっとしっかりせいよということではなしに、逆に励ましというのが悪影響になるというのは必ず出てくるので、私がやっておったときでも、そんなの非常に多かったの、それは気をつけていただきたいと思います。

委員長、もう一個、続けてよろしいですか。

○ 森 康哲委員長

どうぞ。

○ 早川新平委員

期日前投票のやつを先ほどこと細かく――去年やったかな、おとしやったかな――雨、天気が悪くて台風が来るからって、もう大渋滞で、特に私らなんか、北消防署のところでやっていて、四日市までつながっておったと先ほど報告されておったんやけど、これ、今

後も可能性はあるんですよ。決算というのは、こういうことがありましたよ、じゃ、これを今度どういうふうに改良していくかということの場でもあると思うので、その対策がちょっと、ざっくりでもあれば聞かせていただきたいんですけど。こういう結果がありましたと、それ、改善していかなあかんのやけど、その対策、ちょっとあれば教えてください。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

今後の台風があったときのそういった対応についてということで、ご質問をいただきました。

各施設の駐車スペースも物理的に限られておりますので、この件については非常に難しい課題だというふうに考えております。先ほどちょっと説明をさせていただいたように、富田の防災教育センターの場合は、近くのJAさんのほうから駐車場をお借りしておりましたので、まずはほかの施設等も含めまして、近隣の団体とか企業等から少しでも駐車スペースをお借りできないかとか、そういったようなことで駐車スペースを探すことがまず必要ではないかなというふうには考えております。

ただ、それでも、先の台風のような状況では、幾らかの駐車スペースを確保できたとしても、とても解消できるような状況ではないと思われまして。ですので、台風の接近などで通常よりも混雑が発生しているような場合なんかは、選挙人の方が、その自分の行動を判断していただくための情報を何とか提供できないかなというふうに考えております。例えば、期日前投票所の状況を選挙管理委員会のホームページやSNSを使ってリアルタイムに提供していくことができないかなというように考えているという次第でございます。

以上でございます。

○ 早川新平委員

わかりました。

○ 森 康哲委員長

あそこは、国道1号は慢性的に渋滞していて、それに輪をかけてああいう状態になったということと、あと、国道1号沿いに違法駐車をした。それが原因で駐車場に入れない状態が起きてしまったと、この二つの原因があると思うんですけども、その辺の対応をち

ちゃんとやらんと、今の答弁では、なかなか市民に対して、次こうですよというのを示すことができないと思うんですが。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

富田の防災教育センターのところでは、先ほど委員長がおっしゃられたとおり、国道1号に違法駐車をされるという実態もあって、さらに渋滞に拍車をかけていたという状況がございました。

なので、先ほども話したように、駐車場への誘導員を配置しておりますので、今回の場合は途中から配置をしておりましたが、そういったような状況が見込まれますので、期日前投票の初めからそういったものを配置して、駐車場に入れない車が違法駐車しないように指導させていただくというのとあわせて、警察署とも協議しながら、その対応を考えていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

北消防署の例で、僕らが見ているのは、国道1号へ出てくると入るとで、車の迂回路というか、流れ、裏から出して表から入れるような、そういう形をつくらんと、もうここで、国道1号で大渋滞するんですよ。出てくる車と入ってくる車という。だから、そういうことを考えやんと、考えれば全部解消するかということではなしに、あの渋滞よりは変わっていくやろうなと。だから、各投票所でそういったところができるところは、それなりの対策をとっていかないかんやろうし。あれは最悪やったと思うけどな、天候も悪くて、事前に行ってくれということでも広報もされたので。

だから、今委員長がおっしゃったように、具体的に各投票所の持つておる個性というのがあるので、車をいかに巡回させるか、結局スムーズに入れるかということを考えていかんと、誘導員がおっても、それに従わんやつがようけおるので。現実そうやと思う。現場におった人に聞いていただいてさ、事前にこういうふうにルートをつくるということも一つの緩和条件やろうなと私は思います。意見として。

○ 村山繁生委員

その対策の一つがさっきのマイナンバーカードだと思うんですよ。台風に限らず、どん

どん期日前投票者がふえていますよね、実際ね。ですから、マイナンバーカードをばっと通すだけで、どんどん投票できるということで、こんなもの、混雑なんかもう本当に半分以下になると思いますよ。そこらは、もうそのソフトだけつくれば、情報連携という形ですれば、そんな混雑やから人件費、人ふやしてどうのこうのよりも、それは一つ、そういうシステムにしたほうがはるかに効率的やと思うんですが、いかがですか。その考えは。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

マイナンバーカードを使つての期日前投票所での受け付けの件で、ちょっとご意見等をいただきました。私ども、検討する中で、既に入場券のほうにバーコードを記載しております、そのバーコードをパソコンのバーコードリーダーで読み取って受け付けをします、その時間と、マイナンバーカードをリーダーに読ませる時間というのは、さほど時間的な差はないのではないかなというふうに考えているところが、実際でございます。

期日前投票所の場合は、投票していただく際に、宣誓書といたしまして、当日選挙に行けない理由を記載して……。住所、氏名と一緒に、その理由を記載していただく書類を書いていただかなければならないというものがございます。なので、マイナンバーカードをお持ちいただいても、その書類は書いていただかなければならないので、そういった部分での時間の短縮というのはいかならないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○ 村山繁生委員

そんなの、省いたらよろしいやん、宣誓書、そんなもの。それで混雑しますんやに。

○ 森 康哲委員長

その発言はちょっと。

○ 村山繁生委員

わかりました。済みません。

○ 森 康哲委員長

他にございますか。

続けてどうぞ。

○ 村山繁生委員

そうすると、全くマイナンバーカードにしても、期日前投票の手続は変わらないということですか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

現在、私どもで考えているのでは、選挙のときの受け付けに関してだけ言えば、ちょっとマイナンバーカードを導入しても、さほど差はないのではないかなというふうに考えております。

○ 村山繁生委員

そうですね。僕らが行った三条市では、ものすごくそれで効率的によくなったと聞いたものですから、ちょっとお話しさせてもらったままで、もう少し私も調べてみます。

それから、くどいようですけれども、全職員さんで何%カードを持っているかということ把握されていますか。

○ 林 I T 推進課長

I T 推進課、林でございます。

マイナンバーカードの交付につきましては市民課のほうで所管しておりますが、誰がいつ申請してどうというようなところというのが、後で録なりなんなりでということをつかむということができませんので、その部分については、市民課においても把握していないというふうに思っております。

○ 村山繁生委員

単純に、全職員のうち何%が所持しているということも全然わからないということね。

○ 林 I T 推進課長

I T推進課、林でございます。

何%ということはわかりませんが、今、庁内の職員の掲示板において、マイナンバーカードを職員の皆さん、持ちましょうということで、たびたび上げさせていただいて、まずは市民の方におとりいただくというのは最優先ではあるんですが、夕方以降、時間外に職員の方は手続等を、市民の方の不便にならないように時間外に申請をいただくようにと、それで、申請も国のほうへしていただくようにというようなことで働きかけは市民課のほうにおいて私どもと連携して行っております。

○ 森 康哲委員長

この際ですので教えていただきたいんですけども、手続の仕方を披露いただきたいんですけども。

○ 林 I T 推進課長

I T推進課、林でございます。

手続につきましては、ちょうどマイナンバー制度が始まりました平成27年10月から、四日市につきましては12月ごろになると思うんですが、マイナンバーの通知カードというのが封筒で送られてきております。その中にマイナンバーカードの申請書というのが入っておりまして、それをお使いいただいて、そこには返信用の……。国の地方公共団体情報システム機構という団体——これが申請の窓口になるわけですが——へご自身で郵送していただいて、写真もおとりいただいて、張っていただいて送っていただくと。そうすると、国のほうで、マイナンバーカードができましたということで、マイナンバーカードの現物を市のほうへまとめて、ある程度のスパンごとに送ってくると。そうすると、市民課のほうで、マイナンバーカードができた人にダイレクトメールを送らせていただいて、こうやって申請していただいたマイナンバーカードができてきておりますので、ついては、どこでお受け取りいただくかということで、地区市民センターでも受け取り可能と、四日市についてはしておりますので、そういうようなことで予約の電話をしていただきまして、予約の日時にお越しいただいて、その場で手続をおおむね10分から20分ぐらいでできますので、そこで即時発行というようなことでお渡しするというような流れになっています。

当初の通知カードに同封されておりましたマイナンバーカードの申請書をなくしたという方につきましても、これは広報よっかいちの下旬号でたびたび紹介もさせていただいてい

ます。それから、ホームページでも紹介させていただいておりますが、地区市民センターあるいは市民課において、申請書にかわるものを新たに打ち出しまして、交付させていただくというようなこともしております。

○ 森 康哲委員長

住民票をとったら、マイナンバーが出てくるんですね。

番号表示。マイナンバーの番号表示。

○ 林 I T 推進課長

委員長がおっしゃるとおりで、マイナンバーについては、よく通知カードもなくした、あるいは忘れたというような方もたくさんみえるわけなんですけど、その場合、委員長がおっしゃいましたように、個人番号入りの住民票と。これ、値段一緒で200円ですので、それをとっていただくと、ご自身のマイナンバーを確認していただくことができるということになります。

○ 森 康哲委員長

ありがとうございました。

皆さん、よろしいでしょうか。今のご理解いただけましたでしょうか。

村山委員、よろしいですか。

じゃ、他の質疑。

○ 樋口博己委員

休憩とか、その辺はよろしいんですか。

二、三分だけで終わるんですけど、僕の質疑は。

○ 森 康哲委員長

他に質疑のある方、みえますか。

(発言する者あり)

○ 森 康哲委員長

ありますか。

じゃ、休憩に入りたいと思います。再開は2時35分から。

14：25 休憩

14：35 再開

○ 森 康哲委員長

それでは、休憩前に引き続き、質疑を再開いたします。

質疑のある方。

○ 樋口博己委員

期日前投票所の件で、四日市大学が10月19日、20日と2日間だけ期日前投票所になっていますけど、これは以前、北部分署ができたらしちらのほうに期日前投票所を開設してというふうな計画だというお話を聞いておったんですけども、これは来年の統一地方選挙でそうなる予定なんですかね。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

北消防署北部分署には、新たに期日前投票所を開設する方向で今、準備を進めておりますので、来年の統一地方選挙のときには開設させていただけると思います。その際には、もう直近の距離にあります四日市大学のほうにつきましては、北部分署のほうへ統合させていただきたいなというふうに考えております。

○ 樋口博己委員

そうすると、さっきの駐車、来年の状況はわかりませんが、駐車場の状況とか、そんな話になると、隣の県の広域防災拠点の駐車場スペースも借りることも想定されてみえるんですか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

その方向で、今ちょっと調整を進めたいというふうに思っております。

○ 樋口博己委員

ありがとうございます。

○ 村山繁生委員

ちょっと2点ほど簡潔に確認をさせてください。

人事課のところ、最近、役所のほうの障害者雇用の水増しということで問題になって
いますけれども、確認だけです。この四日市市役所に関しては、きちっと守られているの
かという。

○ 駒田人事課長

昨今話題になっております障害者手帳を持たずにカウントしておるという話なんです、
四日市の場合、皆さんに障害者手帳のほうを確認させていただいた上で雇用数に挙げてお
りますので、そのようなことはございませんので、ご報告させていただきます。

○ 村山繁生委員

ちなみに、これ、2.5%でしたっけ。ということは、何人なんですか、人数は。

○ 駒田人事課長

済みません、お待たせいたしました。

今、6月1日現在で報告しておる内容といいますと、ちょっとこれはカウントの関係で、
短時間勤務の方が0.5人とか、そういうカウントがございますので、46.5人という形で報
告のほうはさせていただいております。46.5人ですね。

○ 村山繁生委員

企業は役所のほうにチェックされるけど、役所はチェックされないということで、き
ちっとその辺はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、ちょっとこれ、会派で頼まれたんですけど、主要施策実績報告書の38ページ

の調達契約課のところで、大きな金額の工事なんかは、公契約のところは、最低賃金をきちっと書き込まれているのかどうか、ちょっと確認したいんですけど。

○ 松浦調達契約課長

調達契約課、松浦です。

公契約審議会のほうでも報告させてもらっておるんですが、条例に基づいて、対象工事については、労働環境チェックシートというものの提出を求めています。そこで、各業種ごとの賃金を換算した数字を報告いただきまして、最低賃金を下回っていないかということのチェックをしておりますが、昨年度については、それを下回るような工事はありませんでした。

○ 村山繁生委員

きちっと書き込まれるところは書き込まれているということは、それでいいんですね、そうすると。

○ 松浦調達契約課長

チェックシートのほうには書き込んでもらっております。

○ 村山繁生委員

わかりました。結構です。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 樋口博己委員

先ほどの主要施策実績報告書の38ページのところで、契約方法が競争入札及び随意契約見積合わせによる率ということで、業務委託60%以上というふうになっていまして、実績としては45.6%、平成28年度よりは少し上がっていますが、これは1者の随意契約を減少させ、競争力を高めるということなんですけど、これは、いろんな契約があると思うんですけど、それぞれの事業に対して入札する事業者が根本的に少ないというところもあるん

でしょうかね、1者しか入札がないというところは。

○ 松浦調達契約課長

地方自治体の入札につきましては、原則は競争入札ということになりますが、ここでいう随意契約といいますのは、例えば、コンピューターのプログラムとか、そういったシステムを開発した業者さんがやったソフトに対して、バージョンアップとか、プログラムの改修をかけるときなんかは、どうしてもその業者しかできないというような場合が出てきます。こういったことに対して、地方自治法におきまして、例外として、こういう場合は随意契約といたしまして、そこの業者さんだけと契約を結んでもいいですよという場合が限定的に定められておりまして、そういったやむを得ない事情といいますか、そういった条件を満たさず場合に行った随意契約が、そういうようなものが出てきた結果、目標に達しなかったということでございます。

○ 樋口博己委員

でも、今の課長の説明だと、バージョンアップというか、そういう契約に関しては仕方がないんだという話からすると、実績が45.6%で目標は60%以上って、かなり現実離れた目標に、数字設定になっているように感じるんですけども、物理的に60%以上というのは可能なんでしょうか。

○ 松浦調達契約課長

委員ご指摘のとおり、今言いましたような随意契約になる案件といいますのは、システムの改修なんかでも、毎年必ず同じ量があるものではないことから、たまたまそういうのが少ないとき、多いときというのは、でこぼこはやっぱりあります。

だから、確実に前年度実績を必ず上回っていくような推移をするわけでもございませんもんで、目標としてはちょっと高目には置いておりますが、そうですね、この平成28年度、平成29年度の実績を見る限りでは、ちょっと目標の立て方にも問題があったのかなというふうに考えております。

○ 樋口博己委員

そうすると、どうなんですかね。システムのバージョンアップというところは、随意契

約せざるを得ないところがあるという、実績というか、結果になっているので、全体的な入札制度の中で、随意契約をせざるを得ない場合、今言われているシステムの改修のバージョンアップとかは、この業務委託の目標の分母に入れるべきなのか、どうなのかという議論になるのかなと思うんですが、今、現実には割合はどうなんですかね。随意契約をせざるを得ない案件が、全体の契約の中で、割合としてどれくらいあるんでしょうか。

○ 松浦調達契約課長

この数字の目標達成した45%の反対側が単独の随意契約とかになりますので、5割ちよつとあるということになります。

○ 樋口博己委員

そうすると、そんなにシステムのバージョンアップの契約があるということなんですか。それとも、違ったケースで随意契約をせざるを得ない案件もたくさんあるという意味なんですかね。

○ 松浦調達契約課長

今、一つの例として、システムの改修というのを挙げましたが、そのほかにも、本市は生活環境公社という組織がありますので、そういったところへ発注するものが、どうしてもそこと随意契約になるとか、あと、シルバー人材センターとか、いろんなケースでそこしかできないであろうと。あと、よくあるのは機械の設置ですね。空調だとか、エレベーターとか、いろんな機械設備の保守点検なんかも、その機器を設置したメーカーでないと保守点検ができないという場合に、どうしてもそこと随意契約という形になる場合があります。

○ 樋口博己委員

わかりました。ちょっとそういった契約をこの指標の分母に――的を外してしまうとそれでいいんだという話になるので――分母としてはいいんでしょうけれども、ちょっとやっぱり、目標の設定には次年度から一工夫をいただきたいなと思います。

これは結果というか、現状として随意契約をせざるを得ないところ――さっきの生活環境公社とかいう話をされましたけれども――はあれなんですかね、積算内容とか、確認調

査とか、それは結果として入札した会社が1者で、そこでその内容をもとに契約するという話なのか、それとも、この事業に関しては生活環境公社しかないから、もうこの1者しかないの、事前に、昨年度は、現状はこういうふうに事業をやってもらったけれども、次年度に関しては一工夫していただいて、何か提案ないんですかって、そんなやり取りというのはあるんですかね。

○ 松浦調達契約課長

競争入札の結果、1者だったということではなくて、もうその契約すべき相手が1者しかないというような状況の中で価格交渉等をしておりますので、そういう場合、相手にふっかけられるのではないかというのはあるんですけれども、他者の市場の水準がどうかとか、見直せるべきところはないのかとか、あるいは人件費の上昇分はどうなんだとかというのは、その各担当課のほうで予算要求の折なんかには下見積もりをとるなり、調整などをして、合理的な数字となるような見積もりで予算を立ててもらっておるというふうに思っております。

○ 樋口博己委員

そうすると、事前に事業者とは協議等をしてしながら、価格交渉も当然なんでしょうけど、事業内容の提案もいただきながらというような。この前の本会議でも質問させていただいて、サウンディングという答弁もいただいていたのですが、そういうことをやっているというふうな理解でいいんですかね。

○ 松浦調達契約課長

そのようなことで、適切な価格となるような交渉はしておるというふうに理解していたければ結構かと思います。

○ 樋口博己委員

わかりました。そうしたら、やっぱりちょっと業務委託の目標数値は、次年度一度検討させていただいて、随意契約に当たっては、さらに価格面、事業内容についてはしっかり協議いただいて。同じ価格で同じ事業がずっと数年続くようでは、これはいけないと思うんですよ。同じ価格であれば、やっぱり一工夫も二工夫もあって、実としてサービスが向上せ

なあかんと思っていますので、しっかりとそういうような交渉なり、事前の協議をお願いしたいなと思います。

以上です。

○ 森 康哲委員長

他にございますか。

○ 村山繁生委員

済みません、主要施策実績報告書の40ページです。

職員研修所ですね。これは予算を使ってもらって、いろんな研修とか派遣とかあるんですけども、何をどう生かしてとといった、何か際立った成果というのはありますか。

○ 石川職員研修所長

非常に際立った、これですごく職員がみるみるよくなったというのは非常に難しゅうございまして、その中で、特に新規採用職員も含めて、新しく役職になった者、例えば係長級に上がったという者に対しては、その階層ごとに必要な研修をさせていただいて、当然、例えば先ほど来お話があったように、メンタルで悩む部下がおれば、当然新所属長として見守るスキルを得ていただくという中で、いろんな、さまざまな研修を実施しています。

あと、技術系の職員については、当然、専門知識が必要でございますので、専門機関への派遣、研修をさせていただいて、よりよい、より技術のアップをという形で進めさせていただいている次第でございます。これはもう、こつこつ努力させていただくしかないのかなというふうには考えております。

以上です。

○ 村山繁生委員

せっかくのあれですからね、しっかりと生かしていただいて、頑張ってもらいたいと思います。

一番最後のところで、職員アンケートですね。これ、うちの会派でどなたかはすぐにはわかると思いますけれども、半年かかったのは何でやという指摘がありますけど、それに対してはどう返事すればよろしいやろう。

○ 石川職員研修所長

加納議員から2回続けていただいております。

実は職員アンケート、非常に回収率もようございまして、その中で93.1%の方に回答をいただいております。対象も、加納議員にもお答えはさせていただいたんですけども、正職員、あるいは臨時職員も含めてさせていただいた次第でございます。それとともに、フリーの意見を、より業務改善であるとか、生の現場の声を聞きたいという市長の思いが非常に強うございましたので、そうした中で、現場で仕事をする中での業務改善の意見という中で、非常に多くの、回答者のほうが総勢3934人だったんですけど、そのうち自由記述欄にご記入いただいた意見が3793件というところで、お一人で何件か意見を書いているのであれなんですけど、おおよそ9割以上の方が何らかの提案をしていただいているという中では、意義があった。

ただ、それだけ数が多うございましたので、加納議員にご指摘いただいているんですけども、その分析をさせていただいて、市長も含め、全部の職員に掲示をさせていただいて、その意見を真摯に受けとめて、業務改善につなげていきたいということで生かしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 村山繁生委員

わかりました。ぜひ改善、向上にがんばっていただきたいと思います。

それと、もう一点、よろしいですか。

○ 森 康哲委員長

どうぞ。

○ 村山繁生委員

主要施策実績報告書の50ページです。

文書の電子化率のところ、これはだんだん、文書の電子化をさらに進めるということだと思っておりますけれども、公文書の管理というのは、もう全部電子化になっていくんですか。

○ 清水総務部次長

公文書につきましては、全てが電子化というわけではございません。紙で保存するものもございますけれども、文書電子化率の目標48%という中で、実績46.15%でございます。これにつきましては、今年度も電子化率を上げるために、庁内の事務適正化の研修でありますとか、そういったところで電子化率を上げるように各所属長にお願いしておるような状況でございます。

○ 村山繁生委員

ありがとうございます。

それと、電子化にすると、保存は何年と決めたわけじゃなくて、永久に保存されるんですか、その辺は。

○ 清水総務部次長

全ての文書が永久というわけではございませんで、長い文書ですと30年とか、そういうような保存の管理上の規定を設けまして、その年限保存していくというような形でございます。

○ 村山繁生委員

そうすると、中身によって保存年数も違うということですか。

○ 清水総務部次長

文書によって保存年限は変わってきます。

○ 村山繁生委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 森 康哲委員長

他にございますか。

○ 川村幸康委員

管財課ってここやったね。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

財政経営部か。総務部が持っておる財産って何があるの。建物とか、土地とか、あんなの。

例えば、この間でも、公害の何かのやつは環境部が売って、管財課とどこかが所管するとか、そんなことの財産を売り払った後の移管とか、所管は総務部でいろいろの、管財課がいろいろの。例えば、公害の、みたきの久保田のあれ、ありましたやんか。あれ、もう古くなってきて、償却しましたやんか。あれを環境保全課からどこへ持っていったんかな。どこかへ持っていったんさ。あんなの、誰が決めておるのかなと思って。財産の処分の。

○ 内田総務部長

総務部の内田でございます。

公有財産のうち、行政財産と普通財産がありまして、今、みたき保養所は売却という方針ができたときに、普通財産に変えやんと売却できませんものですから、普通財産に変えて、もう売却するという方針のものは全て管財課のほうに移管して、いろんな方法で売っていくと。それ以外では、行政財産は当然所管の部署が持っていますし、普通財産でも、売却の方針がまだ立たずに、ほかに利活用とか、いろいろ考えられる間は所管する部署で管理していただいております。

○ 川村幸康委員

そうすると、例えば総務部で何か持っておってするという財産ってあるわけ。具体的にどんなのを持っておるの、総務部やと。例えば人権プラザとか、あんなのは全部総務部。あと、ほかに何があるの。

○ 内田総務部長

I T 推進課が所管しております三重ソフトウェアセンターの建物ですね。あれがそうで

ございます。

○ 川村幸康委員

この間、公有施設のコスト計算か何か、出てきたやんか。各部署で特に活用されていないというようなやつがあるのやったらピックアップしてもらって、一遍ちょっと本当に考えたらどうかなという思いが強いんですよ。遊んでおるとい言葉が悪いけど、活用し切れていないような土地がたくさんあって、放ったらかしやろう。行政の中では、なかなかそれが声出しにくいんやったら、議会で言って、売却も含めて活用していくようなのをもう少し加速せんとあかんかなと思って。

この間も上げてもらっておったけど、何やった、給食センターには。三交バスの横な。ずっと資材置き場なのか何かわからんけど、ずっと遊んでおったり。もう一つ向こうのところにもあるやんか。水道のあったところのあれも、もう草生えておる、ぼうぼうでさ、何にも生かしてないやん。だから、もう少し、土地開発公社やないけど、市が持つておる不良資産というか、生かし切れていないのを、管財課がやるのか、総務部がやるのか、どこでやるのかわからんけど、一遍メス入れて整理をしたらどうかなと思って。

あと、ここの財産調書って、下にありますやろう。この財産に関する調書明細って、140ページ分。タブレットでいうと16番や。主要施策実績報告書の下の16番の財産に関する調書明細って。その中にある中で、財政経営部でするのか、総務部でするのかは別にしても、資産の、普通財産、市有財産の整理を一遍きちっとして、今度の予算のときぐらいまでに報告できるようにしておいてよ。

変な話、草が生えて、広くて、全然生かし切れていないやつとかも、私が知っておるだけで四つばかりあるでさ。だから、そんなところはやっぱりもうきちっと売り払うか何か計画をつくらんと。誰も言わへんやろう。だから、ちょっと一遍真剣にそういうことはした方がええなと思っておる。もし何かあったら。

○ 内田総務部長

総務部の内田でございます。

ご指摘のとおり、財産調書に書かれておるのは、本市が所有しておる全財産でございます。委員のおっしゃるように、長い期間利活用の検討の場にも乗っていない部分もやっぱりありますので、一度一遍フラットな考え方で、総務部、財政経営部、政策推進部も含

めて、いろんなところが連携をして、市が保有している財産の今後の活用についてはちょっと検討させていただきたいと思います。

○ 川村幸康委員

もう一個、全く関係ないことで。

さっき出ておった体が病んだりなんかしてやめていくなり、心のケアが必要やったりとというのがあつた。行政として、一般の仕事よりもそれは多いのか、少ないのか、私らもわからんで、余り。大企業がどうなので、中小企業がどうで、行政職がどうなのでというのは、比較したこともないのでわからんやけれども、私ら議員のところへ届くのは、意外にそこでそういう部署に入っておる人らの周りが大変やというのは耳に届くんやわ。で、またその人らも弱っていく。そうすると、それこそ弱っていくだけだったらええけど、敗者になってやめていってしもうたらあかんわけやで、弱ったときに敗者にせんようにって、私はいつもよう言うんやけど、弱者が敗者になっていくともう大変やんか。敗者って言う言葉はよくないけれども、やめていくというのは。

ただ、健康上そうやってなるということは、どうしてもその分だけ仕事がしわ寄せが行くもんで。だから、その部署はやっぱり恒常的にそういうことになるというふうに思っておるもんで、何とかそういうことをきちっと処理したらなあかんのかなというふうに思っています。

それは総務部でするのやろうけれども、何でも総務部でもあかんやけれども、きょうでも言ったのは、大阪の地震でブロック塀が倒れて亡くなったら、あれを今、学校とこども未来部と、それから都市整備部の建築指導課が補正予算を上げてきておるんやわな。だけれど、私らからすると、もう建築指導課は建築指導の本来業務だけで手いっぱいやのに、それ以外にブロック塀のあの調査も全部して、補正予算上げてきておるんやわな。そうすると、やっぱり余計詰まるのは見えてくるで、きょうもそんなのやったら危機管理監がしたれさという話はしたんやけど、技師もおるのやで。やっぱり降って湧いた緊急性のあるような仕事に対して、予算立てをせいとって、行政的には、市民の要望なり、議会の考え方も聞くのをせなあかんというのがありますやんか。けど、仕事がそれで集中するということまでは配慮しませんやろう。今回の件やって、ブロック塀、あれがあると、建築指導課、よう回すんかなと思うでさ。それも調べて対処せいということになると。だから、やっぱりそれはきちっともうちょっとやるということ。

あと、工事の件でいくと、工事の入札やあんなのは、今の流れといえれば仕方ないとは思わんけど、それ以上のものがないもんで、今の現状になっておるんやろうけど、そうすると何が起こっておるかというところ、行政の手の届かん見えやんとところの部分の法令がなかなか守られにくいという状況が現場では起きるんやわな。わかるやろう。松浦さんは、俺が言っておるで、知っておるわ。

結局、ここへ行くと、ここの、この部分のところの法令は守られにくくなるんやわな。今みたいな入札状況になると。ここが、もう上がとまるで——松浦さん、ようわかるやろう——そうすると、企業はどこで努力するかと言ったら、アンダー、アンダー、アンダーで、例えば、親会社が下請けの契約を結ぶときに法令は守られておるかどうかというのは、行政からしたら知ったことやないというけれども、ここが今度守られやんだら、元も子もないんやわな、ここだけやらしておっても。だから、グリーンファイルやあんなのでちゃんと契約結んでおるのかとか、そんなことは行政が知るはずないっていうけど、提出はさせることできるんやで。大きなゼネコンが次の中小の会社にこのグリーンファイルのこの契約書でやっていますかという提出はさせることはできるわけやでな。やけど、泣かしておったら、そんなの出てこうへんでな、いじめておったら。

だから、そういうことをきちっと一遍、入札でああいう形で、フラットにとまるということは、次何が起きるかと言ったら、その下で問題が起きておるわけやで。そこにやっぱり行政がちょっと手を入れやんと。で、それは民民ですからという話もようわかるのやけど、そうではなくて、ちゃんと安全で効率的な施工ができておるかどうかのことやでな。それは、出すことは行政的に権限あるわけやで。そこのチェックはできやんのか、稲垣さん、できるんか。どうなんや。できるのやろう。あかんのか、それ。

○ 稲垣検査監

検査監の稲垣です。

いわゆる下請け、あるいは孫請けへの元請けの対応についてというお話しだったと思うんですけども、今、法的には、元請けがどういう下請けをとって、その下請けがどういう孫請けをとっておるかという報告をいただくというところはあるんです。

一次の段階では、下請け届の中で、幾らで請け負うかという確認はとっております。そこまでの部分は、法的なところではできるんですが、それ以外のところで中に入っていくということが出来るかというところ、なかなか難しいところがあるのかなと思っています。

○ 川村幸康委員

だから、例えばそうすると、グリーンファイルとか、そういうあれがあるわな、細かい専門的な部分の契約で交わしておるところが。金は、最低のやつは、市役所に出さなあかんやつは出しておったとしても、そのグリーンファイルの、そういう事細かなところを結んでおらんだら、結局泣くことになるのはわかるやろう。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

せやろう。見やなわからんやろう。結局、表面だけ最低幾らで入札しておるかの金額が見ておるといっても、その下のそこを見ておらんだら、結局はチェックしたことにならんやろう。そこをもう少しやっぱりやらんと俺は思っておるで。一遍、そこはきちっと。違法をせいとは言わへんのやで、できる中での適正なことはやるようにちょっとしてほしいなと思っておるで。やれるようにちょっと努力はしてほしいな、どう。

○ 稲垣検査監

検査監の稲垣です。

今ご指摘いただいた内容についても、じゃ、という話の中身の部分で、我々の勉強不足のところもありますので、そのあたりも確認する中で、どこまで行政として入れるのか、そこら辺も検討する中で考えていきたいなと。よろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

大元の発注者は市役所なんやで、できるはずなんや。市としてというけれどさ、そやろう。施工主は市なんやで、お金出し合っておるのは。やれるはずなんさ。それを何か知らんけど、やらんで私が言っておるだけで。そこはもう少し手を突っ込んでやってほしいなと思ってる。

以上です。

○ 村山繁生委員

ちょっと頼まれておったやつ、忘れておった。

主要施策実績報告書の72ページの選挙管理委員会なんですけど、今回から、議会から2人推薦されて委員会に入ってもらいましたよね。その議会から推薦した2人が入って、その議論の中身というか、何か変わったことってありましたか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

今回、選挙管理委員会の任期で2人の委員さんがかわられて、議会から推薦された委員の方がお二人入っていただきました。それぞれの委員さんの背景とといいますか、経験によっていろいろご意見をいただいておりますが、元議員の視点からのご意見とか、あるいは会社経営者からの視点とかというような形でご意見をいただいております。特に、在外選挙人名簿の登録に関しまして、その申請が外国しかできなかったときの話ですけれども、その制度の変更とかにつきましては、十分そういったことも注意して啓発をしていくようにというような形での専門的なご意見とかもいただいておりますので、選挙管理委員会としても、よりいろいろ審議とか、意見の交換が進んでいるというような状況を感じております。

以上です。

○ 村山繁生委員

これ、指標が会議開催数で、目標が6回以上という。これって、会議もそりゃ大事なんですけど、目標は会議の回数じゃなくて、投票率の向上というのを目標にすべきじゃないかと言われるんですけど、その点はどうでしょう。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

目標を投票率にということですがけれども、投票率の影響というのは、選挙管理委員会が努力するという面もあるかとは思いますが、そのときの選挙のそれぞれの状況によって、投票率というののもかなり変動をするということがございます。なので、委員会としての目標として、即座に投票率と置くのは、ちょっとなかなか難しいのではないかなというふうに考えております。

○ 村山繁生委員

選挙管理委員会では、投票率の向上のためにはどうするかという議論はされないわけですか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会で投票率の向上に向けての話し合いとかはしますが、具体的に何%というような形での数字を目標として置くのは非常にちょっと難しいかなというふうに考えております。

○ 村山繁生委員

そのように伝えておきます。

○ 森 康哲委員長

よろしいでしょうか。

他にございますか。

(発言する者あり)

○ 森 康哲委員長

じゃ、私から最後に資料請求した部分で、入札制度のところで、変動型の最低制限価格制度から中央公契連モデルに変わったのが平成22年4月ということが資料の7ページで読み取れますけれども、もう8年経過するところで、小変更はあるんですが、大きくこの入札制度自体を変える時期というのは、目途はついているのでしょうか。

○ 松浦調達契約課長

これにかわる大きな変更というのは、今のところなかなかぴたっといい案がないという状況で、具体的に何年度からというところまではいっていません。

○ 森 康哲委員長

そもそも入札制度というのは、これがベストだというのはないというのは定説なんです

よね。全国的にも、ある程度の周期で変更していくと。いろいろな課題に対して、その時代に合った制度にしていくというのが入札の制度的な基本であると思っているんですが、今、現状、四日市の課題として何か問題があるのか、いや、そんな大きな問題はないのか、その辺の見識はどうでしょうか。

○ 松浦調達契約課長

問題点については、たびたび委員の皆さんからもご指摘されておるように、くじ引きによる、抽選で契約業者が決まるというところら辺は何とか改善できないかというようところは問題点ではあるとは認識しておりますが、正直な話、四日市だけがそうなのかといいますと、全国の大きな自治体がこの中央公契連モデルを採用する中で、よその市町村においても、やはり同じようにそれは課題となっておるというふうに考えておりますので、このあたり、国のほうもどういう考えでおるのかというのは引き続き注視しながら、見直していかなあかんなと思っております。

○ 森 康哲委員長

そのほかには、抽選が多いというほかには何か課題になっているようなことはないでしょうか。

○ 松浦調達契約課長

今の抽選にも関連するんですけども、予定価格を事前公表しておるというところら辺で、くじ引きの原因となるのは何かといいますと、積算ソフトなんかで予定価格を類推できるというところら辺が抽選の原因にもなっております。この資料にも、事後公表の見直しの推移を書いておるんですが、ここらも国からは事後公表に見直すべきではないかというような方針も出されておりますので、見直していくべき大きな視点の一つなのかなとは思っております。

○ 森 康哲委員長

平成15年からの率抽選方式の課題として挙げられている、くじで決まることから算定根拠がなく、結果として業者が積算せずに入札するようになっていると、これにも当てはまってくるのかなと思いますので、やはりこういう課題に対して、入札制度を変えてきたと

いう経緯もあると思うので、そういうことをやはり、ある一定の周期で変えていく必要性は四日市にも当てはまっていると思うんですよ。だから、そろそろ検討する時期になってきたのかなと思うので、内田部長、考え方、方向性だけお願いします。

○ 内田総務部長

入札制度については、総務常任委員会のほうでも所管事務調査で長年いろいろ議論していただいた経緯もございまして、資料にもその経緯をまとめさせていただいておりますけれども、今、課長も申しましたように、我々も課題として認識しておるのは、きちっと明確にしています。なかなかそこに一歩手を打てやんというのが、打つ手は過去にも打ってきたけど結果が出てなくて見直してきた部分もあれば、全国的に、中央公契連モデルの中で通されてきた運用の中で、四日市が違うことをして調和がくずれるといたしますか、そういったこともあるということと、それから、根本的な解決策ではないんですけれども、例えば資料の11ページ、入札制度そのものはなかなか見直すのりしろが少ない中で、今、入札契約方式については、四日市もやっぱりいろんなことをしようとしています。既にECI方式というのも採用させていただいていますし、これからですけれども、地域維持型の契約方式とか、そういったことを、入札契約方式についても一つの方針に偏ることなく、いろんな形でトライしていったらどうかという考えはあります。

それから、先ほど課長も申しましたけど、くじ引きによる抽選が多いという現状の中では、極論を言えば、やっぱり競争させることが一つの原則になっていきますけど、総合評価方式を採用していくということが一つの大きな解決としての目処が立っているということもありまして、これは物理的に職員も相当、あるいは受注者側のほうも相当労力が要ということで、なかなか今全てをこうするわけにはいきませんが、そういうことを積み重ねていくことによって、少しでも課題解決につながるのではないかなというのが率直な意見でございます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員長

工事価格の金額を下げ、総合評価方式でやる入札の件数を多くするというのも一つの方策だと思います。いろいろな検討を期待しますので、よろしくお願いします。

あと、人事のほうなんですけれども、消防本部の審査の中で出たのは、消防職員の配置

で、救急車と消防車の同時出動ができない体制で今、南部分署と北部分署があると。あと、できれば20名ふやしていただけると同時出動ができるということも挙がっておりますので、これは昨年度からの総務常任委員長の報告にも挙がっておりました。ぜひ前向きな検討を人事としても検討していただきたいと思います。

それと、危機管理室からは——これは三、四年前だったかな、もうちょっと前かな——津のほうの危機管理室の体制と、同格市ということで、どれぐらい差があるのかというのを調査したことがあって、津は30名体制で、2年任期でぐっとボリュームをふやして、津波避難ビルの対応をしたと。四日市はどうかというと、そのときは11名体制で、大変な思いをして対応した経緯があって、本日の議論の中でも、いろいろな対応をするに当たって、人的な配置はやはり増のほうで検討してほしいんだなというのを感じました。そういうところの各部局の人員配置をやはり人事としても正確につかんでいただいて、取り組んでいただきたいと思います。これは要望としてお願いしたいと思います。

他に質疑はございませんか。

(なし)

○ 林 I T 推進課長

委員長、済みません。

I T 推進課、林でございます。申しわけございません。

先ほどの答弁の中で、一部誤りがございましたので、訂正のほうをさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○ 森 康哲委員長

どうぞ。

○ 林 I T 推進課長

マイナンバーカードの交付率についてですが、8月末現在で、私8.35%と申し上げましたが、把握はしておりましたが、言い間違いをしてしまいました。申しわけございません。正しくは8.87%でございます。申しわけございませんでした。

○ 森 康哲委員長

資料のとおりでよろしいですね。

皆さん、周知のほうよろしくお願いします。

それでは、他にご質疑もないようですので、質疑はこの程度といたします。

討論の前に、先ほど討議を行った項目以外に、議員間討議のある方、挙手を願います。
ないでしょうか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

ないということで、それでは、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

別段、討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

なお、全体会へ送るか否は、採決の後にお諮りをいたします。

それでは、採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第25号平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第15目人権推進費、第21目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費につきましては、認定すべきものと決することにご異議ござ

いませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

全体会に送るべきという事項はありますか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

なしと認めます。

[以上の経過により、議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第15目人権推進費、第21目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、総務部所管部分の審査はこれで終了いたしました。

休憩とりますか。

では、これにて休憩に入ります。再開は35分からとします。3時35分から再開いたします。お疲れさまでした。

15 : 23 休憩

15 : 35 再開

○ 森 康哲委員長

休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

会計管理室所管の審査に移ります。

まず、会計管理者よりご挨拶をお願いします。

○ 伊藤会計管理者

会計管理者の伊藤でございます。座って失礼いたします。

○ 森 康哲委員長

どうぞ。

○ 伊藤会計管理者

この決算常任委員会総務分科会の審査も折り返し地点かなというところで、お疲れのところをよろしく願いいたします。

本日は会計管理費の平成29年度の決算について審査をお願いするということでございますが、あわせまして金券の購入及び管理についてと、資金の運用状況についても資料をご提示させていただいております。さきの議案聴取会のほうで金券の購入ほかについての追加資料の請求がございましたので、本日、その資料をお示しさせていただいておりますので、あわせてご審議のほどよろしく願いをいたします。

議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第6目 会計管理費

○ 森 康哲委員長

それでは、議案第25号平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、会計管理室所管部分を議題といたします。

本件につきましては、追加資料の請求がありましたので、資料の説明を願います。

○ 坂田会計管理室長

会計管理室長の坂田でございます。よろしくお願いいたします。

先日の議案聴取会で森委員長のほうより請求のありました追加資料についてご説明させていただきます。

タブレットの資料はフォルダ02の総務常任委員会の中の18、平成30年8月定例会議の中で、06会計管理室（追加資料）となります。表紙と資料1ページでございます。よろしくお願いいたします。

切手等の管理ということでございますが、平成29年度末での金券の残高におきまして、切手等の残高が増加をしており、その所属別の内訳と理由についてまとめました。

上段の表でございますが、切手等の残高比較で、切手等が、平成29年度末の残高が203万9334円と、平成28年度末との比較で165万8224円増加いたしました。なお、この切手等には、切手のほか、はがき、レターパックを含んでおります。このレターパックと申しますのは、郵便局で販売する専用の封筒でございますが、ここに重さ4kgまでの郵便物を入れて送れるもので、レターパックプラスは510円で、相手方に対面での手渡しで配達がされると。レターパックライトは360円で、郵便受けへの配達がされるというものでございまして、こうした特徴を踏まえて、用途によって使い分けをしております。

下半分の表の所属別明細は、平成29年度末の残高が前年度より増加した所属の内訳とその理由でございます。

まず、政策推進課でございますが、年度末の比較で143万9920円の増額となりまして、これが大部分を占めておるということでございます。

その下の市民税課につきましては、昨年度、市民税特別徴収税額の通知にマイナンバーの記載が国のほうから求められました。その税額通知の送付に当たりまして、個人情報保護の必要性から、直接対面で手渡しがされますレターパックプラスを2万4500枚購入いたしまして、そのうち607枚の残部が生じたものでございます。

切手等の増額となりました要因は、この二つの所属が主なもので、その下に記載をしております市民課、中学校で7000円余りという増額となりましたほか、増加した所属と理由は記載のとおりでございます。

一番下の合計欄の一段上でございますその他計につきましては、切手等を保有する所属の中で、平成29年度末の残高が前年度より減少したところをまとめたものでございまして、合わせて10万8276円の減額で、増加した上記の所属と合算いたしますと、一番下に書いて

あります合計額ということになります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、挙手にて発言願います。

よろしいですか。

副委員長、いいですか。

○ 樋口博己委員

追加資料じゃないところでもいいですか。

○ 森 康哲委員長

どうぞ。

○ 樋口博己委員

済みません、これは当初の資料ですかね、金券の購入及び管理についてというところで、政策推進部は切手の件だと思うんですけど、管財課と市民税課がふえているのは、これはなぜなのでしょう。

○ 坂田会計管理室長

管財課につきましては、金券の中で駐車券の部分でございますが、現在本町プラザの前でございますパーキングの駐車券につきまして、一括して購入をして、この部分を指定管理者のほうで使ってもらおうという形の運用方法をとっておりまして、これが多額になっておるとい事情がございます。

市民税課につきましては、先ほど申し上げました特別徴収税額の通知に使用しましたレターパックプラスというものが、平成29年度、ちょっとかさんだということでございます。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。ありがとうございます。

あと、もう一つ、この資料の一番最後の14ページですかね、トータルの現金の運用なんですけど、これで預金運用分、平成29年度で4646万何がして、このうち預金運用分が全てなんですけど、この下に国債運用分って、こういう欄が書いてもらってあって、ゼロになっておるんですけど、これ、今まで国債運用したことがあるのかどうなのか。これ、各課の日々の現金なので、余り運用するあれもないのかなと思っておるんですけど、この辺、なぜこういう区分になっているんでしょうかね。

○ 坂田会計管理室長

実はここ数年間、国債は、ご存じのとおり非常に金利が下がっておりまして、運用の実績がございませんが、平成25年度ぐらいまでは、預金等々と、あるいはそれ以上の金利で運用ができたものですから、こここのところに国債運用分の数字が上がっておったということでございます。ちょっとここ最近、ここはゼロが続いておりますが、これは、国債がもし有利に運用できるようになれば、またやっていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、国債といっても数年とかいうものじゃないと思うんですけど、短期というか、1年とか、そういうもので運用してみえたんですかね。

○ 坂田会計管理室長

過去の運用の実績といたしましては、最長が5年ほどの国債を保有したこともございますが、大体はその年度内での運用。残り1年という形で出回っておるものを主に購入して、持ち切りということで、それを買うというふうな運用をしておりました。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

これ、でも、運用するお金を持っているということはどうなんですかね。要するに、現金を持っているということですよ、これ。金券ですか。金券でも運用できるんですかね。

○ 坂田会計管理室長

実は、それは預金と同じような考え方で、金券で持つておるわけではなくて、預金で運用しておったものが例えば満期が来た時点で債券に切りかえるということももちろんできますし、債券でずっと運用、満期が来たらまた次というような形での継続をしたり。預金と債券は、運用に関してはそれほど差がないような形で手続はしていけるものですから、主に預金か債券かどちらかで持つておるといふふうにご理解いただければなといふふうに思っております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 森 康哲委員長

他にございますか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

それでは、他に質疑もないようですので、質疑はこの程度といたします。

討論の前に、議員間討議のある委員の方はみえますか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

なしと認めます。

それでは、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

別段、討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りをいたします。

それでは、採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第25号平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費につきましては、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

全体会に上げるべきもの、ございますでしょうか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

なしと認めます。

[以上の経過により、議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、会計管理室所管の議題は終了いたしました。お疲れさまでございました。

理事者の入れかえがございますので、委員の皆様、しばらくお待ちください。

それでは、監査事務局に係る議案の審査に入ります。

まず、監査事務局長よりご挨拶をお願いします。

○ 清水監査事務局長

監査事務局長の清水です。

○ 森 康哲委員長

おかけください。

○ 清水監査事務局長

座って失礼します。

監査事務局のほうは、最近の法改正等がございますして、地方自治法の改正への対応ということで、一番大きいのが、議会さんにもお世話になっておる議選監査委員さんの問題ですね。この方向はどうなるのかを今、注視しておるような状況です。

それから、9月に入りまして、9月5日なんですけれども、住民監査請求というのが4年ぶりに出てきまして、その対応に追われているところなんです、これも法改正によりまして、請求があったら直ちに議会及び市長に要旨を通知することということになっておりまして、その日のうちに議長さんに通知させていただいて、翌日の本会議で要旨を配付させていただいたような次第でございます。

監査事務局の状況としては、こういうふうな状況なんです、本日の委員会につきましては、平成29年度の決算認定をお願いしておりますので、よろしくご審議のほうお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第2款 総務費

第6項 監査委員費

○ 森 康哲委員長

それでは、議案第25号平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、監査事務局所管部分を議題といたします。

本件につきましては、追加資料の請求がありませんでしたので、質疑より行います。

ご質疑のある方、挙手にて発言願います。

○ 村山繁生委員

その住民監査請求の今後の流れはどうなっていくんですか。

○ 森 康哲委員長

それは決算審査外のことになりますので。

○ 村山繁生委員

そうか、決算じゃないな。失礼しました。

なし。

○ 森 康哲委員長

よろしかったですか。済みません。

質疑ございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

別段、ご質疑もないようですので、質疑はこの程度といたします。

討論の前に、議員間討議のある委員の方はございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

なしと認めます。

それでは、これより討論に移ります。

討論がありましたら発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

なしと認めます。

別段、討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りをいたします。

それでは、採決を行います。反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第25号平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、歳出第2款総務費、第6項監査委員費につきましては、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

全体会に上げるべきものの提案はございますでしょうか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

なしと認めます。

[以上の経過により、議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第6項監査委員費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、監査事務局の議題は終了いたしました。ご苦労さまでございました。

理事者の入れかえがございますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

財政経営部の資料を皆さん、ちょっと見ていただきたいんですけれども、審査に入る前に確認をちょっとしていただきたいと思います。

見開きのページがあるということなので、それがちゃんと表示されているかどうか。

説明して、どこにあるのか。

○ 笠井議会事務局主事

場所が、総務常任委員会のフォルダの8月定例会議の07の財政経営部（追加資料）です。それで、見開きで見ていただく部分が、恐らく4ページの行財政改革プラン2017というところになるかと思うんですけれども、それで、見開きに表示ができていますか。

(発言する者あり)

○ 森 康哲委員長

皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、財政経営部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をお願いします。

○ 服部財政経営部長

済みません、財政経営部の服部でございます。大変お疲れのところ申しわけございませんが、どうぞよろしく……。

○ 森 康哲委員長

座ってどうぞ。

○ 服部財政経営部長

それじゃ、座って失礼いたします。よろしくお願いいたします。

財政経営部のほうからは、平成29年度の決算、そして、平成30年度補正予算、さらに一般議案といたしまして、アセットマネジメント基金条例の制定議案、これを提出させていただいておりますので、どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中管財課関係部分

第5目 財政管理費

第7目 財産管理費

第21目 諸費中収納推進課、財政課関係部分

第2項 徴税費

第4款 衛生費

第4項 病院費

第8款 土木費

第7項 下水道費

第11款 公債費

第12款 予備費

桜財産区

○ 森 康哲委員長

それでは、議案第25号平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、財政経営部所管部分を議題といたします。

本件につきましては、追加資料の請求がありましたので、資料の説明を求めます。

○ 川口財政課長

財政課の川口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、さきの議案聴取会におきましてご請求をいただきました資料でございますが、順次ご説明のほうをさせていただきます。

既にもうタブレットを開いていただいておりますかと思っております。財政経営部の追加資料の3ページをお開きいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

こちらは樋口委員からご請求いただきました臨時財政対策債についての過去からの推移と、交付税への算定額についての資料でございます。

下段のほうの表に発行可能額、実際の借入額、それから、平成29年度末の未償還元金、平成30年度の交付税基準財政需要額への算定額、平成29年度中の実元利償還額を記載してございます。

臨時財政対策債につきましては、平成13年度に導入されておきまして、その元利償還相当額につきましては、実際の発行額にかかわらず、理論上の償還費用を後年度の地方交付税基準財政需要額に100%算入することとされてございます。

表の最後に累計額を億円単位でまとめてございますが、平成13年度から平成29年度までの発行可能額の累計は444億円となっておりまして、実際の借入額の累計366億円との差額78億円の発行を抑制してきたということでございます。

平成30年度の交付税算定におきましては、基準財政需要額に27億円が算入されておきまして、実際の元利償還金は22億円でございますので、発行抑制などによりまして、その差5億円分のメリットが理論上では生じておるということでございます。

しかしながら、本市は平成28年度から普通交付税の不交付団体となっておりまして、実質的なメリットは生じないこととなっております。

私からの説明は以上でございます。

○ 伊崎行財政改革課長

行財政改革課の伊崎でございます。よろしくお願いいたします。

先日の議案聴取会で村山委員から行財政改革プランの項目の達成の状況がわかるものということで、資料請求をいただきました。行財政改革プラン2017の改革事項の一覧をご用意いたしましたので、ごらんいただきたいと思います。

資料は先ほどのページの続きでございます。4ページから11ページをごらんいただきたいと思います。タブレット、先ほどもご説明がありましたが、横向きにしてごらんいただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

資料のほうですが、四つの基本方針が行財政改革プラン2017に定めてございます。その四つの基本方針ごとに、改革事項、担当所属、平成29年度の計画の内容、その実績評価というふうに整理をいたしました。

改革項目は33項目ございます。そのうち計画目標以上のものが四つ、計画目標どおりのものが22、計画目標に至らなかったものが六つ、平成29年度には具体的な計画がなかったものが一つでございました。

達成の状況をわかりやすくするために、表の一番右端のところですが、平成29年度の実績評価の欄につきまして、計画目標以上の項目と、計画目標に至らなかった項目に色をつけてございます。

計画目標以上の項目と、計画目標に至らなかった項目といたしましては、まず、計画目標以上の取り組みといたしましては、先ほども申し上げましたとおり四つございまして、資料の6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

改革項目の14番目、基本方針のⅢの2番目の項目でございしますが、14番目、全会計の市債残額を目標といたしました市債発行の抑制、その次の項目、15番目になりますが、財政調整基金と都市基盤・公共施設等整備基金の残高を目標といたしました基金の確保、一つ飛ばしまして、項目の17番目、システム運用に係るサーバの削減を目指したサーバ仮想化技術を活用したシステム統合サーバによる保守レベルとIT投資の最適化、この項目でございました。

引き続き、資料の8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

項目の24番目、滞納の解消と削減を目指しました適正な債権管理の推進でございました。以上、四つの項目が計画の目標以上となった項目でございます。

次に、計画の目標に至らなかったものとしては、先ほども申し上げましたように六つございまして、ちょっと資料を戻っていただきまして、資料の4ページ、5ページに戻っていただきたいと思います。

改革項目の二つ目、基本方針Ⅰの二つ目の項目でございしますが、市民団体や企業等との協働による環境学習の実施、次に資料の6ページ、7ページの一番上のところ、改革項目の10番目でございますが、農業センターの体制整備、次に、同じページの18番目――下から2番目でございますが――市単独扶助費の見直しの項目、次に、1枚めくっていただきまして、資料の8ページ、9ページの一番上のところですが、項目の20番目、行政コスト計算の分析による事務事業の見直し、次に、同じページの項目の23番目、広告収入等新規

財源の確保、最後に項目の25番目——これは下から2番目でございますが——既存施設の有効活用と不要資産の売却等の推進、以上の六つの項目について、計画目標に至らなかったというところでございます。

以上が計画目標以上、また、至らなかった改革項目となります。

資料の説明は以上となります。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

管財課の芝田です。よろしくお願いします。

私からは、樋口委員から請求がありました資料につきまして、ご説明のほうをさせていただきます。

12ページでございますが、普通財産のうち売却または貸付けが可能な物件についてでございます。

まず、1番のほうですが、平成29年度におきまして、一般競争入札による売却を図った物件でございます。

久保田2丁目にあります旧みたき保養所、それから、楠町南五味塚の南五味塚地先宅地。旧みたき保養所につきまして、約376㎡の宅地、それから、南五味塚地先宅地については約155㎡の宅地ということでございますが、本年平成30年3月14日に入札を実施すべく、記載の予定価格にて公告を行ったところでございますが、いずれの物件につきましても応募がなく、入札不調となったところでございます。

次に、2のほうでございますが、本市ホームページ上で賃貸可能として公開している物件でございます。

こちらのほう、記載がございますように、浜町の宅地、旧港分団跡地など16の物件につきましては、早期の売却が困難ということで、資料の一番下のほうに記載しておりますけれども、例えば接面する道路が狭い、建物はないが地上権等が設定されているなどの理由によりまして、早期の売却は困難ではあるというものの、財産収入の確保を図るべく、賃貸可能な物件としてホームページのほうで公開をしている16件の物件でございます。

次に、資料の13ページでございますが、本市の電力入札の取り組みについてでございます。

まず、1、電力入札の現状と今後の取り組みということで、本市のほうでは、高圧受電施設を対象にしまして、平成24年度に市庁舎、総合会館の入札を実施しまして、以降、対

象の施設を拡大して、現在のところ40の施設で電力入札を実施しておるところでございます。

この電力入札を実施している施設につきましては、資料の2番目のほうですが、電力入札実施施設のところに挙げておりまして、市庁舎、総合会館、下水道施設、消防施設、文化会館などで入札を実施しているところでございます。

これまで、電力の入札を実施する中で、高い削減効果というのを得られておりまして、資料の3のほうに市庁舎及び総合会館における削減効果、こちらのほうを見ていただきますと、平成29年度の電気料金の支払額につきましては4769万7446円、これをもし中部電力と契約していたとしますと、電気料金のほうは6141万3933円ということで、1371万6487円安くなっております。削減率は22.3%と、高い削減効果があるということで、今後、平成32年度までに、原則としまして、全ての高圧受電施設につきまして電力入札を実施する予定としておるところでございます。

また、低圧受電施設につきましても電力入札実施の可能性を現在検討しておりますし、ガスの受給契約、これにつきましても入札実施の可能性の検討を進めておるところでございます。

今後も、維持管理費の一層の軽減に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○ 川森財政経営部次長・市民税課長

資料のほうの14ページをごらんいただきたいというふうに思います。

村山委員のほうから質疑がございまして、その後、森委員長のほうから整理をいただいて、資料請求していただきました個人市民税の課税誤りの件数の推移ということで、これまでの推移、5年間について挙げさせていただいております。

資料でございますが、それぞれの税目ごとに上段が課税誤りの件数、中段が課税件数、そして、下段が課税誤り率ということで、平成25年度から平成29年度分を挙げさせていただいております。

説明のほうは以上でございます。

○ 内田財政経営部参事・収納推進課長

収納推進課、内田でございます。よろしくお願いいたします。

資料につきまして、15ページをお願いいたします。

委員長、副委員長のほうから資料請求をいただきました。

市税等におけるクレジット決済（クレジット収納）の導入につきましてご説明申し上げます。

1、四日市市が現時点でクレジット収納を導入していない理由につきまして、1点目としましては、他市の事例によりますと、利用手数料が高額で、利用金額のおおむね1%であるのに対して、口座振替は11円、コンビニ収納は60円程度で、利用金額によって収納コストに大きな差が生じます。

2点目としまして、市側と利用者側との手数料の負担割合が自由設定で定まっておられません。利用者側の負担を高くするか、もしくは全額負担としますと、利用率が低くなることが懸念されます。

3点目としまして、クレジット収納を利用した場合には、金額に応じてポイントサービスが付与されますが、他の収納手段ではそうしたサービスが受けられず、公平性に問題が生じます。

4点目としまして、他市の事例によりますと、口座振替で納期内納付をしていた利用者がクレジット収納に変更するケースが多く、収納率の向上には直接結びついていない状況でございます。

5点目としまして、クレジット収納を導入するに際しましては、多額の収納システムの改修費が発生いたします。積算上、改修には千数百万円程度を要します。

以上のことから、クレジット収納は導入しておりませんが、枠の中に記載させていただいておりますが、利便性の向上を図るため、スマートフォン等に専用アプリをインストールし、口座から即時に納付可能な方法を平成30年度当初から導入済みであり、クレジット収納のように時間、場所の制約なく納付できる環境を整えました。

参考資料といたしまして、下になります。他市区町村におけますクレジット収納の導入状況を記載させていただいております。平成30年度以降の導入予定を含む実施数は1741市区町村のうち314自治体で、実施率は10.04%となる見込みです。

また、クレジット収納導入済み自治体におけます平成28年度実績の平均利用率は、全国及び三重県内自治体とも1%未満と聞いております。

1枚おめくりいただきまして、16ページをお願いいたします。

2の三重県内各市及び近隣中核市・同格都市のクレジット収納の導入状況につきまして、表の上段につきましては、予定を含む導入済みの自治体で、導入年度及び科目、利用手数料の市と利用者の負担内容を記載させていただいております。三重県内の導入済みは4市で、近隣市では導入予定を含めまして5市でございます。

表の下段につきましては、導入を検討中もしくは予定なしの自治体で、検討状況及び各市におけます検討結果の内容等を記載させていただいております。三重県内の導入予定なしにつきましては6市で、検討中は3市でございます。近隣市では、導入予定なしが1市で、検討中が1市でございます。

1枚おめくりいただきまして、17ページをお願いいたします。

3、議会でのクレジット収納に係る一般質問等の経緯、過去5年間につきまして、平成25年11月定例会議会一般質問、平成26年2月定例会議会代表質問、平成28年1月文書質問によります質問要旨及び答弁要旨につきましては記載のとおりでございますが、クレジット収納の導入に当たっては慎重に検討していくべきと考えているという答弁をいたしております。

資料の説明につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○ 川森財政経営部次長・市民税課長

先ほどの説明の中で、一部訂正がございます。

15ページになりますけれども、下のほうの参考資料のところ、平成30年度以降のクレジット収納を実施している自治体の実施率でございますけれども、18.04%でございます。訂正させていただきます。

○ 森 康哲委員長

説明は以上ですか。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、挙手にて発言願います。

○ 樋口博己委員

資料をいろいろとありがとうございます。

臨時財政対策債についてお聞きしますけれども、済みません、ちょっとなかなか僕、理

解ができなかったんですけれども、これは発行可能額に対して実質どれだけ借りたかというのが、借入額が実質借りた額だと思うんですけれども、それに対して国から交付税措置をされている、差額の金額というのは、どこで見ればいいんでしょうかね。

○ 川口財政課長

財政課の川口でございます。

まず、表を見ていただきますと、一番左端が発行可能額ということで、その横の借入額が実際に本市といたしまして借り入れた額ということになってまいります。説明の中でも申しましたが、平成30年交付税算定基準財政需要額と書いてありますこちらのところが交付税の算定額ということになってまいります。これは、全国でこれぐらいの率で借りておるだろうということで、総務省のほうで理論値を出してくる、実際ではない元利償還金の額というのが交付税には算定されてきます。

これが平成13年度の発行分から平成29年度の発行分まで、それぞれ理論値を出しまして、合計が一番下の27億円というふうな形で集計されてまいります。この額が基準財政需要額に算入されるということになってまいります。

実際に本市は、先ほど申しましたように、借入額が発行可能額とイコールではないというところ、国が算定しております理論値上の利率、それと実際に私どもが借りた利率が違う等々、実際の償還額とはずれがあるということで、本市が平成29年度中に支払いました元利償還金の額が22億円強というふうな形になっておるといような資料の説明でございます。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

済みません、ちょっと僕も、再度説明いただいたんですけれども、実際借り入れた金額が366億円で、この366億円に対して、具体的にどれだけ国から補填されているんですかね。そういう数値というのは出ないんですかね。

○ 川口財政課長

これ、交付税の算定上の話になりまして、実際には、今お示しした基準財政需要額27億円が、需要額に算定されますということでございますが、こういうそれぞれの算定される

需要額を足し上げますと、何百億円という基準財政需要額が出てまいります。それと、基準財政収入額との差が、需要額の方が多い場合に交付税が算定されるということになってまいりますので、実際の元利償還金の額に対して幾ら入ってくるというような一対一の対応には交付税のほうの計算がなっていないということで、直接的には幾ら入っていますというご説明はできないんですが、比較させていただくと、交付税の算定額としては、四日市全体として27億円は需要額として見ていただいております。

ただ、見ていただいておりますが、不交付団体であれば、実際には交付税は入っていないということになってまいりますので、交付税上幾ら見てもらっているかというのとは一致しないというところで、ちょっと説明が難しいといいますか、わかりにくいというところで申しわけございませんが、そういう形になってございます。

○ 樋口博己委員

済みません、僕、わかったような、わからんようなんですけど、これは、平成28年度、平成29年度は不交付団体になったので、発行していないということなのか。それとも、この先も税収的には好調なんだろうなと思っていますが、もし財政力指数が1を切ったとしても、今後発行しないという考え方もあるのか、その辺はどうなんですかね。

○ 川口財政課長

この臨時財政対策債といいますのは、通常の地方公共団体が借金できる起債と少々異なっております。いわゆる通常ですと、建設地方債と呼ばれていますが、何か建物を建てたりとか、投資的経費に当たるようなものに対してのみ起債が借りられるというような形になってございます。こちらのほうは交付税のかわりとしまして借りられるということになってきますので、実際には一般財源扱いということになってまいります。ですので、その年度に消費してしまう経費に対して、お金として充てるということになってまいりますので、国でいうところのいわゆる赤字地方債みたいなもので、これを借りていくことによって、実際借金をして、その年度に使うお金の足しにしておるという形でございますので、ちょっと例外的な起債であるということが1点でございます。

それと、交付税の算定上、借りても借りなくても、100%後年度の元利償還金として交付税の需要額に算定してもらえという制度は、基本は、この起債ということになってまいります。通常ですと、何かものを建てて、それに対して起債を借ります。実際に借りな

いと、その交付税への算入というのは起こってこないんですが、こちらの臨時財政対策債は、借りても借りなくても交付税に算入していただけるというところで、四日市としまして、起債を借りずにいけるだけの財政上の余力がある場合、まず、どの起債を借りないかというふうになってきた場合に、まず、この臨時財政対策債を抑制していきましようというふうなことで考えてございます。

ですので、必ずこれを借りませんかと言われてますと、財政状況、収支状況によりまして借りるという場合も当然ございますが、そういう形で、起債の発行抑制をかけるのであれば、優先的にこちらのほうからというふうに考えておるというところでございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。やっぱりこの臨時財政対策債の借り入れをして、これは後々交付税でお金を交付しますよという約束があるだけで、恐らく、実質全額交付されてはいないということではないんですね。

○ 川口財政課長

そうです。

○ 樋口博己委員

だから、まずは借りない借金としては、ここは抑制したいという話なんだろうなと思いますので、実質、財政力指数が1じゃないところは、もう臨時財政対策債は発行しないと、借り入れしないという方針のところもあるように聞いていますので、これ、財政が安定しているときなので、そういう方針なんだろうなと理解します。

また、僕も勉強しますけれども、ちょっと、実際発行して、本当にどれぐらい交付されているのかというのは、なかなか数字では出ないということですね、感覚として。例えば、大体半分ぐらいは交付されておるなという感覚なのか、その辺の感覚だけ、ちょっと教えていただけます。

○ 川口財政課長

国のほうがよく説明をされますのは、交付税のほうに100%算入しておりますという説明をされます。今見ていただきましたように、一応理論値上は交付税の基準財政需要額の

ほうに100%算入されておるといことになります。ですので、交付税にどれだけ算入されていますかというご質問に対しましては100%ですというお答えができます。

これに対しまして、この臨時財政対策債の分として、実際に四日市市がもらった交付税のうち、幾らこの分に入っていますかというのは、先ほども言いましたように1対1ではないので、なかなかこの分ですという形でお答えすることはできないということでございます。

○ 樋口博己委員

ありがとうございます。何となくは理解いたしましたけれども、いずれにしても、今後は抑制していくという方針だということ間違いありません。

○ 川口財政課長

起債、借金自体を抑制していくこと、これは一般質問等でもお答えはさせていただきまして、世代間の負担というところもございますので、実際に、いわゆる箱物等を建てた場合の後年度の世代間の負担という意味では、起債を借りないというふうには考えてはいないですが、少しでも借金のほうを減らしていきたいというふうなところで考えてございますので、それにはまず、借りるのを抑制するというところからやっております。ですので、借り入れる額よりも返す額のほうが多い——これ、プライマリーバランスとよく言いますが——そういった形で、それを守って、いわゆる発行のほうをできるだけ抑制していこうと。実際のところは、バランスというのとはりながらということになってくるとは思いますが、考え方として抑制していくという考え方に変わりはないというふうに思っております。

○ 樋口博己委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 森 康哲委員長

他にご質疑ございますか。

○ 村山繁生委員

資料ありがとうございました。

行財政改革プランに関しては、所管が多岐にわたっておりますので、一個一個全然聞かずともないし、全体の流れを見たかったんですけど、例えば20番の行政コスト計算の分析による事務事業の見直しということで、経常経費の伸びを抑制するということが目標達成に至らなかったということだと思んですけど、その行政コスト計算書をきちっと作成するという事は、これは100%、川村委員の一般質問にもありましたけれども、これはちゃんとあれですか。

○ 伊崎行財政改革課長

行財政改革課の伊崎でございます。

行政コスト計算書の作成の状況ということでご質問いただいたというふうに理解いたします。

改革項目の16番目をごらんいただきたいと思います。ページは6ページ、7ページになるかと思えます。

行政コスト分析をしていくということは、一つ、改革の項目として取り上げてはおりまして、平成29年度におきましては、施設や部局などの比較検討しやすい単位に細分化するというものについて……。今は、全体の、オール四日市の財務諸表、財務書類というのはつくってございましたけれども、そういったセグメント別というか、個別の施設、個別の部局というものはつくっておりませんでしたので、そういった指標について、平成29年度は手法を検討するという事で作業を進めておりました。

その作業を進めた結果、今年度、決算議会の資料としてお示しさせていただきましたような施設別の行政コスト計算書が完成するに至ったという形になっております。ですので、行政コストの計算書をつくっていくという部分につきましては達成できたというふうなところでございます。

以上です。

○ 村山繁生委員

ありがとうございます。

それぞれ、達成できなかったことに関しましては、何が原因で、どうしてできなかったのかということもよく分析していただいて、次年度に生かしていただきたいというふうに

思います。

それと、もう一つの課税誤り率につきましては、僕はただ、別にそんなにこだわるわけじゃないんですけど、目標はあくまで間違いはあるかもしれないということは、それはもうわかりますので、でも、目標はあくまでゼロ%で、法人市民税と事業者税はゼロ%と書いてあって、実績も、実際は全部ゼロ%ですけど、過去5年間ね。

僕、書き方も、目標は全部これ、一つにしてゼロ%にして、実績でこうやって分けて書けばいいかなと思ったんですけども、検討するってこの間言ってもらっていましたが、そんなすぐにできるわけじゃないのでね。その辺、ちょっとどうだったんですかね。

○ 川森財政経営部次長・市民税課長

この課税誤り率につきましては、基本的には課員にですね、それぞれ、今年度、こういう目標でやっていきたいという形で伝えさせていただきます。それは、基本となるのは昨年度ベース、昨年度よりも下回るということをベースにしておりますけれども、ただ、おっしゃっていただいたように、あくまでもゼロを目指すというのは当然のことでございますので、私どもとしましては1件でも少なくしたいというのは、もうこれは村山委員がおっしゃっていただいたとおりでございます。

ただ、一番最初に1件という形で出てしまいますと、もう既にその目標を超えちゃうということになります。課税事務そのものにつきましては、4月、5月が非常に量的には圧倒的に多くて、6月、7月、8月と税更正等も出てくるわけですけども、その時点で既にもうゼロじゃなくなっているよということになると、ちょっと職員のほうのモチベーションを保たせるという意味でも、若干そこについては、努力はやっぱりさせるということの主眼においてのこの目標の立て方でございますので、そのあたりについては、もう少し検討させていただきたいということで、この前お答えさせていただいたところでございます。

○ 村山繁生委員

モチベーションが下がるということもわかりますけれどもね、それやと、初めからもう1件、2件は仕方ないなという、もう入り口からそうやもんで、何もわざわざ0.008%って、こんな目標立てる必要がないなと思っただけで、言っただけで。その辺ももう一遍ちよつと。

○ 川森財政経営部次長・市民税課長

検討させていただきます。

○ 早川新平委員

25番の既存施設の有効活用と不要資産の売却等の推進というところで、計画目標に至らなかったというふうに色分けしてもらってあることは結構わかりやすくいいんやけど、計画目標以上と、至らなかったが同じ色で、どうせ色をつけてくれるのやったら、これ、もうちょっと色分けしてもらったほうが一目瞭然かなというのが一つあって。25番に関しては、それなりの理由、例えば海岸に近いとか、いろんなところで出ていますやんか。要は買い手と売り手のところやでね。メリット、デメリット、それから単価計算からいくと高いよなとかいう、自然に公売して、この値段でここなら、市民の方は要らんよなということで、応札ゼロやというふうに書いてある。

それに関して、じゃ、この価格でだめやったんやから次年度はどうするかとか、そういう。これ、25番を一つ例にしたけれども、計画目標に至らなかったというのは、それなりの理由がやっぱり各個別ではあると思うんやけど、その対策というのが、私は決算の中で、結果はこうだったんだけど、それを今度改善していくためにはどうするかということが一番大事なんだけれども、全てにおいて——伊崎さん、今手を挙げてもらってあったけれども——考えというのはあるのかな。

○ 森 康哲委員長

どっちが答えますか。

○ 伊崎行財政改革課長

行財政改革課の伊崎でございます。

まず、改革項目で目標に至らなかったものについて、どういった全体的な考え方を持っているかという部分につきましてお答えさせていただきたいと思います。

まず、改革項目の進捗管理というところにつきまして、その改革項目の進捗がどういった状況であるのか、また、どういった成果があったのか、また、それに対してどういった課題があったり、今後どういった見通しを持っているのかというところにつきましては、

私どものほうと所管の関係課のほうで、ヒアリングをまず行っております。その中で、意見交換をして、今後についてどういった問題があるのかというところを整理しておるところでございます。

ですので、目標を達成していない項目につきましては、その改善に向けた考え方であるとか、今後の見通しというところも聞きまして、私どもからできる助言というところもしておるところでございます。ですので、どの項目につきましても、その進捗管理の中でのようになれば達成できるのかというのを関係者とともにも事業を進めていきたいというふうに考えておるところが、全体のところはこういったところでございます。

以上です。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

例えば、これ、最後にするんやけれども、25番を例に出して言わせてもらったときに、これ、実勢価格でやっているのか、路線価で単価をはじき出しておるかということだけ教えてください。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

25番の一般競争入札の2件の案件、資料の12ページのほうでご説明させていただいておりますが、さっきも説明させていただきましたように、旧みたき保養所と楠町南五味塚の地先宅地、この2件につきましては、実際に売るときに鑑定をとります。不動産鑑定をとりまして、鑑定をとった金額に、実際に売り払うときに、その金額に私ども、市の決め事で、20%以内をその鑑定額から減額することができるということでもありますので、実際に私どもとしては、鑑定額に80%を掛けた金額、こういった形で内部的に公有財産審査会の審査を経て、予定価格を決めていくという形で運用をしているところでございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 樋口博己委員

先ほどの早川委員の質疑に連動するかと思いますけれども、12ページの普通財産のうち売却または貸付けが可能な物件についてということで、資料をつくっていただきましてありがとうございます。

旧みたき保養所と南五味塚地先宅地なんですけど、みたき保養所なんか売れるような気もしていたんですけど、今後どうするんですかね、これ。平成29年度売れなくて、今年度も売却の公告を出す予定なんですかね。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

管財課の芝田でございます。

実際にことし3月入札でやりましたけれども、こちらにつきましては、実際にもう一つの南五味塚の地先宅地と違って、こちらの旧みたき保養所につきましては、かなり問い合わせはありました。公告を出した時点でかなり問い合わせがあったんですが、やはり窓口等でお話をお聞きしていると、こちらのほうの物件につきましては、地下に約45cmのコンクリート製の埋設物があると。これはもう企業庁が設置した旧水道施設の一部の升なんですけど、この升、これについてはコンクリートで封入、閉塞が既に行われておるところなんですけど、こちらについても周辺の土地利用の状況、それから、技術的な観点から、現状では撤去は困難であると。ですので、土地所有者のほうで適切に管理することを求めるという形で説明をさせていただく中で、やはり実際にこちらのほうを買いたいという不動産業者2人につきましては、以前は上物、みたき保養所があったわけでございますけど、大々的にこっちを開発してということになると、下を掘ってという形になると、なかなか不動産業者としては手を出しにくいのかなというふうに思います。ですので、そういった形で応札はなかったのかなというふうに思っております。

今後なんですけど、一度入札を行いましたけれども、一応、内部的に検討をしている最中でございますが、さらに、方向性としては、時期はちょっとまだ未定なんですけど、まだまだ周知されていない部分もあるかと思いますので、一般競争入札については、もう一度実施をしていきたいなという方向で、今、内部的に検討しておるところでございます。

ただ、その結果によっては、また、もしどうしても次回やっても応札がないという場合

には、新たに貸付け等の方向を探っていくことになろうかというふうには思っております。
以上です。

○ 樋口博己委員

これは、下にコンクリートの物が埋まっているというのは、これは土地鑑定の中できちんと加味されてこの値段に、予定価格になっておるんですかね。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

鑑定に出す中では、そういった埋設物があるという形で周知をしまして、そういうことも踏まえた上で鑑定という形でしておるところでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、周辺の土地からすると、そういう埋設物があるということで安くなっているけれども、引き合いがなかったということですね。市場価格からすればもっと低い値段を求められているのかもわかりませんね。ちょっとわかりませんが。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

実際に鑑定をとる中で、実際の売り払いに関しては、鑑定額にコンマ8を掛けた形で実際に売り出すという形でやっておりますので、かなり実勢価格からすれば、価格的には、私どもとしては下げているというふうには認識はしておりますが、西浦保育園のすぐ北側のところですけど、町なかの物件でもあり、住宅地ですけども、売れなかったというのは非常に残念には思っております。

○ 樋口博己委員

売れなかったら借地という、賃貸という話もありましたけど、下のホームページ上に出ているところも、何かいろいろ理由がありますよね。道が狭いとか、地上権が設定されているとか、崖とか、市街化調整区域、沿岸部で津波のリスクがある。持っていることに関しては、草刈りとか、管理するだけでもお金はかかるとは思いますけど、これ、どうするといいいんですかね。何かアイデアありますか。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

実際、管財課のほうでいろんな、要は行政財産ではない用途を廃止した財産、普通財産としていろんな物件を持っておるところでございます。本当にその物件の中には、崖地のようなところで、もう絶対売れないような土地もありますし、進入路がないような土地もございます。

そういった中で、私ども、土地については、内容のほう、ちょっと調査といいますか、いろいろ調べまして、ある程度まとまった土地であれば賃貸可能という形で整理しまして、この16件についてはその可能性があるという形で公開をしているものでございます。

実際に、これをホームページで上げることによって、平成28年度に1件貸付けのほうを実施したという事例もございまして、その平成28年度あたりに貸付けを実施することによって、年間43万円ほどの収入も上がってきたというような事例もございますので、まずは、地道に、ホームページのほうも適宜、より目立ちやすいところに、ホームページのほう、ときどき上げている場所を変えるなりして、さらに周知徹底をして、PRして皆さんに知っていただいて、有効に活用して、貴重な市の財政収入に寄与できればなというふうに思っています。まずは、いろんな手段を通じてPRしていくことが大事かなというふうには思っております。

○ 樋口博己委員

平成28年度に43万円の賃貸収入があったということなんですけど、これ、平成29年度でいろんな管財課で所管している普通財産、こういった土地の管理費って、どれぐらいかかっているんですかね。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

主に除草作業が管理費の中心的な費用でございますが、こちらにつきましては、除草費用でおよそ400万円程度だったというふうには記憶しております。

済みません、失礼します。申しわけございません、400万円といいましたけど、金額的には150万円程度というふうに認識しています。

○ 中森管財課主幹

今、課長が補足説明させていただきましたとおり、平成29年度で管財課が所管する普通

財産の維持管理費用として、樹木の剪定、除草費用として、計算額として163万3000円程度、費用を要しております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

マイナスなんでしょうけど、ちょっと僕もどうするといいいのかアイデアはないんですが、ホームページで広告する分には、そんなプラスワンのお金はかからないのでしょから、ホームページで公告するぐらいなんですかね。ちょっと済みません、これ以上アイデアがないので、質疑がとまってしまいますけれども、何か皆さんでアイデアがあれば、済みません。

○ 川村幸康委員

一般質問のときも施設別の行政コスト計算書のところで少し議場でさせてもらったんですけど、要は、例えばこれやと、旧みたき保養所のところで言うと、16万円ぐらいやろう、坪。20年目ぐらいのときに尾平のイオンのあのあたりが坪18万円ぐらいやったかな。今、どういうふうに地価が動いておるのか、ちょっとわからんやけれども、市場がよく知っておるのやでさ。行政やと周りの市場に迷惑かけたらあかんと思って、売り払いが余り、あの辺動きがあらへんで、余り安くつけれやんとなっておるのやろうけど、実際に市場はすごく動いておるで。マンションでもあれでもさ、値段が3年前に買っておけばと思ったり、3年後に買っておけば安かったというのはいっぱいあるわ。上下水道局の前のマンションもそうやわ、物件。高かったのに、あれも半年もせんうちに下がったわ、ばさーんと。だから、そんなことはあるで、資産は。だから、市場は動くで、持っておっても何にも無で生まんやと言うなら、とことん下げて売っても私はええと思うな、活用せんやつは。

この間でも、学校給食センターのあれで挙がった三交のところのあれなんていうのは絶対売ったら活用できるのに、絶対手放さんしさ。ずっとあれ、何にも使ってないよ。知っています。都市整備部か何かがちょっと資材置き場に置いておるか何か知らんけど、三交の空港へ行くバスの東側のところの土地とかさ。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

補修用ってつけておるけど、何も置いてあらへんやん。それから、あそこの上下水道局の後ろのさ、野田の。あそこももう草ぼうぼうやで。東産業からもうちょっと向こうに行ったところな。あそこも結構あるけど、もう草生えておるだけやし。

この間言ったのは、公園なんかも見直しかけたらとって、法改正もあったのでどうって言うておったけど、さっき総務部のところでも言ったんやけど、一遍洗い出しをせんと。公園なんか、もうつくるだけつくってきたで。何ページやった、あれ。財産調書のところ、むちゃくちゃあるのやな。何番やったかな、これ。本会議の8月定例会議の16番や。140ページあるのや、財産に関する調書明細。もう見るのも嫌なぐらいようけあるわ。物すごい財産やで。それはそれで、財産があるというのはようわかるんやけど、余りにも生きていないし、公園でも使っていない公園があったり、あと、道路を買っていくときに余剰地が残って、民間なら使えるけど行政は使っていないとか。

これ、平尾のあそこもあるんと違うの、メリノール学院のこっち側。あれ、もう俺、あんなに余分に買ってどうするのやと言ったら、何か知らん、何やかんやに道路課が使うんですわって説明はしておったけどさ。あれでも、最近買った余剰地やで。メリノール学院の南側、道路を拡幅するのに。結構広いよ、あれ。だから、あれなんかでも、不要なものまで買ってしまっておるでさ。だから、意外に行政がやるとき、公共工事を進めようとすると、どうしてもいかに少し買わなあかんという部分はよくわかるんやわ。そやけど、その後、もう処理するのやったらどうするかさ。

それと、これからちょっと考えておかなあかんのは、逆やわ。よう田んぼやらその土地を、相続やらで資産をもうよう管理せんとおるのが、多分全国的にやけど、四日市もふえてきて、どうしようというのがようけあるやんか。あれの相談にはちょっと応じたほうがええんと違うかなと思って。極端なことを言うとな、民地も市の財産として見たときな。相続の手続で物すごい困っておって、もう子供らもおらへんしとか、子供らもう出ていって四日市戻ってこうへんで、田んぼ誰か面倒見てくれやんかというのは、私らの地域やと物すごい多いんやわ。やけど、どうしようもあらへんし。そうやって考えていくと、ここ5年、10年で、相続を含めた中で、民地の不良資産というかさ。

それから山林な。うちらで言うと、あの防災拠点とか、あれでも判こもらいにいくのに1年以上余分にかかったでな、山林なんか登記してへんで。そんなことが多分出てくるのかなと思うと、ちょっと今のうちから、市の財産も含めてやけどさ。相続というのは、行

政ではチェックはしていないわけか。あれは個人が財産を相続して、登記をつけて、でも固定資産として税はもらうわけやろう。何がしかなくなっても、それは登記がなっておるかどうとかは、調べようがないの。調べておるのかな。わからん。

○ 守田資産税課課長補佐

資産税課の守田ですけれども、固定資産税は土地家屋のほうで、委員おっしゃるように相続とかで相続人様が本来でしたら登記とかはつけていただいて、その登記の情報に基づいて固定資産税をかけさせていただくというような形になっておりますけれども、やはり核家族化が進んだりとか、そういったところでやはりなかなか面倒を見切れないというような状況は、税のほうからもうかがえるところがございます。

そういったところで、国のほうも所有者不明土地問題というところで、相続の義務化とか、そういったところを検討しておるところでございます。我々もそういった国の動きを注視しておるところはございます。

それから、相続のほうは、調査できないのかという話もございましたですけれども、あくまで税の調査の話でございますけれども、どなたが相続したかとか、どなたに相続権があるのかということは、戸籍とかでの調査とかは、税の話でございますけれども、固定資産税の業務の中でしておるところはございます。

○ 川村幸康委員

そうすると、固定資産税を徴収するのに当たっては必要なことやわね。誰かにもらわなあかんのやで。そうすると、そこで相続されておるかどうかは、国の動向もというけど、現場は、四日市で集めにいくところの行政機関としてなら、それは徴収せなあかん仕事なんやろうで、それはやっぱりやらなあかんのと違うのかな。それは無理なことを言っておるのかな。

それは何でかという、入らんようになるわな。変な話、市民が相続したりなんかせんたら、税収半分になるわな、固定資産税は。違う。やっぱりそれは国の制度でもあるけど、四日市市としてせんと。固定資産税は四日市に入ってくるやろう。

○ 守田資産税課課長補佐

済みません。ですので、固定資産税のほうで相続とかの調査はしております。その中で、

結構相続人の方が県外に見えて、なかなか苦勞するということは、当然業務の中でございますけれども、そこは戸籍とかを、その市に請求して、相続人様を確定して、あなたは相続人ですので、税のほうをご負担くださいといった形の案内を送っております。

○ 川村幸康委員

わからんやけど、もっと言うと、具体的にそんなことをすると面倒くさいで相続を放棄するわという人もおったり、それから、払わんという人もおるやろう。いろんなケースがあるんやけど、それは手続上として効率がええのかな、効率が悪いのかな、どうなんや。教えてほしいんさ。判断変わるやろう。手続上は相続もしてもらわなあかんし、徴収もせなあかんけど、実際にその費用というか、コストやわな。行ったり徴収したりやり取りしたりして、実際に放棄するのか。それはどうなのかなと思って。

○ 須藤財政経営部参事・資産税課長

資産税課の須藤でございます。

今、川村委員のほうから土地のことをメインにお話しされています。相続といいますと、土地、建物、いろんな相続があって、いいところだけ相続するというのはなかなかできませんので、当然負の財産の相続なんかも発生していきますので、一概に言うことはできないんですけども、親が亡くなった場合に相続という手続のご相談があったりする場合に、やはり放棄をされる方もみえますので、順次、相続権の順位がありますので、それぞれの調査に入って行って、たくさん的人数に調査が及ぶ場合もありますので、なかなかすぐに行きつくところはないんですけども、順次、そういう調査はやっているところでございます。

○ 川村幸康委員

それ、具体的に数字はないのかな。例えば、100としたら、相続ちゃんとしておるのは大体50ぐらいで、不明含めて難儀しておるのが25で、相続放棄が15とかさ。それぐらいわからへんの。難しいの。ここ5年ぐらいでこんなもんですわとかさ。これはもっと割合的にはふえてきましたわとかさ。多分二、三十年前って、そんなことは余りなかったと思うんやわ。放棄するというこも。ここ最近のことやろうなと思っておるで、数字でなくても、件数でわかるやろう。わからへんのか、そんなの。

○ 守田資産税課課長補佐

大分の方はきっちり相続とかなされますけれども、中にはそういった困難案件で、我々が県外の身内の方、それから、先ほど須藤課長のほうが申しあげました放棄があつて、例えば子供さんが放棄しましたら親に戻つて、その兄弟にというような形にも調査していくわけなんですけれども、そういった中で、そこら辺のところなんですけれども、平成29年度の数值なんですけれども、そういった相続関係のなかで、そこら辺のところを調査中というものが25件ございます。

○ 川村幸康委員

平成29年度は25件やけど、その前の年度や、その前の年度よりもふえておるの、減つておるの。

もう一個大事なのは、それは調査中やけれども、エネルギーかけても難しいのかさ。どうなんや。それによって、多分部長の方針も変わるやろう。人をふやしてそれをやったほうがええのか、いやいや、もうそれはそんなに、そこはもう難しいなら、何年かたって相続できやんなら、行政財産になるんやろう、違ふの。俺のうろ覚えやけど。50年ぐらい相続せんともらえとるか、あらへんのか。あらへんのか。だから、所有者不明の土地やろう、それ。俺、何か聞いたことあるのは、相続しておらんと、所有者不明の土地やと、50年かなんかで行政財産になるって聞いたことあるのやけど。それは都合のええ覚え方やったんかな。そんなことあらへん。

○ 須藤財政経営部参事・資産税課長

済みません、基本的に法務局のほうに土地は――建物の場合は登記のない物件もありますけれども――全て基本的に登記がついています。

ですもんで、法務局に登録されている方が基本的には土地の所有者になりますので、今、多分おっしゃっている不明というのは、その相続登記がされずに亡くなっていくという場合でも、やはり誰が所有者かという、やはり登記に搭載されている方が土地の所有者という形になりますので。

済みません、先ほどの50年というのは、私はちょっと認識していません。

○ 川村幸康委員

いや、私の勘違いかもわからんで、一遍調べておいて。何かそんなの聞いたことあるのや。三代、大体相続していないと国が没収やと聞いたことあったで。そうやで相続せなあかんって聞いた覚えがあるんやけど、一遍それはあるのか、ないのか。

それと、やっぱり不良資産のあれはやっぱりやる気になって、キャンペーン張って、もう出していかとあかんわ。いつまでもずるずるというのは、行政は仕事が変わるでええけどさ、だんだんと大きくなるで、物件が。もう身軽に処理できるところは処理して売っていく。旧みたき保養所も売りに出して不調やったでとって、ずっと寝かしておいたら、もうこれ、潰け物になるぞ。早いところ新しいうちに売らんと、そんなもの、ずっと置いておいたら絶対売れへんわ。足元見られるで、もうすぐや。そうやで、売るとなったら早いところ売らんと。価値が下がるわ。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

ご指摘ありがとうございます。旧みたき保養所で特にお話しいただきましたので、これについては、先ほど課長からも申し上げましたけれども、価格を見直した上で今年度、もう一度売却にチャレンジしたいと。価格の見直しにつきましては、不動産鑑定士の方に再度鑑定をお願いするような格好になりますけれども、前回、この1818万円が入札公告をして、問い合わせはあったものの、実際に応札者がなかったという事実がありますので、その事実を受けた上で、さらに価格を下げるといような形で、私どもは考えております。ですので、価格見直し、価格をどこまで下げられるかは鑑定士さんの手腕にもよりますけれども、なるべく売れるような値段設定をして売却していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○ 森 康哲委員長

その応札があった2者は、大体の価格って言っていました。これぐらいやったら買えるのやけどなというのは。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

ごめんなさい、応札はなかったです。入札参加申し込みは1者あったんですけども、この1者、不動産会社の方でしたけれども、入札日の前にもう入札参加を辞退するということのでございましたので、幾らぐらいでというようなお話は実際にはさせてもらっておりません。

○ 森 康哲委員長

そういうやり取りをしていない、する前やったんやね。わかりました。

○ 川村幸康委員

少子高齢化でという話をしておったけど、私も早いところ、この財政経営部で公園とか不要土地の処分は早うしてやってほしいんさ。もう地元が悲鳴上げておるで、公園の草刈りに難儀しておるわ。自治会長さん、難儀しておるで、自分1人で刈っておる人もおるわ。みんなに刈れというのも、暑い日はかわいそうやでと言って、自分でもう草刈り持って刈りに行っておるでさ。草生えておるで刈るんやけど、公園としてはもう機能していないんやわな。やけど、刈らなあかんでと言って刈りに行っておるでさ。こんなの、5年も10年ももう続けれやんなど思っておるで、よっぽどこの間、法改正にもなったんやで、特に財政経営部のほうで公園やかのコストと、それから今後の見通しを考えると、もう今のうちに手を打って。公園はないとあかんって、大矢知なんか全然ないで要るんやって、三平さんは言っておるし、公園が全くないって言っておるで。逆にミニ開発やあんなので、ミニ公園がいっぱいできたところはもう本当に地元管理が大変やで。

あと、こども広場とかもつくったはええが、もう大変なんや、今は。二、三十年で木が大きくなってきて。この間も木を切ってって言われて、よう切らんと言うもんで、市に頼んだら、市も、これは神主さん呼んできておはらいせんと切れやんような木やと言って。いやいや、それぐらい大きくなるのさ、木も。根からとらなあかんで。そんなのがたくさん出てきておるで、やっぱりちょっと一遍、資産はふえることはええけれども、活用していない資産はちょっと民間にでも売り払うか何かして活用せんとあかんのかなと思って。ため込むばっかじゃないなと思ってな。ちょっとはそういう目で見えて、行政財産を有効活用してほしいなと思って。

○ 服部財政経営部長

委員おっしゃるように、確かにたくさん抱えた中で活用されていないというのも多くあるかと思います。一度、この際、網羅的に一遍調査させていただいて、活用の方針をそれぞれ立てていけたらというふうに思いますので、一度ちょっと他の部局とも連携させていただきまして、今後、調査に向けて、させていただきたいと思います。

○ 川村幸康委員

できれば、計画をやっぱりつくらなあかんわ、行政が動かそうとすると。土地開発公社のあの問題でも、ようやく尻が見えてきたけれども、あれでも、えらいところを結局計画を立てて、再建をやらなならんだでさ、すごい損したけど、やってきたわな。だから、それと一緒に、ちょっと一遍行政財産の活用を、今度の推進計画に入れるのかどうかは別にしても、何かに入れて、最終的にはこれぐらいはやっぱり処分してやっていくというような目標を決めてやらんと、なかなか行政、動きにくいんと違うかなと思うんや。各部署が持つておるやつもあるでな。そう簡単にいかんというところもわかるで。それはやっぱりそういう、違う目線で見えて処理しようということやっていかんとあかんに、これは。

特に市民のほうで起こっておるのは、もう少子高齢化で公園、今までのようにボランティアで守りしてくれていったって、もう無理やに。恐らく、これから来るのは用水の管理やら、あぜ草管理も、あんなのごまかしでやっておるけどさ、農地を守る会やら、どうやらこうやらで、ああいう管理も、もうできやんようになるに、そのうちに、本当に。だから、俺、言うておるのやで。それは、あつという間に来るでな。だから、もう少しそういうことをきちっと、中長期のスパンで考えておかんと、ことしはよかったな、ことしはよかったなというやり方はもう通用せんで、計画を一遍つくってさ、特にやってよ。

建物のアセットマネジメントやあんなのは上手にするのやけどさ、使っていないところのアセットマネジメントはせんでさ、もうちょっとそれをやるべきやな。

最後に、給食センターで漏れたような土地のところもちょっと考えておかなあかんで。幾つかあったやろう。給食センターで漏れたところな、特に。

以上です。

○ 森 康哲委員長

他にご質疑ありますか。

○ 樋口博己委員

ありますけど、何時までやりますか。

○ 森 康哲委員長

多分、資料請求した部分の質疑が大分残っていると思います。資料請求した部分の質疑がまだ残っていると思うので。

○ 樋口博己委員

時間的には、きょうは何時までやりますか。

○ 川村幸康委員

財政経営部終わる、もう。もう樋口さんだけで終わりやったら終わろうに。

○ 森 康哲委員長

いや、樋口さんだけでは終わらないと思う。

(発言する者あり)

○ 土井数馬委員

あしたは予算もあるんやで、もうきょうはこの辺で。

○ 森 康哲委員長

じゃ、この程度で。

じゃ、あす10時にまた再開ということで、本日はこの程度といたします。お疲れさまでした。

17：05 閉議